## 総務産業常任委員会

平成30年3月8日(木)午前10時00分開 会

○三鬼(和)委員長 おはようございます。

ただいまより総務産業常任委員会を開会いたします。

本日、付託されている議案が7本ございます。付託されておる議案のある課より 進めようと思っています。そのほか報告事項等もございますので、よろしくお願い します。

それでは、最初に、市長より御挨拶をお願いします。

○加藤市長 おはようございます。

委員の皆様には、昨日まで本会議引き続きまして、総務産業常任委員会を開催していただきましてありがとうございます。

さて、本委員会に付託されております議案につきましては、議案第2号、尾鷲市情報公開条例の一部改正についてから議案第5号、尾鷲市職員退職手当条例等の一部改正についてまでの4議案、議案第12号及び議案第13号の消防団関連条例の一部改正が2議案及び議案第27号、尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定についての計7議案であります。それぞれ担当課より提出議案について説明いたさせますので、よろしく御審議いただき御承認賜りますよう、お願い申し上げます。ありがとうございます。

○三鬼(和)委員長 それでは、順次議案のある課より説明していただきます。

なお、市長の提案しております7本のプロジェクトのうち6本が当委員会にかか わる件でございますが、今年度いっぱいでプロジェクトの結果というのか、あれを 目指しておるようですが、途中経過が報告できるものにつきましては、各課より報 告していただくつもりでおりますので、よろしくお願いします。

それでは、総務課よりお願いします。

○下村総務課長 それでは、今定例会に提出しております議案について、総務産 業常任委員会進行表により御説明させていただきます。

議案書の1ページ、議案第2号、尾鷲市情報公開条例の一部改正についてにつきましては、行政機関の保有する条例の公開に関する法律の一部を改正する法律が施行され、個人情報の定義が明確化されたことに伴う条例の一部改正であります。

新旧対照表の1ページをごらん願います。

改正後の第8条第1項第1号において、個人情報の定義を明確化するものであり、 当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により、特定の個人を識別す ることができるもの、または特定の個人を識別することができないが、公にするこ とによりなお個人の権利、利益を害するおそれがあるものと改めるものであります。

- ○三鬼(和)委員長 引き続き議案第3号も説明します。
- ○下村総務課長 続きまして、議案第3号、尾鷲市個人情報保護条例の一部改正 についてにつきましては、議案第2号同様、行政機関の保有する情報の公開に関す る法律の一部を改正する法律が施行され、個人情報の定義が明確化されたこと及び 要配慮個人情報の定義が新設されたことに伴う条例の一部改正であります。

新旧対照表の2ページをごらん願います。

改正後の第2条第1項第1号の(2)に、議案第2号同様、個人情報の定義を、(2)個人識別符号が含まれるもの、いわゆるパスポート番号などがそうですが、 それが追加されます。

次のページになりますが、第10号に要配慮個人情報の定義を追加し、第6条の第5号の2に、「記録される個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨を」を追加するものであります。

また、第8条では、思想、信条及び宗教に関する項を要配慮個人情報であること を明記するものであります。

○三鬼(和)委員長 二つ、先にします。

それでは、今説明がありました議案第2号、第3号につきまして、御質疑ございましたらお願いいたします。

いいですか。

## (「なし」と呼ぶ者あり)

- ○三鬼(和)委員長 それでは、議案第4号と5号、合わせて御説明願います。
- ○下村総務課長 次に、議案第4号、職員の給与に関する条例の一部改正についてにつきましては、平成27年4月から実施しております給与制度の総合的見直しにおいて、引き下げられた給料額に関する経過措置が本年3月31日をもって廃止され、それにあわせて平成23年4月からの55歳を超える職員の給与等の1. 5%減給支給措置について廃止となるため、所要の改正を行うものであります。

新旧対照表の6ページをごらん願います。

改正前の附則第27項において、職務の級が6級に該当する55歳以上の職員の

給料、6級に該当するというのは、いわゆる課長級でございます。55歳以上の給料の地域手当、期末手当及び勤勉手当等を1.5%減額しておりましたが、8ページの第30項までを削除し、それらに伴い、4ページの同条本則第17条、第18条を改正し、尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び尾鷲市職員の育児休業等に関する条例、附則中の関係条文の削除を行うものであります。

続きまして、7ページの議案第5号、尾鷲市職員退職手当条例等の一部改正についてにつきましては、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律が平成30年1月1日に施行されたことに伴い、退職手当の支給水準を引き下げるもので、8ページの条例案にありますように、同条例の第1条から第3条に規定する調整率を100分の87から100分の83.7に引き下げるものであります。以上であります。

- ○三鬼(和)委員長 以上、議案第4号と5号を説明していただきました。 これらにつきまして、御質疑ございましたらお願いいたします。
- ○奥田委員 議案第4号についてお尋ねしますけれども、職員の給与、3年前、もう3年たつの、早いですね。3年前に55歳以上ですか、引き下げですよね、3年経過したと。今後どのような影響があるんですかね。金額的にと言ったら、また予算のあれになってしまうのかもしれませんが。それを教えてください。
- ○下村総務課長 例えで悪いんですけど、私の場合、56歳になっておるという ことで、この3月分の給料と4月分の給料を比較しますと、七千数百円、減額とな るという形になります。
- ○奥田委員 3年経過したので、55歳以上の方が影響を受けるということですけど、議案第5号についてもちょっとお伺いしたいんですけど、この退職手当についても、100分の87を100分の83.7に変えるということは、退職手当も引き下げという理解でよろしいんですかね。
- ○下村総務課長 はい。影響額としましては、在職年数にもよるんですけど、7 0万程度減額となります。
- ○三鬼(和)委員長 それは、ここに入ったときから退職までということですか。
- ○下村総務課長 先ほど言いましたように、在職期間にもよるんですけど、例えば学校を卒業して市役所へ勤める、いわゆる40年を基本にした場合、大体70万 ぐらいの影響が出ると。
- ○三鬼(和)委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○三鬼(和)委員長 ないようでしたら、そのほかの報告事項についてお願いい たします。
- ○下村総務課長 予算のことなんですけど、議会運営委員会、全員協議会において予算説明をさせていただきましたが、総務課の新規予算について、新規と書いてある部分がありましたので、その部分を前回質疑でもありましたのですが、その中身について説明させていただきます。
- ○三鬼(和)委員長 お願いします。
- ○下村総務課長 2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費の総務一般経費に計上しております9節旅費14万円につきましては、本市同様、財政が厳しい中、老朽化が著しい庁舎の建てかえを、PFIを活用して建設した岩手県紫波町へPFIを活用した経緯や成果等についての調査研究として、2名分の派遣旅費を計上したものであります。

次に、情報化推進事業に計上しております13節委託料のファイル無害化システム構築業務委託料129万6,000円、ファイル無害化システム機器保守委託料6万5,000円につきましては、本市では情報セキュリティー対策として、現在住民情報を取り扱う基幹系ネットワークとグループウエアや財務会計システム等を取り扱うLGWAN系ネットワーク、県のセキュリティークラウドを経由するインターネット回線の3系統を物理的に分離していますが、市民の皆様や関係機関とのメール及びインターネット情報は専用の端末やUSBメモリーを用いる必要があり、職員の業務効率が停滞しております。その改善のため、内部事務端末、LGWAN側にウイルスを除去し、取り込めるファイル無害化システムを導入するものであります。

次の報告、よろしいですか。

- ○三鬼(和)委員長 はい。引き続き報告をお願いします。
- ○下村総務課長 それでは、お手元に、タブレットのほうに尾鷲市業務継続計画、 BCPの資料を送付させていただきます。

尾鷲市業務継続計画については、行政も被災するような大災害時において、適切かつ迅速に非常時優先業務を遂行でき、住民ニーズに応えられる体制を整える必要があります。本市では、これまで尾鷲市危機管理基本マニュアル及び尾鷲市地域防災計画、さらに尾鷲市代替庁舎リストなどを活用し、業務継続の重要な6要素をカバーしてまいりましたが、内閣府が求める業務継続計画のように、職員の誰もが理解できる具体的な対応策等がないため、今回、本市独自の業務継続計画を策定いた

しました。

計画書の1ページをごらん願います。

本計画の策定の目的は、大規模な地震災害が発生した際、行政機能が低下する中にあっても迅速に応急業務を開始するとともに、最低限の行政サービスを提供できるよう、行政機能の早期復旧のための事前対策として、尾鷲市業務継続計画を策定するものであります。

2ページでは、計画の位置づけで、地域防災計画との相違点を掲載させていただいております。業務継続計画は、庁舎や職員など行政の被災を前提とし、災害応急対策や継続性の高い業務を特定するとともに、限られた資源を活用して業務を遂行することを目的としています。

3ページ、4ページには、地域防災計画による想定される災害及び被害状況の想定を、5ページから9ページには、業務継続計画の重要な6要素となる職務代行の順位、傘下体制、代替庁舎の特定、電気、水、食料等の確保、通信手段の確保、非常時優先業務の選定基準を掲載させていただきました。

まず、5ページの市長不在時における代行順位では、ごらんのように、副市長、 教育長、総務課長の順となっています。参集体制及び配備人員基準については、地 域防災計画による参集体制に準拠しております。

7ページには、平成28年12月にお示ししました本庁舎が倒壊などにより使用 不能となった際の12件の代替庁舎リストを掲載しております。

8ページ、9ページには、電気、水、食料等の確保、通信機器の確保、非常時優 先業務の選定基準を掲載させていただきました。

11ページから25ページには、各課における災害応急対策業務、通常業務の開始目標時間を各課と協議の上、掲載させていただきました。

例えば、11ページの災害応急対策業務における総務課の業務では、発災後、直 ちに着手しないと市民の生命、生活、財産または社会経済活動の維持に重大な影響 を及ぼすため優先的に対策を講ずるべき業務として、職員の動員、配備、食料等の 支援に関すること、本部事務局の支援に関することが最優先となります。

また、通常業務につきましては、15ページ、16ページになりますが、庁舎及び付属建物の管理取り締まりに関することが最優先となり、次に、庁内電話及び郵便物に関すること、内部管理事務で他の課に属しないこと、給料、賃金、旅費の計算及び支出命令に関することが続きます。

また、本計画につきましては、国の計画、地域防災計画の更新や改正に対応する

とともに、現在記載しております課名につきましても、現在の課名で掲載させていただいておりますので、4月以降は改めさせていただきます。 以上でございます。

- ○三鬼(和)委員長 一番最後の説明につきましては、機構改革で庁内の課が変わるということで変更になるということと、もう一つ、今後とも見直しというのか、国とか県あるいは当市の防災計画によって、またそれに準じて見直しされるということですね。
- ○下村総務課長 当然その時々の状況により、特にですが、国の計画や尾鷲市の 地域防災計画の変更が生じた場合は、随時改正させていただきます。
- ○三鬼(和)委員長 これらにつきまして、御質問ございましたらお願いします。
- ○小川委員 素朴な疑問というか、自分で理解できないものですからちょっと教えてほしいんですけど、業務継続計画も非常に大事なことなんですけど、4ページのところなんですけど、避難所の避難者数、うち避難所とか避難所外とかあるんですけど、これ、避難所外というところ、6万1,000人って理解したらいいですか、人数のところ、1日の。
- ○三鬼(和)委員長 何ページですか。
- ○小川委員 4ページ。尾鷲市、こんな人、おるのかなって、おらへんのになと 思いまして。これはどういうふうに理解したらいいんですか。
- ○下村総務課長 このリスク予測結果につきましては、地域防災計画から抜粋させていただいておりますが、済みません、地域防災計画、今からとってきますので。
- ○三鬼(和)委員長 何行目。
- ○小川委員 いや、みんな数字がでかいもんで。
- ○三鬼(孝)委員 BCP、7ページ、代替庁舎検討用リスト、きのう、村田議員の一般質問の中で、工業高校の話、庁舎、出ておったけど、この中に入っておらんな。その辺のところはどんなやった。
- ○下村総務課長 11番に、尾鷲高校光が丘校舎、正式には尾鷲高校の光が丘校舎と。
- ○三鬼(孝)委員 悪い悪い、ごめんごめん、そういうことやな。
- ○三鬼(和)委員長 他に。
- ○下村総務課長 三鬼(孝)委員言われた尾鷲高校光が丘校舎のこれ、実習棟の 一部ということで、実際今も尾鷲高校の実習教室がありますので、一番上の階が、 フロアがあいておるということで、そこをお借りするというお話です。ただ、尾鷲

警察署のほうも災害があった場合ということで、そのときは半分をというお話になっております。

○奥田委員 今、代替庁舎の話が出ましたけれども、私、以前に申し上げたかも しれません、おととしか、6月、熊本へ行ってきたんですよね。そのときに庁舎が 傾いた益城町の役場と、それから、庁舎が完全に潰れておった宇土市役所を見てき たんですけれども、宇土市の場合は体育館を使っていました、代替庁舎としてね。 益城町の場合は裏に急遽プレハブをつくってやっていましたけれども。

私、熊本を見てきて思ったのは、代替庁舎も大事やし、それから、罹災証明を出す体制というのをもうすぐやらないかんと思うんですよ。それが時間がかかって大変なんだということで、これは災害ボランティアセンターの方も口々に言うていましたし、だから、全然片づかないんだと。罹災証明が出ない限りはどうしようもないんやという話が、宇土市でもそういう話を聞きましたし、熊本市でも聞いたな。ですので、そういう体制づくり、それから、やっぱり庁舎が潰れたときの代替庁舎にスムーズに行けるようにデータ管理、その2点が、僕、非常に重要かなと思ったんやけれども、その辺どう思うか、教えてください。

- ○下村総務課長 その辺のシステムにつきましては、防災センターのほうへ入っておりまして、その中で、パソコンが使えるところであればそういう証明書発行ができるということで、一応本市では、災害の規模にもよるんですが、福祉保健センター、中央公民館が使えれば、ほぼクリアできるかなと思っております。
- ○奥田委員 あと、罹災証明ね、スムーズに出せる体制というのがまずまず大事やと思うんですよね。その辺をどう考えていますか。
- ○下村総務課長 罹災証明のほうはまず調査ということで、そこに人員がかかる とは思うんですが、その罹災証明の発行につきましても、先ほど言いました防災セ ンターのほうヘシステムが入っておりますので、それで発行できるというふうに、 被災者支援システムというものが入っておって、昨年8月にも訓練を実施しており ます。
- ○奥田委員 ただ、11ページ以降、災害応急対策業務ということで各課のいろいろ書かれていますけど、ただ、僕は、まず罹災証明の発行というところに相当な職員を配置せなあかんのじゃないかなという、集中的にね。そうでないと全然片づいていかないんですよ。もうボランティアセンターの方々もいらいらしていましてね、もうボランティアへ行きたいんやけれども、罹災証明がないもんで片づけられないんやというようなことも、口々に皆さん言われておって、本当に町の方々も早

く片づけてほしいんだけれども、罹災証明がないからどうしようもないんやというような、そういう話が結構あったもんで。多分災害とかあった場合、ほかのところの自治体からの応援とかもいろいろあると思うんやけれども、まずは罹災証明の調査、そして、発行業務というのを集中的にやれる、まずやれるような仕組み、僕、大事かなと、2年前に行って思ったんやけれども。その辺、肝に銘じてやってほしいなと思うんですよ。

- ○下村総務課長 11ページの災害応急対策業務の中において税務課の欄に、被害の概況調査に関すること、被害家屋認定調査及び被災者台帳に関することを3日以内ということになっておるんですけど、現実問題、職員も被災するということも十分想定されますので、その辺につきましても、やはり今後の訓練等で対応していきたいと思っております。
- ○三鬼(和)委員長 他にございませんか。
- ○上岡委員 一つお聞きしたいんですけれども、非常用発電機の燃料の部分のH というのは時間なんですか。どのぐらい使ったらこの時間、そのところの内容。
- ○下村総務課長 時間、22.9リットルということでございます。
- ○三鬼(和)委員長 1時間当たり20ということやろう。
- ○上岡委員 この燃料はどのぐらいの備蓄がされているんですか。12時間分と いう意味なんですか。
- ○下村総務課長 燃料タンクの中には軽油990リットルが絶えず入っておると。
- ○上岡委員 やっぱり尾鷲は津波が一番心配だと思うんですけれども、このリストを見ますと、津波のバッテンのところにこの非常用発電燃料があって、丸のところにはちょっと少ないように思うんですけど、特に三重県尾鷲庁舎とか光ケ丘、これはわからないということなんですか、それともないんでしょうか。
- ○下村総務課長 光ケ丘庁舎についてはないと。尾鷲庁舎はないということです。
- ○三鬼(和)委員長 他にございませんか。
- ○上岡委員 先ほどのファイル無害化システムの件なんですけれども、私の認識では、このファイル無害化システムというのは、添付されているファイルを全部削除してしまうということなんでしょうか。その辺、ちょっと詳しくお願いします。
- ○北村総務課係長 削除するという方式ではなくて、そちらのほうのもとにある データのほうのほうを、言うたら。
- ○塩崎総務課主査 添付ファイルを削除するのではなくて、ただ、マクロとかそ ういったウイルスに感染する可能性のあるログ関係とか、そういったシステム関係

を削除するだけで、ワードとかエクセルとか、そういったファイルを削除するわけではないです。

以上です。

- ○上岡委員 それはいつから使えるようになるんですか、ファイル無害化システム。
- ○北村総務課係長 一応来年度の予算に計上しておりますので、来年度は早々に 業者と契約され次第、使えるようにはなります。
- ○上岡委員 今、かなり多分事務が大変だと思いますので、なるべく早くよろし くお願いします。
- ○三鬼(和)委員長 他にございませんか。

防災のほうで帰宅困難者の日にちが4日から7日とかになっておるんですけど、最近、総務委員会で視察へ行ったところではかなりこの辺に、東日本大震災の結果を踏まえてかなり長い日にち、一時避難者がかなり多いであろうということで、こういったところの備蓄というか、そういったのを整備しておったように思うんですけど、これぐらいの日数、一番長いので1週間ぐらいということなので、もし津波が来たら新たに住まわれるところをするまで一月、二月かかるという現状の中では、ちょっとこの辺の、補給があるとは思うんですけど、どうなんでしょうかね、この辺は。そういった連携も踏まえた上のこういった日数による量になっておるんですか。

- ○下村総務課長 地域防災計画のほうですもんで、今回のうちのBCPにつきま しては市役所と市の職員向けですので、これは地域防災計画のデータをいただいた ということですので、また。
- ○三鬼(和)委員長 わかりました。
  他にございませんか。
- ○下村総務課長 行財政改革プロジェクトチームの事務局ということで、現在総務課のほうで、事務局で行財政改革プロジェクトチームの最終的な報告書を策定中なんですけど、まだ未定稿ということで、現在までの進捗だけ御説明させていただきます。

当プロジェクトチームの検討課題といたしましては、職務の統廃合、外部委託、 事業の再構築、歳入増のアイデア、補助金のあり方、洗い出し、無駄、むらの徹底 排除、指定管理の見直しほかが主なものでありました。プロジェクトチームといた しましては、平成28年度に議会にお示ししました第4次尾鷲市行財政改革プラン をベースにした課題解決に臨むことを確認し、協議を進めてまいりました。

まず、平成30年度に反映できる短期的な取り組みとして、組織、機構の見直し ということで、さきの第1回臨時会にて議決をいただいたところであります。

また、補助金の見直しにつきましては、本市における補助金は地域の活性化や産業振興などさまざまな行政課題の達成のために重要な役割を担っている一方で、補助が長期化するなど経費が経常化し、財政の硬直化を招く要因の一つにもなっていることから、平成30年度当初予算編成に向けた補助金の見直しを実施してまいりました。

従来、補助金については、尾鷲市補助金等交付規則、各課補助金等交付要綱及び補助金ごとの要領により運用しており、交付や評価についての基準が設置されていなかったことから、今回の見直しに取り組むに当たり、昨年11月に尾鷲市補助金等の見直し方針を策定するとともに、今後の効果的かつ効率的な運用と、より一層の公平性及び透明性向上のため、尾鷲市補助金等交付基準及び定期的かつ継続的に見直しを図るため、尾鷲市補助金等評価実施基準を設置いたしました。

具体的な取り組みといたしましては、平成29年度及び平成30年度に継続して 予算計上のある補助金78件について、担当課に対し基礎資料となる補助金等調査 表の作成を依頼し、それをもとに尾鷲市補助金等評価実施基準に基づき、補助金等 審査委員会の委員のうちから選任した評価者がそれぞれ補助内容について評価を行 いました。その結果を今定例会の予算案として上程することとなりました。

また、それ以外には、市長の気になるエトセトラにつきましては、職員の身だしなみでは、名札の統一、基本スーツスタイルの徹底、始業時ぎりぎりの登庁を改める、本庁舎玄関のディスプレーの整理及び煩雑となっているポスター等の整理、体育文化会館のトイレの修繕等の改善に取り組み、図書館の開館時間については、今定例会に条例改正案を提出しております。

今のところ、そういうような進捗となっております。

- ○三鬼(和)委員長 総務課にかかわるプロジェクトについて、ロ頭ですが、進 捗と、平成30年度の予算にかかわる分として報告していただきました。文書的に は、また年度末が過ぎた段階で報告していただくということになっておりますが、 今、報告した中で、もし御質問がございましたらお願いします。
- ○奥田委員 補助金のことをちょっとお伺いしたいんですけれども、市長は以前、 補助金についてはもうゼロベースで考えると、ふだんも、全くこれまでの慣例とか、 そういうことなしでということで考え直すんだということだと思いますけれども、

その中で、今の説明で、昨年、補助金等交付基準、補助金評価実施基準を設けたということですけど、新年度の予算計上に当たってはどんな感じやったんですか、全体的に補助金の計上というのは。予算委員会で聞いたほうがいいんかな。

○藤吉副市長 今回、補助金の見直しに係りましては、先ほど課長が説明させていただいたように、一応各課から補助金に対する調査書を出していただきまして、 評価委員の間で評価をさせていただきました。

その中で、補助金の額の削減であるとか、二つの補助金を一つに統合するとか、 そういう作業もさせていただきましたし、また、補助金については終期というか、 期間が設定されていなかったものが大半でしたので、それについては、一応期間を 区切るという形での作業をさせていただいた、それが30年度の予算要求に反映さ せていただいておると、こんな状況でございます。

- ○奥田委員 30年度の予算に反映したと、今、副市長の話がございましたけれ ども、29年度と比較して、30年度というのはどのぐらいの違いがあったんです か。
- ○藤吉副市長 今、削減額としては、件数としましては廃止が4件、減額が6件、 削減額としましては512万2,000円という形になりました。
- ○三鬼(和)委員長 これは、奥田委員、また詳細が要るんやったら、予算決算 委員会のほうでしていただきますか。

他にございませんか。

- ○三鬼(孝)委員 今の補助金の問題やけれども、交付先には了解、その辺のと ころはどうなんですか。
- ○藤吉副市長 交付先には、それぞれ補助金の担当課のほうから交付先に連絡を させていただいておるということで認識しております。
- ○三鬼(孝)委員 その場合、問題はないんですね。了解いただいたということ で、認識でよろしいですか。
- ○藤吉副市長 私は、特に今、各課からそういった補助の事業実施団体から問題 はあったというふうな報告は受けておりません。
- ○三鬼(和)委員長 他にございませんか。

副市長、指示していただきまして、予算決算委員会の中では、変わった部分、対 比要素、そういうのを各課ごとにつくっていただくというか、まとめて一覧表でも いいですので、わかるように。この委員会ではここまでにしたいと思います。

それでは、総務課のほう、御苦労さまでございました。

暫時休憩します。

(休憩 午前10時38分)

(再開 午前10時40分)

- ○三鬼(和)委員長 それでは、引き続きまして委員会を再開いたします。 続きまして、防災危機管理室の議案 2 件と、それから報告事項がございますので、 順次述べていただきます。
- ○神保防災危機管理室長 それでは、防災危機管理室より議案 2 件について説明 させていただきます。

最初に、議案第12号、尾鷲市消防団条例の一部改正について御説明いたします。 平成30年第1回尾鷲市議会定例会議案書の21ページから22ページ及び条例 等一部改正案新旧対照表の29ページでございます。

今回の条例の一部改正につきましては、尾鷲市消防団条例第2条の第3号を削る ものであります。

現在、尾鷲市消防団員の退職年齢は、副団長以上の者または部長以下に当たっては、団長の承認を得た者以外は満55歳と定められております。この年齢制限を撤廃し、消防団員が減少している現在、団員を確保するためのものであります。

議案第12号については、以上でございます。

- ○三鬼(和)委員長 続けて。
- ○神保防災危機管理室長 続きまして、議案第13号、尾鷲市消防団員等公務災 害補償条例の一部改正について説明いたします。

平成30年第1回尾鷲市議会定例会議案書の23ページから24ページ及び条例 等一部改正案新旧対照表の30ページから31ページでございます。

これは、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部を改正する 政令が平成30年4月1日に施行され、これに伴い、尾鷲市消防団員条例の一部を 改正するものであります。

給与法一般職の職員の給与に関する法律の改正により、平成29年度以降、扶養 手当支給額が段階的に変更し、改定されることとなったことに伴い、基準政令で定 められている補償基礎額の加算額についても改正を実施することとなりました。

改正概要としましては、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る基礎額について、非常勤消防団員等に扶養親族がある場合における加算額を改正し、下線部分が 改正箇所でございます。 なお、加算額の概要につきましては、別表、加算額表を御確認いただきますよう、 よろしくお願いします。

議案第13号についての説明は、以上でございます。

- 〇三鬼(和)委員長 それでは、ただいま説明していただきました議案第12号 及び第13号について、御質疑ございましたらお願いいたします。
- ○奥田委員 細かい話で申しわけないけど、今の資料の施行期日、平成30年4月1日から施行するということなんですけど、これ、漢数字でいいのかな、どっちが正しいんやろう。議案のほうは普通の数字やけれども、余り漢数字とかは見たことがないんですけれども。どっちが正しいんですかね。
- ○神保防災危機管理室長 確認します。
- ○三鬼(和)委員長 何ページのところ。
- ○奥田委員 資料のほう。
- ○三鬼(和)委員長 資料のほうですか。資料やで、条文じゃないかな。それじゃ、確認した上で、また報告していただきます。

いいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○三鬼(和)委員長 ないようですので、報告事項をお願いいたします。
- ○西村防災危機管理室係長 それでは、Jアラート新型受信機システムの更新に ついて報告いたします。

近年、平成29年7月九州北部豪雨や平成28年度熊本地震など、大規模な自然 災害が頻発していることや北朝鮮によるミサイル発射など、我が国を取り巻く環境 は非常に厳しい状況から、情報伝達に要する処理時間の大幅な短縮や、特別警報伝 達情報の充実が可能となる新型受信機の導入が重要な課題となっております。

このことにより、消防庁国民保護室長からの通達により、都道府県、市区町村及 びJアラート受信機を設置している消防本部においては、平成30年度末までに情 報伝達手段の自動起動に要する時間の短縮等が可能となる新型受信機に更新するこ とになりましたので、報告させていただきます。

Jアラート新型受信機については、以上でございます。

続けてよろしいですか。

- ○三鬼(和)委員長 どうぞ。
- ○西村防災危機管理室係長 続きまして、消防団員用防火服購入について報告いたします。

尾鷲市消防団は、火災発生時や南海トラフ地震など、災害発生時に公設消防とともに市民の生命、身体及び財産を守る消防活動を行っております。このことから、尾鷲市消防団全15分団に対し、コート型防火服を3着ずつ配備し、出動団の中から火災現場に接近する小隊長、筒先員、筒先補助員の3名に着用させる予定でございます。また、消防学校の訓練等に必要となるセパレート型防火服を団本部に5着配備し、災害対応や各分団の訓練の際に使用する予定でございます。

消防団員防火服の購入案については、以上でございます。

続けて、委員長、よろしいですか。

○上岡防災危機管理室主任主事 平成30年7月22日に開催される三重県消防 操法大会小型ポンプの部に尾鷲市消防団第3分団が参加します。消防操法とは、基 本的な操作の習得を目指す手順であり、大会では、火災現場を意識した火点と呼ば れる的に向けて放水し、撤収するまでの一連の手順を演じます。速さ、正確さ、規 律行動などの項目で採点され、順位づけされます。

三重県消防操法大会に参加することで消防団の活動を充実させていくとともに、 火災や大規模災害が発生した場合には、住民の生命、身体及び財産を守るため、今 後も訓練を継続し、実施してまいります。

○西村防災危機管理室係長 続きまして、平成30年2月に完成しました尾鷲市 避難所運営マニュアルについて説明いたします。

阪神・淡路大震災では約31万人が、東日本大震災においては全国で約41万人が避難生活を強いられることとなりました。一たび災害が起きると避難所は、住まいを失い、地域での生活を失った被災者のよりどころとなり、また、在宅で不自由な暮らしを送る被災者の支援拠点となります。

しかしながら、東日本大震災では、避難所における生活の質には課題も多く、水、 食料、トイレ等は不十分で、暖房は限定的であり、狭い空間での生活によって多く の被災者が体調を崩すおそれと隣り合わせの生活でありました。

阪神・淡路大震災以降、避難所運営に関心が高まり、三重県においては、平成15年度に避難所運営マニュアル策定指針を策定し、国においては、平成25年8月には東日本大震災の教訓を受け、災害対策基本法が改正され、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針が策定されました。

そこで、想定される南海トラフ巨大地震などの大規模災害が発生した場合でも、 避難所で起こり得るこうした問題を可能な限り回避し、災害関連死を生むことなく、 市全体として万全の体制で命を守るために、尾鷲市避難所運営マニュアルを策定い たしました。

避難所の運営につきましては、周囲のボランティア等に全て任せてしまい、ただ 居心地のよい避難所になってしまうと、避難者の自立心が返って損なわれるという ことが指摘されております。これに対して私たちは、避難者がそれぞれ何らかの役 割を持ち、自立的な運営を行うことが、尾鷲市が目指すべき避難所運営の姿だと考 えております。

尾鷲市避難所運営マニュアルは三つの章から構成されており、1章では、事前対策として、あらかじめ知っておくべきことや、地域での事前に準備することを期待し、2章、初動対応では、避難所の開設から運営が本格化するまでの対応を掲載しております。3章、運営では、避難所の運営が本格化した際の対応や、要配慮者に対する支援等についても記載を行っております。また、発災後の避難者の負担を軽減するために、早期復旧・復興のため、避難所の開設期間はできるだけ短くすることが重要であり、避難所の開設時から応急仮設住宅等への移行など、閉鎖時のことも見越した運営ができるように、地域ごとに事前に話し合い、取り組んでいきます。

防災危機管理室としましては、安全安心で被災者の生活を支える避難所の運営を 実現するために、この尾鷲市避難所運営マニュアルを活用して、全ての避難所にお いて、それぞれの実情に応じた避難所運営マニュアルが早期策定できるよう支援し てまいります。

以上で、当室からの報告を終わります。

- ○三鬼(和)委員長 あと1件、講演会についても。
- ○神保防災危機管理室長 次に、平成30年3月12日月曜日ですが、尾鷲市防 災アドバイザーである東京大学大学院情報学環の特任教授の片田敏孝氏による防災 講演会について報告いたします。

講演内容としましては、片田教授は、平成23年度から尾鷲市の防災アドバイザーとして就任されており、その経験から、尾鷲市が今後防災にどのように向き合っていくのかを、「来るべき大災害に備えて」と題して、講演をしていただきます。

なお、講演会場は、尾鷲市防災センター2階会議室、講演時間は午後6時から午後8時までを予定しておりますので、多数の方の御参加をお待ちしております。 以上でございます。

○三鬼(和)委員長 以上、報告事項5件を報告していただきました。 これらについて、御質問ございましたらお願いします。

いいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三鬼(和)委員長 それじゃ、御苦労さまでございました。 ここで5分まで休憩します。

(休憩 午前10時54分)

(再開 午前11時02分)

○三鬼(和)委員長 それでは、委員会を再開いたします。

引き続きまして、市長公室より、議案第27号、尾鷲市コミュニティバスの指定 管理者の指定についてと、あと、報告事項が若干ございますので、お願いします。

○大和市長公室長 市長公室です。よろしくお願いいたします。

進行表に従いまして、議案1件と報告4件の説明を、担当係長も含め、説明いた します。

それでは、議案第27号、尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について 御説明させていただきます。

議案書の38ページをごらんください。

尾鷲市コミュニティバスの指定管理を行うに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。内容につきましては、別添の市長公室資料により、課長補佐から説明させていただきます。

- ○森本市長公室長補佐兼係長 それでは、資料に基づき説明させていただきます。 資料の1ページをごらんください。
  - (1)指定管理者ですが、所在地が三重県津市中央1番1号、名称が三重交通株式会社でございます。指定の期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間としております。

同社を指定した理由につきましては、自家用有償運行のノウハウを熟知している こと、通常運行の変更時の対応が迅速なこと、21年度から現在まで重大な事故が ないこと等でございます。

業務の管理の範囲は、車両の運転及び運行管理に関する業務以下、⑧までの記載 についてでございます。

協定締結日につきましては、今定例会で議決をいただいた後に締結予定でございます。

指定管理料につきましては、1,666万円でございます。

指定管理者の指定までのスケジュールでございますが、本年1月9日から16日

までの公募要領等の配布に始まり、申請書類の受け付けを同月24日まで募集を行ったところ、三重交通株式会社1者の応募がございました。同月26日、プレゼンテーションを行っていただき、委員5名による選定委員会で審査を実施し、30日に選定結果の通知及び公表を行いました。

資料の2ページをごらんください。

三重交通から提出された事業計画書でございますが、1の平等利用の確保、2の利用促進、3、運行管理業務の安定性等、5ページの経済性になりますが、②の指定管理料の提案額とその根拠等について御説明をいただきました。

次に、8ページのほうをごらんください。

平成30年度の収支予算書でございますが、これはふれあいバス尾鷲地区・須賀利地区の分を合算した数値となっております。中段にございます支出項目の人件費、燃料・油脂費以下、下から2段目、支出合計は1,866万4,000円となっております。ここから収入項目の一番上の運賃収入200万4,000円を差し引いた額が、先ほど申し上げました指定管理料1,666万円でございます。

9ページに尾鷲地区、10ページには須賀利地区、それぞれの内訳を添付しておりますので、御参照のほどをお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

- ○大和市長公室長 以上で議案第27号、尾鷲市コミュニティバスの指定管理者 の指定についての説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますよう、よろ しくお願いいたします。
- ○三鬼(和)委員長 以上、議案第27号を説明していただきました。 これらにつきまして、質疑ございましたらお願いします。
- ○奥田委員 尾鷲市コミュニティバスの指定管理者なんですけど、これまでとは 違うところですか、同じだったか。違いますよね。
- ○大和市長公室長 この制度が始まりましてから、三重交通がずっと来ております。
- ○奥田委員 ほかのところがあるのかな。これは、今回も公募しているのにかか わらず1者しか応募がなかったんでしょう。これまでもずっと三重交通ということ は、ほかは手を挙げんのかな。挙げてもよさそうな感じもしますけどね。どうなん ですかね。ちょっとその辺の公募のやり方が悪いのかな、そうでもない。
- ○大和市長公室長 バス運行にかかわりますと、やはりそれなりの管理者とか、 整えた中で来なあかんということもあります。許可制度の、持っておるとか。それ

で、公共交通と言われればタクシーのクリスタルさんとかもございますが、なかなかそこまでの配置には至っていないようです。それで、三重交通さんが全般的にこの辺の公共交通を担っておりますので、そういう結果になっておると、我々は判断しております。

○三鬼(和)委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○三鬼(和)委員長 ないようですので、それでは、報告事項をお願いいたします。
- ○大和市長公室長 報告事項は4件なんですけど、2、3、4、5とあります。 どういった配分で説明のほうはさせていただければよろしいですか。
- ○三鬼(和)委員長 こちらじゃ3件しかメモしていないのであれなんですけど、 関連するのは合せてやっていただきたいですけど、特別これだけ別というのだけ切 り離したいと思います。お任せします。
- ○森本市長公室長補佐兼係長 続きまして、資料のほうに基づきまして、公共交通について御報告させていただきます。

資料の11ページ、資料2をごらんください。

尾鷲駅利便性向上事業について御説明申し上げます。

平成29年10月1日にダイヤ改正いたしましたふれあいバスにつきましては、 JR尾鷲駅を中心とするダイヤにより運行を実施しているところでございますが、 29年に第4回定例会にて補正予算を御承認いただきました利便性向上事業につき まして、下記及び現況写真のとおり事業のほうを実施いたしましたので、報告させ ていただきます。

写真のほうの①、②のように、構内のロータリー化をJRにより整備いただきました。これによりまして、バス停は写真4のとおり、駅舎の屋根下に異動しまして、雨天時における乗降の利便性が図られたような状況になっておりますので、報告をさせていただきます。

続きまして、資料12ページをごらんください。

ふれあいバス利用者における運転免許自主返納者に対する割引制度について御説 明申し上げます。

昨今における高齢運転者が第一当事者となる交通事故が社会問題化している現状を鑑みまして、本市としましても同様の制度の運用を導入していきたいと考えております。制度の内容といたしましては、概要のとおりとなっておりますが、利用者

の利便性と理解性の向上を目的として、三重交通グループの制度内容と同じ内容と させていただいております。

制度の対象者につきましては、警察のほうから発行されます運転経歴証明書所持者で、年齢制限を設けないということにさせていただきます。割引額は運賃の半額です。利用方法についてですが、現在、身体障害者手帳等をお持ちの方が運賃支払い時に運転士に手帳を提示していただいております。それをもって運賃半額というふうにさせていただいております。この方法と同様に、先ほど申し上げました警察署から発行されます運転経歴証明書のほうを運転士に提示していただきまして、運賃を100分の50、半額にて御利用できるものとさせていただくものです。対象の路線は、市内のふれあいバス全線でございます。

その他といたしまして、本人及び同伴者1名をこの証明書でもって適用するとさせていただき、障害者割引、他の割引、定期券との併用はできないものとさせていただくものです。

実施日は、本年4月1日から実施したいというふうに考えております。

続きまして、13ページをごらんください。

ふれあいバス須賀利地区の時刻表の一部改正について御説明申し上げます。

ふれあいバス須賀利地区におきましては、昨年10月1日にダイヤ改正にて、須賀利地区の皆様から尾鷲総合病院への利用につきまして、利便性を向上するよう要望がございました。それをもって朝の第1便に限りまして、三重交通島勝線への乗り継ぎなしに尾鷲総合病院へ通院できるよう、直行便を設けたところでございます。加えまして、紀北町、島勝地区での用務後の帰路におきまして、通常ダイヤでは

カバーし切れない待ち時間をセミデマンドの方式を取り入れまして、島勝地区から スムーズに帰路につけるダイヤとさせていただいたものでございます。

しかしながら、第1便の直行便におきまして、現在、島勝停留所にて降車できず、そのまま尾鷲総合病院に直行しておる状況であり、第1便目で島勝線の第1便に乗り継ぎできない状況でございました。このことから、須賀利地区の皆様からは、第1便で島勝線を利用できるようにと改めて要望がございました。そこで、降車専用のバス停の運用について、三重運輸支局、事業者でございます三重交通と協議しまして、運用について問題がないという判断がございました。そこをもって島勝線への乗り継ぎができますよう、島勝バス停で降車専用のバス停を設けてまいります。

また、時刻表につきましては、三重交通島勝線、島勝発瀬木山行きが本年4月1日に島勝発7時40分発の第1便のものが7時25分に改正されます。これに合わ

せまして、ふれあいバス第1便、須賀利旧小学校前7時15分発となっておりますが、これを10分早めまして7時5分とさせていただき、島勝着を7時20分に変更させていただきます。これによりまして、島勝線の7時25分発の便にスムーズに乗り継ぎできますようさせていただきます。

なお、尾鷲総合病院着は、これによりまして8時着から10分早くなり、7時50分着となります。

また、第1便の直行便は、現在、定時定路線として固定の運行を行っております。 島勝バス停以降、総合病院へ向かう乗客がいない場合は、これを総合病院へ運行せ ずに、第2便の準備に入るようセミデマンド方式に変更しようと考えております。 これによりまして、乗客がいない場合の島勝一尾鷲総合病院間においての空車運行 とならないよう、効率化を図るものでございます。

この一連のダイヤ改正は、本年の4月1日からの運用を行ってまいりたいと考えております。

以上、資料2に係る説明を終わります。

〇三鬼(和)委員長 以上で、公共交通等を含めまして、免許証のことも含めま して、3件報告していただきました。

これらについて、御質問ございましたらお願いします。

- ○奥田委員 ちょっと1点質問したいんですけど、ふれあいバスの須賀利地区ですね。これは昨年の10月からかな、片道だけ直行便と、総合病院までということで、非常に使い勝手は悪いんやけど、一歩前進というところなんですけど、この利用率はどのぐらい、どんな感じなんですか、今。やっぱり使い勝手が悪いので少ないのかな、どうなんですか。
- ○大和市長公室長 10月以降の月平均で大体50名程度の利用があります。
- ○奥田委員 それで、この4月1日から見直しがあるということを今説明がありましたけど、島勝でとまらなかったのがとまるということやね、須賀利から来て。これは降車専用ということで、おりる人だけということですけど、例えば島勝から乗りたいという人がおったらどうするんですか。遠慮してもらうの。ちょっと非情なあれやね、もしそういうことがあるなら。
- ○大和市長公室長 その御質問はよくわかるんですけど、基本、尾鷲市の須賀利 の方を運ぶ、それで島勝で降車して、相賀地区の病院なり、買い物に行くために降 車専用とすると。基本的には島勝の方は乗車できないと、須賀利の方が乗っていて 全部おりた場合はそれで戻るし、尾鷲病院へ行くという人が乗っていた場合は、そ

のまま直行で走るということでございます。

- ○奥田委員 そんな運用でうまくいくんですかね。これは島勝の人も乗りたいと言うでしょう。これは紀北町のところの人らも合意しておるのかな。その辺、尾鷲の人というけど、例えば島勝の知り合いのところに泊まっておってですよ、せっかく泊まるんやったらその後乗せてよという人もおるかもしれんですしね、前の日に、島勝に泊まっておって。そういう人も乗せないということでしょう。せっかく泊まるのに乗せない、変な感じがしませんか。こんな運用でええんですか、ふれあいバスというのは。ちょっとようわからんけれども。
- ○大和市長公室長 これはそもそも公共交通で、島勝線につないで島勝線を利用していただくということがもともとあったわけで、その中で、直行便を1本出してほしいということがあって、まず、島勝線の利用客の影響が出ると、もうぎりぎりのところへ来ておる状態なので、まずは直行便で出させてもろうた。でも、利用客の推移を見ていますと、やはり直行便も乗られる方はプラス要因が働いておるという判断でおりられるようにするんですけど、これについては、とりあえず須賀利で乗られた方を対象としております。

それで、委員おっしゃるように、いろいろな条件があるとは思うんですけど、基本的にはそういうふうに今は進めたいと。今後、紀北町とも路線の廃止というのが見えてくるかもわかりませんので、そういうところに対しては、両地区でいろいろ考えていきたいと考えております。

- ○奥田委員 ちょっと、これ、運輸局、国交省ですか。国交省も何かおかしな気がするですけどね。こういう地域なんやで、須賀利が、飛び地みたいな形になっていて、非常に、僕、おかしいなと思うんですけど、その辺、今後、やっぱり紀北町等も含めた、今、市長が言われたような、紀北町等も含めた広域的な考え方というのが必要なのかなという気はする、そういう議論をしておかなあかんと思うけれども、でも、国交省も国交省やね。こういう特殊なことがあるんやで、そういうことを考えた上で。でも、これ、おかしな現象ですよね。バスが来てとまるのに、おりる人だけおろして、乗りたいという人がおっても乗せんというのは、そんなバス、聞いたことがないしね。あるのかな、全国にそういうのって。
- ○三鬼(和)委員長 公室室長、少しセミデマンド化というのの説明と、また、 路線バスが既存としてあるということを含めて、説明してください。
- ○大和市長公室長 まず、尾鷲市民である須賀利の方をという。それで、そこで 乗れんというのは、基本的にということで御理解いただけますか。

○三鬼(和)委員長 先ほども指摘がございましたように、路線バスがまた撤退 するというか、三重交通さんのほうのね。そういったときには、広域とも行政とし て協議するというか、その姿勢は今意見がございましたので、備えておいてほしい と思います。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○三鬼(和)委員長 じゃ、次のほうをお願いします。 これは1本で、お願いします。
- ○大和市長公室長 続きまして、尾鷲活性化拠点構想プロジェクトの進捗状況に ついて御説明させていただきます。

資料の14ページをごらんください。

当プロジェクトにおきましては、12月定例会中の連合審査会で方向性や年度の進行スケジュールをお示しさせていただきました。その後の協議では、資料にありますように、検討手順としまして、1番から7番までが必要、点線で書いている部分は課のプロジェクトということです。

それで、検討事項につきましては、それぞれの手順についての検討項目を洗い出し、他のプロジェクト、特に港(聴取不能)に関する港湾関係や漁業振興の整備関連の内容も組み入れなければならないことから、現在、情報共有を図っております。また、次ページにありますように、コンセプトやテーマについて、各委員の意見を集約しております。

施設概要につきましては、各項目別に、飲食関係、物販関係、観光関係、情報発信関係、施設内関係、周辺整備関係により、各項目において意見の集約を図っているところでございます。なお、観光事業再生機構プロジェクトの検討内容も観光関係や情報発信の部分で関連してきますので、組み入れていきたいと考えております。

一方、尾鷲商工会議所が現在経済産業省の補助事業を活用して、港エリアも含めた拠点構想、いわゆる本市のグランドデザインの作成事業に取り組んでおり、イメージ図も作成が行われるというところでございます。この基本となる考え方が、尾鷲市「食」のまちづくり基本計画であることから、当プロジェクトとの意見も反映させていただき、連携を図って協議させていただきました。

次年度におきましても、本年度の事業からできる部分を絞り込み、より具体的な 事業申請をしていくことから、当プロジェクトとしましても、事業申請の段階から 連携協議に参加させていただき、具現化に向け取り組んでまいりたいと考えており ます。

現在、商工会議所の事業と連携し、当プロジェクトの内容も含めて計画年度も定めたロードマップに落とし込み作業を行っており、年度内の作成に向けて現在取り組んでおるところでございますので、もう一つ先のロードマップはここにはないんですが、作成後にはお示ししたいと考えております。

以上が資料3のプロジェクトに関する進捗報告とさせていただきます。

- ○三鬼(和)委員長 この件につきましては、「食」のまち構想の延長線上というのか、形で検討されておると思うんですが、中間報告ということがございましたので、これらについて、評価というのか、留意点とかございましたら御質問をお願いします。
- ○小川委員 このプロジェクトを見るとすばらしいなと思うんですけど、ちょっと気になるところがありまして、例えば何点か気になるところがあるんですけど、 釣り堀のところがありますね。下のほうに、周辺整備関係というところで。そこの ところなんですけど、磯釣り協会との連携って書いてありますけど、これって、磯 釣り関係って、漁業権とか、漁業権の行使する権利というの、ないですよね。ここ と話をするよりも、やっぱり話を持っていく場所が違うんじゃないかと思うんです けど、その点、副市長、どうなんですか、水産関係、詳しいと思うので。
- ○藤吉副市長 まず、このプロジェクトについては、まず構想という形でやって います。

それから、あと、磯釣りについて、魚を釣ることについては共同漁業権の設定の 魚種でなければ特に問題ありませんので。どちらかというと、共同漁業権というの は、定着性の水産生物が共同漁業権の対象魚種になっていますので、例えばひれも のというか、魚類についてはほとんど対象になっていないというふうに私は認識し ておりますけれども。

以上です。

- ○小川委員 いや、お言葉を返すようですけど、釣り堀やったら枠をかけてやる わけですから、区画漁業権とかが関係してくるんじゃないですか。
- ○藤吉副市長 区画漁業権というのは、あくまでも養殖を対象にしたところです ので、また釣り堀とは全く別のところになると思いますけど、委員おっしゃるとお り、漁協さんとの協議というのは必要かなと私は認識しています。またこれはプロ ジェクトとしての検討基準のあれですので、その辺、具体化したときには、そのあ たりは漁協さんとの話は必要なのかなという認識はしております。

以上です。

- ○三鬼(和)委員長 他に。
- ○奥田委員 今、小川委員が言われたように、これを見ると、本当に夢のようなすばらしい構想だなと思ったんですけど、入浴施設もあるし、要は釣り堀もありますしね。フードコートやら、すごいですよね。もう本当に夢のようだなと思うんですけど、これはあれですか、構想を練る、夢を語るためのものなんですか。実現可能性というのは考えていないのかなというのが一つと、それから、14ページのところで、検討事項のところで、1、2、3、4ってあるじゃないですか。その3番目の基本検討のところで、金額的な要素も踏まえ検討というふうに書いてあるんですけど、これ、金額的な要素もという、ここが一番大事なんじゃないんですか。幾らかかるか、財政的なことも、今財政難ということもあるし。市長はお金がなくてもやるんだという、よく言われるけど、お金もなくてもやるんだったら構いませんけど、でも、やっぱりお金の問題でしょう。財政にはついて回るじゃないですか。

だから、ここが一番大事なところであって、ここを詰めておかんと、本当に構想だけ練って、夢だけ時間をかけてつくってですよ、これ、大事ですよ、夢を描くということは大事ですよね。やっぱり今後のことは大事やけれども、夢が本当に夢で終わってしまったら、本当に絵に描いた餅やないですか。それこそ時間の無駄ですよ、時間の無駄。これ、本当に実現の可能性ということを思いながら構想を練っておるのか、本当に夢だけのものなのかということと、それから財政のこと、その2点、ちょっと確認させてくださいよ。

○大和市長公室長 15ページのほうの、委員言われたように、いろんな案を出しておるって、これはあくまで今考えられる委員からのこんなのもええんじゃないか、あんなのもええんじゃないかというので洗い出して、ここに集約しているものと考えていただきたいと。

それと、14ページにあるように、金額の部分とかにつきましては、当然市の財政計画的なものも踏まえながら、ロードマップ上に落とす際に、この時期ではないかということを落としたいという中で、やっぱり財政の状況が反映されてきて、これは完璧じゃないですけど、全ての大きな構想というのはもうずっと先になるかもわかりませんが、やはりタイミング的に、言われるように、金額をどこで入れるのか、コンサルをどこで入れるのかとかというのは、もう想定の想定で入れていきたいと。それが時系列の中にあって、それで、できる範囲、できる部分が来た際には、これへ沿って進めるというようなイメージでつくっていきますので、かちっとした

実施計画的なものにはならんと思いますので、基本計画的なものというように判断 していただきたいと思います。

- ○奥田委員 基本計画ということですけど、ちょっと市長に1点だけ確認したいんですけど、これは市長の公約でもありますよね、港の整備というのは。今、いろんな考えを出してもらっているんだということですけど、市長の任期中にこれを全て実現させるというような考えなのか、ある程度実施設計ぐらいまで持っていくという話なのか、その辺、市長はどのように考えておるんですか。
- ○加藤市長 この尾鷲活性化拠点構想プロジェクトというのは、非常に構想の大きな話でありまして、正直言って、このプロジェクトを完成させるとなると、恐らく10年、あるいはそれ以上かかるかもわからない、これが基本です。

ただ、その中で、私としては、尾鷲のこのまちに、要するに活性化させるための 核が必要であろうと。そのためには、イメージとしては、道の駅ならず港の駅的な、 そういう商業施設を踏まえた尾鷲の第1次産業、特に魚を中心としたそういう、販 売とか、あるいはイベントとか、あるいは食事とかって、そういうことを早急に立 ち上げていかなきゃならないねという思いの中で、基本的には、北インターと南イ ンターが開通する前に、具体的な実施案を計画したいということでございます。

- ○奥田委員 そうすると、どういうことなんですかね。10年というような話が 冒頭ありましたけど、最後には、高速道路が開通するまでという話でしたけど、ど っちが正しいんですか。もう開通って、10年先じゃないでしょう。どっちが正し いんですか。10年なのか、この二、三年の話なのか。
- ○加藤市長 もう一度整理して御説明します。

今の構想というのは、要するに、尾鷲港並びにその周辺の開発、まちづくりというのを考えております。そのためには、やっぱり港湾整備から市場の整備、いろいろやっていかなきゃならない。この構想というのは、正直言ってかなりの時間を要すると思います。

その中で、今迫っております北インターと南インターができたときに、その道路 を利用されたお客様が尾鷲に立ち寄っていただくための、そういう設備等をつくり ながら、尾鷲に立ち寄っていただくと、これがぜひとも必要ではなかろうかと考え ております。

そのために、全体構想の中の一部だけでも、港の駅的なそういう第1次産業、特に魚を中心としたイベントコーナーにしろ、あるいは販売コーナーにしろ、食事をするなり、どっちかというと、道の駅的な構想の中でそこにつくり上げていきたい

- と。全体構想の中の一部として、そこに早く施設をつくり上げてお客様を呼び寄せるような核施設としてつくり上げていきたいと、こういう考え方です。
- ○奥田委員 もう一度確認しますけど、10年というスパンでいろんな総合的な構想はあるんだけれども、3年先なのか、4年先か、ちょっとわかりませんが、開通までに一部の設備はつくるんだということですね。だから、市長の任期中には一部の設備をつくるという理解でよろしいですか。ちょっと確認。
- ○加藤市長 だから、任期中云々なのかというような、とりあえず、要するに北 インター、南インターが開通するまでに、素通りされるんじゃなしに尾鷲へ立ち寄 ってもらうための施設として、港の駅的なものを考えております。今、やろうとし ています。
- ○三鬼(和)委員長 最終的には、また最終報告を受けたときに。
- ○奥田委員 ちょっと曖昧な表現になって、確認したいんですけど、でも、市長の任期ってもう3年、あとちょっとですよね。それで、もう開通するんでしょう、もう三、四年で開通するんじゃないんですか。10年もかからないでしょう。

(「かからない」と呼ぶ者あり)

- ○奥田委員 かからないですよね。ということは、それまでに一部は設備をつくるというのであれば、市長の任期中にはもうね。もうもうこの一、二年の間できちっとした実施設計に持っていってしないと間に合わないと思うんですけど、それはもうやるという理解でよろしいですか、この財政難の中でも。行くでいいんですね。
- ○加藤市長 つくり方についてはいろんな方法論があると思いますので。そうい うことも含めまして、要は、大きな投資にならないような、そういうものも含めて 考えていきたいと思っております。
- ○三鬼(孝)委員 加藤市長の目玉的なプロジェクトになると思いますけれども、 手順を見ると、室長、これ、尾鷲漁協の記載がないけれども、尾鷲漁協は近いうち に外湾と合併するとかという話を聞いておるけれども、尾鷲漁協とのかかわりはこ のプロジェクトの中でどんなのですか。
- ○大和市長公室長 14ページにありますように、手順のところで下のほうに点線で囲ってある水産事業再生プロジェクトの会議、いわゆる水産のほうでやっておる中で、港湾の整備とか漁業振興、市場はどうするのかということが議論されておるわけで、それをここに組み入れていくと。それがどれぐらいかかってどうなるのかというのを、ロードマップ上にも反映させたいと思っております。
- ○三鬼(孝)委員 それで、議会で特別委員会をつくったときに、尾鷲漁協の組

合長がいろいろ話をする中で、東側の旧市場の前の埋め立ての話が出ておりましたけれども、埋め立てをこのプロジェクトの中でやるのか。それと、施設内の関係で、いろいろ入浴施設って今話がありましたけれども、いろんな構想が入っておるけれども、上屋もやりかえるということも入るのかな、この事業の中に。

- ○大和市長公室長 港湾整備、市場も当然前へ出てきたりした際には、触ることになると思います。ただ、ここで言うておるのは、15ページにあるのは、港湾が整備されれば、やはりいっぱい員外船がふえたり漁獲も上がってくるという流れになると思います。そうすると、必要になってくるのは、員外の方を受け入れるところらも要るんじゃないのかとかというので、我々としては別々の考えなんですけど、こうなれば、こんなのも必要じゃないかという構想段階であって、これを、市場ができたときに上へつくるとかというところまではまだ進んでおりません。
- ○三鬼(孝)委員 具現化するためにいろいろ計画を立てるのか知らんけれども、 その中で、いろいろと修正の中で埋め立てというのも入ってくる可能性も十分ある ということですね。それなんですが、プロジェクト事業の中で、国、県の補助金な んかは対象になるのかな。
- ○大和市長公室長 今のところ、そこまでの情報は得ておりませんが、当然埋立 事業になるか、港湾整備事業になると思われます。もう一つ、前へ出すという構想 も漁協さんのほうは持っておられるということを聞いておりますが、それについて、 そういう補助を取ったりするのが行政の役割であって、それが水産課が担うのか、 いわゆる水産再生プロジェクトの中で議論していただいたものを大きな構想の中に 入れ込んでいくという考えでございます。
- ○三鬼(孝)委員 その補助事業なんですけれども、例えば尾鷲漁協が外湾に合併した場合、いろんな合併の、地方自治体の場合、特例がありますけれども、それの関係であると思うんですよ。それで、あれですか、この事業を尾鷲漁協が主体となってやった場合に、そういう補助金が出てくる可能性があると思うんですよね。その辺のところ、やっぱりもっと精査してやる必要があるんじゃないかなと思うんやけれども、いろいろと補助メニューを探してやっていただきたいなと思います。
- ○藤吉副市長 今後、漁協の合併等があったとき、特に特例債みたいなものは漁協さんはあくまで民間の、ありませんけれども、漁協全体としての構想の中でどうやってやっていくのかという中では、水産庁の事業なんかも活用しながらということになってくるのかなと、こんなふうに考えております。

以上です。

- ○三鬼(和)委員長 簡略に。
- ○奥田委員 1点だけ、市長にちょっと言っておきたいんですけれども、海のほうに道の駅的なもの、拠点を設けるということについては、南インターのところに道の駅をつくるという話があったときから、議員の皆さんもあそこよりは海のほうがいいんじゃないかという意見は結構出ていたんですけど、そういう意味では、こういうのは私も必要なのかなという気もしておるんですけど。

それと、港湾整備、伊藤市長のときからあったと思うんですけど、なかなか、や っぱりお金の問題があって進んでいないという状況がある中で、市長は先ほど、い ろんな全体の構想がある中でも、北と南がつながるまでには一部の設備をというこ とを言われたんやけれども、そういう意気込みであるなら、ぜひそれを実現してほ しいんですよ。実現してくださいね、市長。この前みたいにリニアックはやるんだ と、お金がなくてもやるんだと言いながら、やっぱりお金がなかったでできんわと、 そういうことがないように、ぜひその辺のところを、財政の問題は結構厳しいと思 うやけど、でも、市長がこれはやるということなんやで、実現させてくださいよ。 やると言った限りはね。また同じように、お金がなかったでやっぱりできなんだわ ということでは、ちょっとこれだけ夢を持たせておいて、それはちょっとひどいで ということになりますからね。そこだけ市長、お願いしますわ。これは本当に真剣 にやられるなら、やると、中途半端な気持ちではやれませんよ。相当行政改革もや ってお金も捻出していかないことには、今も補助金の話が出ていましたけれども、 全て100%補助金が出るわけじゃないでしょう。ほとんど出ないんじゃないかな という気がするんですけど。その辺の、本当に覚悟を持ってやらんことには、中途 半端では、本当にこれは絵に描いた餅で終わってしまいますよ。よろしくお願いし ます。それだけ市長に申し上げておこうかなと思って。お願いします。

○加藤市長 奥田委員おっしゃるとおりです。

ここの活性化のための、やっぱりこの事業をやっていかないと、要するに、尾鷲のまち自体が何の特徴もないようなものになってしまうと。ましてや社会現象として北インター、南インターが開通するという、そういう状況の中で、尾鷲にどうやって人を呼び寄せるか、これは非常に私にとっての重要な事項でございますので、この件については積極的に推進していきたいと、このように考えております。

○三鬼(和)委員長 このプロジェクトについては、また進捗ぐあいによって随 時委員会に報告していただきたいと思います。お願いします。

次の報告事項をお願いします。

○中川市長公室係長 それでは、資料4と資料5をあわせて御説明させていただ きます。

資料16ページをごらんください。

尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略における平成29年度地方創生推進交付 金活用事業の子育てしたい・しやすいまちづくりによる移住促進事業について御説 明させていただきます。

まず、2の情報発信事業につきましては、三重県などが主催する移住フェアや相談会に参加し、昨年度作成した移住パンフレットなども活用しながら、尾鷲市の定住移住政策をPRし、1人でも多くの方に移住していただけるように努めております。今年度の移住フェアや相談会の参加は、資料のとおり、東京に7回、大阪に2回、我々、市の職員と、尾鷲暮らしサポートセンターに勤務している地域おこし協力隊とかと協力しながら、参加させていただいております。

次に、移住を支える支援事業につきましては、仕事バンク設置に向けての事業継続等基礎調査を、尾鷲商工会議所と連携して実施いたしました。アンケート調査の結果、近いうちに廃業を考えているが3事業所、時期は明確ではないが廃業を考えているが9事業所の回答をいただきました。今後につきましては、後継者や高齢化による理由で事業の廃業を検討している事業者が実在し、また、将来的にそのような状況になる可能性がある事業所も一定数あることがわかりましたので、新たな人の流れをつくり出すための仕事、企業の分野で継業の仕組みづくりを進めていきたいと考えております。

このアンケート調査をした事業所とは別に、天満浦のアマナツミカンの果樹園を 営んでおりました方から連絡を受け、現在、尾鷲市定住移住特設サイトにおいて仕 事バンクの第1号として掲載させていただいておりますので、よろしければごらん ください。

次に、17ページをごらんください。

移住体験住宅の運営活用につきましては、5月1日から運用を開始し、7月から 10月までの入居者2名のうち1名の方が空き家バンクを通じて空き家を購入し、 尾鷲市へ移住していただきました。また、12月から3月までの入居者につきまし ても、空き家バンクを利用し、現在、大家さんと交渉中であり、交渉が成立すれば 移住していただくことになっております。

次に、住宅リフォームに関する事例の取りまとめにつきましては、本市へ移住するための判断材料として、移住希望者向けに住宅リフォームに関する事例の取りま

とめを行い、冊子を作成いたしましたので、今後の移住相談会などにおいてPRしていきたいと考えております。

最後に、その他として、平成29年度空き家バンクの利用状況について御報告させていただきます。

まず、物件登録数は46件、交渉件数は48件に対して、成約数28件、世帯数の内訳は、県外9世帯、県内5世帯、市内15世帯となっております。4年間の合計などは資料のとおりとなっておりますので、よろしくお願いいたします。なお、県外、県内の14世帯のうち、Uターンが1世帯、Iターンが13世帯となっておりますので、よろしくお願いします。

次に、18ページ、資料5をごらんください。

尾鷲市地域おこし協力隊の新規の隊員について御説明させていただきます。

まず、1番の定住移住コンシェルジュについては、着任日、平成30年2月1日、 谷津健太さん、32歳、栃木県足利市出身、活動内容は、定住移住コンシェルジュ として、移住希望者への移住相談やサポート、空き家バンク、仕事バンク、移住体 験住宅の運営及び移住情報の発信に取り組むとなっております。

2番の九鬼地区、着任日、平成30年3月1日、氏名が細野淳さん、29歳、東京都羽村市、活動内容としましては、食堂、網干場を拠点する食を通じた交流促進の取り組みを継続的なものにするとともに、隊員自身の定住を見据えて、営業形態や経営体制の刷新など、リニューアルに取り組むとなっております。

3番、三木浦地区については、着任日、平成30年3月1日、氏名が三鬼里織さん、32歳、静岡県焼津市出身、活動内容としましては、まちの方々の交流、憩いの場づくりとして、閉店した飲食店の再生と経営を主なミッションとし、まちを訪れる方と地域の方との交流促進や、まちの魅力発信とともに取り組むとなっております。

4番の早田地区、着任日が平成30年4月1日の予定となっております。氏名が 大山道臣さん、40歳、埼玉県八潮市、活動内容は、地域雇用を目的として設立さ れた合同会社き・よ・りの運営や、その柱となる通信販売事業、海まかせや、魚さ ばき会、朝どれ魚の移動販売事業などを充実させ、早田町の情報発信及びPRに取 り組むとなっております。

以上で説明を終わります。

○三鬼(和)委員長 以上が3件、定住移住と関連もございましたので、3件あ わせて報告していただきました。 これらにつきまして、御質問がございましたらお願いします。いいですね。

○奥田委員 ないようでしたら、2点ばかりちょっと。

18ページの地域おこし協力隊、三木浦が初めて来るということですかね。この三木浦から来られる方、名字を見ると三鬼さんという方ですけど、地元出身の方じゃないの。

- ○三鬼(和)委員長 じゃないね。
- ○大和市長公室長 父親、母親の出身が三木浦なんですけど、仕事の関係で、生 まれも育ちも焼津と聞いております。
- ○奥田委員 ああ、そうなんですか。僕、地域おこし協力隊というのは、全然縁 もゆかりもない方が来られるのかなと思ったけれども、そういう、両親が地元の方 でもこう……。
- ○三鬼(和)委員長 父親だけ。
- ○奥田委員 ああ、お父さんが。父親が地元の、そういうケースもあるんですね。僕はちょっと初めて聞いたけれども。ということ。
- ○三鬼(和)委員長 少しキャリアも紹介したら。
- ○中川市長公室係長 一応地域おこし協力隊というのは都市部からの移住定住を目的にやっておるので、出身地がどこかということが重要になって、例えば紀北町の方が尾鷲市の地域おこし協力隊になれるかというと、なれません。あくまでも都市部で、総務省が定めておる指標があるんですけど、そこに住民票がある方が一応地域おこし協力隊になれるというような状況です。
- ○奥田委員 いや、こんなケースがあるんですね。わかりました。 それで、もう一点お伺いしたいのは、定住移住コンシェルジュ、定住移住に専念 する方なんですけど、2月1日にもお一人見えて、これで定住移住の地域おこし協 力隊の方というのは何人になったんですか。
- ○大和市長公室長 現在ですと、5名です。ただし、一番古い方が来年、30年 の5月の末をもって任期が切れるということでございます。
- ○奥田委員 17ページを見ると、12月から3月でも空き家バンクを利用、1 人おるとか、そういう感じですよね。もっとおるのかな、定住移住は。ただ、5人 も要るのかなという感じがするんですよ。

その一方で、新年度、2月からかな、観光物産協会なんかはいなくなったでしょう。2月からなくなったのかな。だから、観光物産協会の業務のほうが大変じゃな

いかなと思うんだけれども、ああいうところを削って、こういう定住移住のところも大事かもしれんよ、大事かもしれんけれども、5人も要るのかなと。その分、1人、2人、二、三人でも観光物産協会のほうへ行ってもらって、尾鷲の観光のPRをしてもらうほうがよっぽど尾鷲にとってはええんじゃないかなという気がしますけど、それのバランスって大丈夫なの、どういうふうな考えでやっておるんですか。定住移住だけやろうという考えなんですか。尾鷲の観光全体、考えよという、そういう考えってないのかなと、市長公室の中で。

- ○大和市長公室長 観光物産協会におられた協力隊の方は、商工観光のミッションを考えていたと。それで、継続させる判断は商工観光課にあると。我々としては定住移住に取り組んでおって、そういうふうにしておる、地域におられる方は、地域の各ミッションを地域が考えたことによって募集をかけるということになっています。全体的に市長公室としてどうなのかというのは、やはり我々もそれは必要かとは思いますが、ミッションを考えていただかないと、原課においてするべきあるということと思っております。
- ○奥田委員 でも、市長公室というのは企画ですよね。これで4月からも政策調整課じゃなかったっけ、名前、変更されるんでしょう。やっぱり一番ここが、市長公室がやっぱりかじとりじゃないですか、全体の。そういう中で、自分たちの課の業務が定住移住だから、そこだけ固めようと、ほかの商工は知らんよということでないでしょう。

## (「ないです」と呼ぶ者あり)

- ○奥田委員 ないでしょう。だったらもうちょっとほかの商工観光のことも考えて、バランスをとれるようにせなあかんのじゃないんですか。自分のところは定住移住担当で、商工観光は商工観光の担当だから、関係ないわということじゃないでしょう。市長もよく言われるように、縦割りじゃあかんでしょう。やっぱり横の連携をきちっととって、政策調整課なんだから、政策調整をちゃんとしてほしいなと僕は思うんですけど。もうちょっとバランスをとってほしいなと思うんですけど。
- ○大和市長公室長 先ほどの発言はちょっとおかしかったと思います。

ただ、我々としても、必要であるところにはそういう内容の調査には入って、じゃ、一緒に募集をかけたりしましょうというところで、各課が必要という判断をした際には、我々も協力します。こういうことが要るんじゃないのか、こういう人に入れたらええんじゃないかという助言もするということで、もっとさらに来年からは強化していきたいと。各課に必要な部分については、支援についても全て考えて

いきたいと思っております。

○三鬼(和)委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三鬼(和)委員長 それでは、市長公室の審査を終わります。

昼前ですけど、財政課、引き続きございますので、御協力ください。バランスシートの報告だけやもんで、お願いします。

(休憩 午前11時53分)

(再開 午前11時54分)

- ○三鬼(和)委員長 それでは、引き続きまして、財政課より報告事項がございます。これ以降は、各課、報告事項のみですので、随時行っていきたいと思いますが、今回、財務4表ができたということで報告していただきます。
- ○宇利財政課長 それでは、統一的な基準による財務書類について、お手元に配付の平成30年第1回尾鷲市議会定例会総務産業常任委員会資料で説明をさせていただきます。

まず、地方公会計の整備につきましては、平成27年1月23日付で総務大臣から、統一的な基準による地方公会計の整備促進についてが通知され、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類を原則として、平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において作成することが要請されました。

このことから、本市におきましても、平成27年度に平成26年度までの固定資産状況を反映した固定資産台帳の整備を行うとともに、平成28年度からは固定資産台帳の更新作業、国から示された統一的な基準による地方公会計マニュアル等に基づいた財務書類の作成を行ってまいりました。

今回、平成28年度決算に基づく一般会計分の財務書類が完成しております。なお、公表方法につきましては今後検討してまいりますが、市民の皆様がわかりやすい形に加工し、公表していきたいと考えております。

今回、国から示されました統一的な基準に基づく財務書類は、現行の現金主義会計を補完する役割として、全国の自治体における比較可能性を担保した上で整備するものであり、本市におきましては、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書の4表で構成されております。なお、この財務書類につきましては、あくまで国から示された統一的マニュアルに基づき地方公共団体用と

して作成されたものであり、民間企業等で使用されている財務書類と若干異なって おります。

それでは、各書類につきまして御説明させていただきます。

1ページをごらんください。

まず、貸借対照表であります。

貸借対照表は、一定時点の財務状況を明らかにする表であり、左側に資産の部、右側に負債の部及び純資産の部により構成されております。資産の部は、固定資産と流動資産があり、固定資産で616億8,103万4,000円となっており、その内訳としましては、有形固定資産で603億8,007万4,000円、投資その他資産で13億96万円であります。

有形固定資産といたしましては、庁舎、学校、保育所などの事業用資産で230億6,335万3,000円、道路、橋梁、公園などのインフラ資産で371億35万6,000円、50万円以上の備品や車両などの物品9億6,704万8,000円から物品減価償却累計額7億5,068万3,000円を除いた額で、2億1,636万5,000円となっております。

投資その他の資産といたしましては、投資及び出資金で1億6,841万5,00 0円、市税等の長期延滞債権で6,831万3,000円、奨学金等の長期貸付金で 3,556万6,000円、減債基金及び特定目的基金で9億9,330万5,000 円、徴収不能引当金で3,536万円となっております。

流動資産では17億4,233万8,000円となっており、その内訳といたしましては、現金預金で3億2,893万2,000円であり、この額につきましては、4ページの資金収支計算書の本年度末現金預金残高と一致しております。

その他未収金で3,181万5,000円、短期貸付金で959万4,000円、 財政調整基金及び減債基金で13億2,149万9,000円、ごみ袋、白地図等の 棚卸資産で2,625万7,000円、徴収不能引当金で2,424万円となってお ります。これにより、資産合計で634億2,337万2,000円であります。

次に、負債の部は、固定負債と流動負債があり、固定負債で111億7,567 万8,000円となっており、その内訳といたしましては、地方債で99億……。

○三鬼(和)委員長 暫時休憩します。

(休憩 午後 0時00分)

(再開 午後 0時00分)

- ○三鬼(和)委員長 では、引き続き御説明願います。
- ○宇利財政課長 地方債で99億3,565万7,000円、退職手当引当金で1 2億4,002万1,000円となっております。

流動負債では、11億8,969万4,000円となっており、その内訳といたしましては、1年以内償還予定地方債で10億3,881万8,000円、賞与引当金で8,794万3,000円、預り金となる歳計外現金で5,667万3,000円、その他で626万円となっております。これにより、負債合計で123億6,537万2,000円であります。資産合計から負債合計を差し引いた純資産合計は510億5,800万円となっております。

2ページをごらんください。

行政コスト計算書であります。

行政コスト計算書は、1年間の行政サービスの提供によってどれだけ費用が必要であったかを明らかにする表であり、民間企業の損益計算書と同等のものであります。しかし、民間企業の場合は、費用と収益に明確な貸与関係がありますが、地方公共団体の場合は、費用となる行政サービスの提供により収入である税収等を生み出していないことから、税収等につきましては、民間企業における株主からの出資と同様に位置づけられており、収益ではなく、純資産の増加として取り扱われています。このことから、行政コスト計算書の経常収益には税収等は含まれておらず、使用料及び手数料など、一部の収入しか計上されておりません。

まず、経常経費は98億4,934万2,000円となっており、その内訳としましては、人件費、物件費等などの業務費用で57億4,515万5,000円、補助金等、扶助費などの社会保障給付、他会計への繰出金などの移転費用で41億418万7,000円であります。

経常収益は2億6,794万7,000円となっており、その内訳としましては、使用料及び手数料で1億2,751万4,000円、諸収入の雑入などのその他で1億4,043万3,000円であります。

経常費用から経常収益を差し引いた純経常行政コストは95億8,139万5,000円となっており、臨時損失及び臨時利益がゼロのため、純行政コストも同額であります。この額につきましては、3ページの純資産変動計算書にマイナス表記により転記されます。

3ページをごらんください。

純資産変動計算書であります。

純資産変動計算書は、現在だけでなく、将来を見据えた財政運営を行う上で、経常的な費用がどのように税収等で賄われ、また、財源の過不足がどのように蓄積され、将来の住民に引き継がれているのかを明らかにする表であります。行政コスト計算書により算出した純行政コスト95億8,139万5,000円から税収等及び国界等補助金の財源81億8,225万1,000円を差し引いた本年度差額は13億9,914万4,000円のマイナスとなっております。

これに資産評価差額991万円などを加えた本年度純資産変動額は13億8,9 23万4,000円のマイナスとなり、本年度末純資産残高は510億5,800万円であります。この額につきましては、1ページの貸借対照表、純資産の部の合計と一致しております。

なお、本年度純資産変動額がマイナスとなっていることにつきましては、当該年度の行政サービスの提供にかかったコストが当該年度の財源で賄えていないことを あらわしており、本市においては、将来世代に負担を残す形となっております。

表中にあります固定資産等形成額分は、固定資産、貸付金、基金などの固定資産の形で財産を持ち越していることを表しており、余剰分(不足分)はお金の形で財産を持ち越していることをあらわしております。余剰分がマイナスとなっていますが、これは将来負担すべき必要額をあらわしております。地方公共団体の場合、負債である地方債を活用することにより、税収等を上回る形で公共施設の整備を行うことが可能であるため、一般的にマイナスとなります。

4ページをごらんください。

資金収支計算書であります。

資金収支計算書は、歳入歳出決算書と同様に、1年間の現金の受け払いを明らかにする表であります。業務活動収支、投資活動収支及び財務活動収支による本年度の資金収支額は5,899万7,000円のマイナスとなっており、本年度末資金残高は2億7,225万9,000円であり、この額につきましては、歳入歳出決算書の歳入歳出差引残高と一致しております。

本年度末資金残高に本年度末歳計外現金残高5,667万3,000円を加えた本年度末現金預金残高は3億2,893万2,000円であります。この額につきましては、1ページの貸借対照表、資産の部、流動資産の現金預金と一致しております。以上をもちまして、統一的な基準による財務書類についての説明とさせていただきます。

○三鬼(和)委員長 以上、国の指導に基づいた財務4表ということで報告して

いただきました。商法でいう複式簿記と若干違いがあるというような説明の中でしていただきました。

これらについて、御質問ございましたらお願いします。

○奥田委員 貸借対照表、初めて見ましたけれども、いいんじゃないですかね。こういうの、やっぱり引当金も含めて出してもらう、よくわかりますよ、退職手当引当金、12億あるとかね。賞与引当金も8,700万あるとか、やっぱり現状こういう負債はあるんだよということがよくわかりますし、資産関係は、これ、古いものが結構あると思うので、評価によってちょっと違うので、かなり簡便的なもので評価したんじゃないかなという感じがしますけど。ただ、これを見ると、現状がよくわかりますし、ぜひ今後もこういうのを公表していただきたい、出していただきたいなと思うんですけど。

それと、前からもお願いしておるように、複式簿記、皆さんやっぱりどんなものかというのをわかるぐらい、やっぱり職員の方々、僕は簿記の1級を取れとかは言いませんから、せめて2級も悪い、3級は取ってほしいな。できたら2級、どうせ勉強会とかをして、もしあれだったら手伝いますよ、僕らやったら、経営関係だけど。取ってほしいね、ぜひ。こういうのを見て、ああ、今はどういう状況なのかなとよくわかるしね。

それはそれとして、勉強会とか、今後どうするのかということ、それから、複式 簿記はどうされるんですか。今後、そういうふうなことも会計的には変わってくる んですか。どういう時期で変わっていくのか、ちょっと今後のことを教えてくださ い。

○宇利財政課長 国のほうの考え方としては、複式簿記の考え方を取り入れた決算としての書類を整えていくという考え方は、方向性としてはあると思うんですが、現状、すぐに現金会計を複式簿記にするという考え方はないというふうに考えております。それは、まだ現状の形で、過去からつながってきている決算統計の資料等もありますので、古くからの形をすぐに取りかえるというふうな形にはない方向です。

それから、ちょっと追加で説明をさせていただきます。

今回出した財務書類については、一般会計のみとなっております。今後、特別会計を含んだもの、それから、広域で処理をしている連結決算につなげていくことを考えております。これは、特に広域については、全体が形として整う、それから、種類ごとの区分が変わってくる、特に企業会計と若干整え方が違っておりますので、

そこの部分の一致を今後させていく必要が出てきますので、しばらく時間のほうを いただいた形の中で整え次第、また報告をさせていただきたいと考えております。

- ○奥田委員 今言われた、特別会計、それから広域も含めた……。
- ○三鬼(和)委員長 病院とか水道も含めた。
- ○奥田委員 いわゆる連結ですよね。それ、めどとしてはどのぐらいを、1回それを見せてほしいなという気はしますけど、皆さんにね。
- ○宇利財政課長 広域行政事務組合等におきましては、やはり紀北町と広域を組むという形になっておりますので、紀北町の進度、尾鷲市の進度、それから、広域の進度というのを全て合わせていかないと、なかなか話し合いのテーブルに乗れないというところもありますので、時期的なものとしては、現状、まだできていないというお答えしか、できておりません。
- ○奥田委員 わかりました。できるだけ早急にお願いしたいと思いますけど。それと、勉強会、やってくださいね。皆さん、本当、職員、市長、どうですか。絶対2級まで取れと、皆さんにもちょっと勉強、例えば自己研さんのためにも取れと、どうですか。言ってください。
- ○加藤市長 まず、やっぱり財政がわからないとと思います。だから、私もこの 貸借対照表を見て非常にわかりやすいなと思ったんですけれどもね。そういう形で、 要するに数字の見えることも、やっぱり幹部にはそういうことも必要かなと思って おりますので。
- ○三鬼(和)委員長 課長、念のために、この形式はいわゆる全国版というか、 ほかの自治体と比べるときに一番、こういう指導というのか、多いということです ね。
- ○宇利財政課長 はい。委員長の言われたとおり、これは全国的な、統一的なマニュアル、若干部分においては、自治体の裁量が入る部分があるんですけれども、その部分については、コンサルタント業者との間で、どこら辺のラインが最も尾鷲市にとってやりやすいかというか、今後も使っていきやすいかという話をしながら決めたものでございます。

ですので、全体的な流れとしては、国の基本的な考え方は、自治体間の比較ができるように統一的な考え方に基づいてつくろうというものでございます。

○三鬼(孝)委員 公会計の改革ということで、僕も随分前から言っておるけれ ども、今回、財務書類 4 表つくって、評価をいたしたいと思いますけれども、現金 主義から発生主義に変わる中で、今、奥田委員の質疑の中で、貸借対照表をつくる ことの中で、複式簿記の導入、恐らく今は国がそういう指導がないという話がありますけれども、恐らく行く行くはそういう複式簿記化されるんでしょうね。その辺の見通しの中で今言われておるように、職員さんがそういう簿記の経験の中でいろいろ資格を取るということも発生してくるんじゃないかと思うけれども、ぜひ職員の指導をこれからしていかなきゃならないと思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

それと、今、ぱっと見たけれども、1点だけ、貸借対照表、バランスシート、事業資産かな、1ページ、事業資産の部の立木、竹となっておるわな。これ、極端に少ないのかな、2,500万という。市有林がかなりある中で、この辺の評価というのは、国のそういう指針に沿った評価をしておるんやろうけれども、どんなですか、これ、1年分の立木の売り上げに満たない、多少上回ったのか、その程度の金額で、これはよろしいんかな。

- ○宇利財政課長 立木竹の評価につきましては、基本的に市有地の事業を、資産 と呼んでいいのかどうかわからないですけど、その部分を評価しております。その 評価に際して、いろんな考え方があるそうなんですけれども、現状、考え方的には、 保険にかかっているお金で評価をするという形でさせていただいております。
- ○三鬼(和)委員長 他にございませんか。

これまでも継続的な中で、総務常任委員会があったときから全国の複式簿記をやっているところも視察したりとかがありましたけど、最低限の、例えば純行政コストがわかるとか、そういったのが出ましたのであれですけど、また、これについても、我々のほうもそうなんですけど、職員の皆さんも全員見るということとか、また、補助金を決めるときに複式を取り入れるんだったら原価計算、2級ぐらいに入ってくるんやけど、原価計算をした中で補助金を決めていくというのか、外郭団体等も含めて、そういったこともやらないというと尾鷲市の財政は厳しいということがありますので、また、これの応用というのか、あれも進めた中で、また、これ、変わったりとかあれやったら、委員会のほうにもきちっと説明していただきたいと思います。

○三鬼(孝)委員 財政課長、今、連結決算の話があったな。公営企業会計、病院、水道、広域もあったけれども、連結決算をする中で資金のやりとり、例えば総合病院はかなりの現金預金が低い、それで、水道はかなり持っておる、その辺の資金のやりとりというものは、連結決算をする中で可能なのか、どうなの。例えば水道から総合病院へ貸し付けするとか、そういうことは可能なのかな、連結決算をや

る中で。

○宇利財政課長 現状も一般会計から病院事業会計なり水道会計に出ている支出 というのは、尾鷲市全体のことを言うと、支出と収入とイコールになっているとこ ろで、連結となると相殺になるんじゃないかと思います。

なので、会計間の移動の金額は、あくまで市に入ってきたお金としては変わっていかないので、それが移動が可能かということになると、移動は可能だというふうに考えております。

○三鬼(和)委員長 いいですか。

早く病院、水道まであわせて、広域は隣の町との協議もあるかと思うんですけれ ども、そうすることによって、今回リニアックのことも含めて、よくわかるという ことも出てきますので、早く手をつけていただきたいと思います。

それでは、ここで報告を終わりまして、昼の休憩としたいと思います。午後は1時30分から開始しますのでお願いします。御苦労さまでございました。

(休憩 午後 0時18分)

(再開 午後 1時27分)

○三鬼(和)委員長 それでは、少し早いのですが、全員集合しましたので、会議を再開したいと思います。

続きまして、税務課より報告事項を受けたいと思います。

○吉沢税務課長 税務課です。よろしくお願いします。

本日は、ふるさと納税拡大キャンペーンプロジェクトの進捗状況等について、事務局報告をさせていただきます。若干、前回の報告と重複する部分もありますが、 簡潔に説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、委員会資料1ページをごらんください。

目標設定をごらんください。

ふるさと納税拡大についての具体的な目標、指標は、寄附の収入済額と設定いたしました。具体的な目標金額は、平成32年度、3億円といたしました。なお、平成30年度に寄附金1億5,000万円の中期的な目標も設定いたしました。

次のPT成果物をごらんください。

プロジェクトチームの成果物としては、その目標達成のためのアクションプラン の作成といたしました。

次に、PTの進捗状況であります。

協議の中で、まず、ふるさと納税の仕組みや、本市でのふるさと納税の状況等の情報共有を行いました。その後、各委員でアイデア出しを行い、その中から効果的と思われる幾つかのアイデアをもとに、その具体化の作業検討を行っております。 当然アイデアの具現化のためには諸課題の解決、所要予算、事務量の把握など、精査、検証作業、プランニングが必要であります。

今、一定の形になっているものは2点あります。

まず、①の市職員向きの協力依頼、内容は市職員が市外の知人、友人、縁戚など、 縁故のある方に尾鷲市へのふるさと納税の呼びかけを行うよう、市内部での協力要 請を行うプランであります。

次の②のふるさとチョイスのプラン変更については、ふるさと納税者の寄附行動 に対して最も影響を与えているメディア、ふるさとチョイスでの周知の強化を図る ものであります。

次の2ページをごらんください。

現在、本市は、ふるさとチョイスの基本プランでありますが、それを梅プランに変更し、ふるさとチョイスでのPRの強化を図るものであります。費用については、月額定額の3,750円から寄附金額の1%の歩合制となります。仮に寄附金が1億になった場合には、年額100万円の経費となります。

具体的なプラン変更によるメリットは幾つもありますが、主なものについて比較で申し上げます。

下の画像をごらんください。

この画像は基本プランでの画面であります。本市は、今、この状態であります。 画面右側の緑色のマーカーで囲っている部分をごらんください。こちらに広告が表示されておりますが、現在は基本プランであるため、この部分には尾鷲市に関係のない情報が掲載されております。

次の3ページをごらんください。

こちらは梅プランの画面であります。現在、紀北町はこのプランであります。ごらんのとおり、画面右側、紀北町の情報が掲載され、周知がさらに強化されております。

次の4ページをごらんください。

これはふるさとチョイス内にある特集ページの一つ、自治体からのお勧めという コンテンツであります。基本プランから梅プランに変更いたしますと、記載のとお り、最新情報を投稿掲載することができるようになります。また、このコーナーは、 ふるさとチョイスの比較的浅い階層、目立つところにありますので、より効果的で あると考えられます。

また、近年では、御存じのとおり、ふるさとチョイス以外にも楽天、さとふるなど、ふるさと納税サイトは出てきておりますが、やはりふるさとチョイスは草分け的存在であり、シェアも圧倒的に高いサイトでありますので、ここでの周知の強化はかなり広告的に効果的であるものと期待をしております。

1ページにお戻りください。

以上の2点のプランについては、ほぼ具体化しております。この2点のほかのアイデア、肉など返礼品を持つ市町とのお互いの補完的なタイアップ、リピート率アップのため検証的なキャンペーン、ヤーヤ祭礼の旧町のちょうちん図柄の返礼品でのパッケージングへの活用、テレビCM、縁故有名人による拡散、市職員への協力要請時に情報拡散手法の追加、寄附の特定目的化、招待企画の充実等々、プロジェクトチームで出されたさまざまな意見をもとに、さらに実行可能な企画案にプランニング中で、3月中に一定の報告書にまとめ、市長に提出する予定であります。

ただ、繰り返しになりますが、アイデアの具体化に当たっては、当然業務スキームの策定、業務量の把握、所要予算の確保、また、市役所内部の連携、役割分担や、他市町や関係諸団体などとの調整など、クリアしなければならない課題が多く、一朝一夕には具体化できないところがありますので、プロジェクトチーム終了後も関係各課での継続的な連携協議が必要ではないかとも考えられます。

PTの進捗状況は以上であります。

次に、資料6ページをごらんください。

こちらには、現在、ふるさと納税の申請状況の状況を参考に添付しております。 今回、補正予算に12月末までの収入済額を、補正予算歳入のほうに計上しました ので、参考に添付しております。後ほど御参照をお願いします。

報告については以上であります。よろしくお願いします。

〇三鬼(和)委員長 以上、ふるさと納税につきまして、現状を報告していただ きました。

なお、ふるさと納税につきましても、4月以降は現市長公室のほうに変わるということがあるのと、プロジェクト自体が中間報告ということを承知の上で、もし質問がございましたらお願いします。

○上岡委員 多分まだ細かいところは詰められていないと思うんですけど、目標 数字がちょっと上がっていますので、今期は目標、幾らでしたですかね。 ○吉沢税務課長 6ページをもう一度ごらんください。

1月末で申請金額が8,718万9,111円あります。それから、直近の2月の今申請状況だけ、概数を把握しましたら9,000万は超えました。それで、3月の上半期のふるさとチョイスの申し込みの分については、恐らく3月中に収入されますので、9,000万は何とか超えられると見込んでおります。どのぐらい上積みがあるかはちょっと不透明な部分があります。

以上です。

- ○上岡委員 通常、目標値を設定するときというのは、今期の売り上げにどこを どう強化して、どのぐらいの割合で売り上げを伸ばすかというのをある程度見込み をして目標を立てると思うんですけど、今、この上がっている、肉などとか、リピ ート率アップとか、テレビCMとか、職員等への強化、これ、どの辺でどのぐらい の率でアップを見込んでいるんですか。そこまでは検討していますか、していない ですか。
- ○吉沢税務課長 実際、目標をまず設定するということで、3億円という数字に対しては、市長の思いとか、それから、他市町でも、県内でも鳥羽とかそこら辺は四、五億円上げていることもありますので、目標として3億円設定しました。それで中期的な目標ということで、30年度、1億5,000万、それを達成しようやないかと。それで、それを達成するために、今、アイデア出し等々をして、今2点ほどは具体化しています。

ただ、その中で、この分でこの程度上がるという検証までは、なかなか、フィードバックは実際やってからということで、そこまで緻密な計算をしてできるんじゃなしに、とりあえずアイデア出しをして、何とかそれを達成しようという思いでそれを具体化して、より効果的な方法を模索しながら、次年度以降やっていくような形になってくると思います。

以上です。

- ○上岡委員 緻密までとはいかなくても、ある程度のパーセント、ここでこのぐらいの利率で上げていきたいとかというのは、早期に計画をしておいていただきたいと思います。お願いします。
- ○三鬼(和)委員長 他に。
- ○奥田委員 ふるさとチョイスですか、インターネットのサイトですけど、これは今まで基本プランだったものを梅プランにすると。基本プランだったら月額が3,750円ですので、年間でいうと4万5,000円かな。梅プランにすると、それ

に寄附金額の1%ということ、乗ってくるということですよね。これ、紀北町はも う既にやっているということで、紀北町の、やっていてどのぐらい伸びたかとか、 そういう調査というのはされていますか。

○吉沢税務課長 チョイスのプラン変更については従前から紀北町の情報でいろいろ話を関係者がしておる中で、かなりこれで伸びたと。ただ、数字的なものは、ここのチョイスの分で幾らというのは紀北町も把握はしていないんですけど、かなり伸びたという一言が返ってきました。それで、熊野市もことし、かなり伸びておるんですよ。それは、またふるさとチョイスのプラン変更によるものが大きいと思います。

それで、一番最初の、本当に尾鷲市でも9割以上はチョイス経由で、ほかの市町 も恐らくそういう、本当にターゲットというんですか、寄附者の方が一番先に目に 触れる媒体ということがありますので、かなり効果的やと感じております。

以上です。

○奥田委員 ふるさと納税も平成20年度の税制改正でスタートしておるんですけど、尾鷲市はこれで四、五年になるかな、5年ぐらいになりますか、やり始めてね。紀北町もそのぐらいですかね。紀北町はもっと後やったんかな、スタートしたのは。後やったね。そういう意味で尾鷲市は早いほうだったのかもしれないけれども、やっぱりふるさと納税っていろんな要素が絡み合っておるもんで、やっぱり今は競争も激しいし、きのう、テレビを見ておった、LS北見の北見市なんか、もう5倍ぐらいになっておったんですね。そういう話題性があるところはどんどんやっぱりそこをより応援したいという国民のそういう心理が働くのかなと思ったりするんですけど。

それはそれとして、ただ、先ほども上岡委員言われたように、32年度、3億、非常に過大、大きな、また大風呂敷を広げたなという感じがするんやけれども、達成できたらええけど、また雲をつかむような数字だなという感じはしてならないんやけれども、どうなんですか、余りにもちょっと過大過ぎないですか。30年度も1億5,000万、行くのかなという感じがしますけど。市長が絶対やるんだという気構えなんでしょうけど、気構えだけでは、皆さんに協力してもらわないかんけれども、余りにもちょっと大きな数字やなと思うんですけど、どうなんですか。

○加藤市長 30年度の取り組みはさっき担当課長から申し上げましたように、 まず、とりあえず市役所の職員の知人、親戚等々の紹介を受けながら御案内を差し 上げて、リターンを高めると。もう一つは、新たに取り入れましたふるさとチョイ スの話、これについては梅プランからスタートさせながら、ここの需要を喚起させ ようと思っております。

どれぐらいの金額かということは今のところあれしていないんですけれども、目標としては、要するに、市役所の職員で大体どれぐらい取れるのかというような目算はあるわけだもんでね。ここのふるさとチョイスの場合については、数字的にはちょっと把握していないんだけど、聞くところによると、今までの20%ぐらいは伸びるんじゃないかというようなことで。もう一つ考えておりますのは、かなりやっぱり市民の皆様方、非常に関心を持っていただきます。最終的には市民の皆様に御協力をいただきながら、いろんなお客様を御紹介していただくような、そういう手法もとっていこうと、そういうことも含めて。

あと、やり方としては、やはり最近、ふるさと納税の返礼品で何が人気があるかというのを分析させております。当然我々としては魚だけなんですけどね。ただ、しかし、やっぱり尾鷲市の産業の活性化というのは、やっぱりいろんな市町と組みながら、市町のものも一応提携しながら、ふるさとチョイスの返礼品の中に置くというような、要するに、カタログの分についても前向きに進んでおりますし、とりあえず今回の一つの、32年度に3億円という目標を掲げておりますけれども、これは現状の収益から、昨年の7,000万の収益の中でどれぐらいが必要なのかというのは、やはり1億円ぐらいの財源を求めなきゃならないだろうなということで、一応置いているわけなんですね。そのためには、やっぱり収益をプラスするためにはいろんな手段を使いながら、30年度は先ほど申しましたような手法でもって取り組んでいくと。目標は一応1億5,000万を目標にしてやっていくというような考え方で進めております。

○奥田委員 今ちょっと返礼品の話もありましたけど、市長のほうからね。返礼品の要素も結構大きいと思うんですよね。このサイトを見ても返礼品を見ながらどれがいいかなと言って、皆さん、選んでする方が多いと思うんですよね。そういう意味では、ヤーヤ便が基本になるんだと思いますけど、今、そのヤーヤ便まで伸び悩んでおるじゃないですか。よく聞くのは、ヤーヤ便を1回頼んだけれども、ちょっといまいちやったなという意見、結構あるもんでね。だから、あれ、僕が執行部にいたときから始めたものやで、もっと進化してほしいなと思うんやけれども、今の返礼品、ヤーヤ便ですね、やっぱり満足度が低いんじゃないかなという気がするもんで、やっぱりその辺、市長、百貨店におられた方ですので、やっぱり根本的に見直したほうが僕はいいかなと思いますので、これも本当ゼロベースでやっていた

だきたいなと思います。それだけちょっとお願いしておきます。

- ○加藤市長 おっしゃるように、ヤーヤ便の伸び悩みというのが本当に数字ではっきりしておりますから、伸び悩みという事実はもう明らかでございます。それをやっぱりどういう形で、商品の選別だけじゃなしに、本当に仕組みがああいう形でお客様の需要を捉えているのかどうかということも、奥田委員おっしゃるように、そこはやっぱり見直していかなきゃならないと、私も考えておりますので、よろしくお願いしたいと思っています。
- ○三鬼(和)委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三鬼(和)委員長 それでは、税務課の報告につきまして終わりたいと思います。

入れかわりまで暫時休憩します。

(休憩 午後 1時45分)

(再開 午後 1時46分)

○三鬼(和)委員長 それでは、会議を再開いたします。

続きまして、水産商工食のまち課より報告事項がございますので受けたいと思います。

○野地水産商工食のまち課長 まず、資料を通知させていただきます。

水産商工食のまち課です。よろしくお願いいたします。

今回、資料の表紙にありますように、報告事項として、まずはふるさと名物応援 宣言についてということが1点目、2点目として、生産性向上特別措置法案に係る 対応についてというふうなことです。最後が、当課が事務局である市政推進プロジェクト、水産事業と観光事業のプロジェクトの進捗について御報告させていただき ます。

また、この資料とは別にもう一枚資料を御用意しておりまして、先週発生しました深層水の取水機器の故障について、取り急ぎ報告もございますので、以上の報告を順次行っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○苫谷水産商工食のまち課係長 それでは、ふるさと名物応援宣言について、資料に沿って御報告いたします。

資料1をごらんください。

ふるさと名物応援宣言とは、市町村において、地域資源を活用した商品やサービ

スをふるさと名物として応援する宣言で、地域ぐるみの継続的な取り組みを通して、 地域ブランドの育成、強化を図り、地域経済の好循環につなげることを目的とする ものです。

現在、尾鷲市を除いて138市区町村のふるさと名物応援宣言が、中小企業庁ホームページ、ミラサポにおいて公表されております。尾鷲市は、鈴鹿市、御浜町に続き、三重県で3番目の宣言になります。宣言は、2月22日から尾鷲市ホームページでも公表しております。

2ページ、3ページに、当市の応援宣言を記載しております。

宣言の内容といたしましては、尾鷲市の指定されている34の地域資源のうち、マグロ、マダイ、ブリなど12種類に、三重県全域で指定されているアジを加えた13種類の魚介類を活用した水産加工品群をふるさと名物とし、食のまち尾鷲、豊富な魚介類による水産加工品群と題した応援宣言となっております。

宣言の効果といたしまして、中小企業庁の中小企業・小規模事業者の未来をサポートするサイト、ミラサポを通じて、情報発信されます。また、ふるさと名物に係る事業者は、地域資源活用事業計画を策定することを条件に、国の補助事業であるふるさと名物応援事業やふるさとプロデューサー育成事業において、優先措置を受けることができます。

事業者は、地域資源活用事業計画につきましては、三重県の担当部局を経由して 中部経済産業局に認定申請することになり、また、ふるさと名物応援事業の補助金 申請については、中部経済産業局に直接申請することとなっております。

補助金につきましては、地域のすぐれた資源を活用した新商品、新サービスの開発や販路開拓に取り組む中小企業者に対し、市場調査、研究開発に係る調査、分析、新商品、新役務の開発、展示会等の開催または展示会等への出展、知的財産に係る調査等の事業に係る経費の一部が補助されます。

三重県内では、鈴鹿市が地域資源である伊勢型紙とその商品群をふるさと名物とした、世界のデザインに影響を与えた伊勢型紙、御浜町では、地域資源、南紀ミカンと柑橘加工品を活用した商品郡をふるさと名物とした、年中みかんのとれるまち、南紀ミカンと柑橘加工品を活用した商品群の応援宣言がされております。担当といたしましては、宣言により魚食普及や地域経済活性化の応援ができればと考えております。

続きまして、4ページ、資料をごらんください。

生産性向上特別措置法案に係る対応について御説明いたします。

生産性向上特別措置法案とは、国が平成32年度までを生産性革命・集中投資期間として、あらゆる政策を総動員することとしていることを受け、我が国産業の生産性を短期間に向上させるために必要な支援措置を講じるためのものであり、平成30年2月9日に閣議決定され、現在開催中の通常国会に提出されておるところでございます。

法案における主要な措置事項として、中小企業の生産性向上のための設備投資の促進があり、これは、中小企業の設備投資を誘引するために、固定資産税の特例や補助金採択における優遇措置を設けるもので、中小企業の労働生産性の飛躍的な向上を図ることを目的としております。

現在の課題である中小企業の労働生産性が伸び悩んでいる、中小企業が所有している設備は大企業に比べて老朽化が著しい、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等が求められるなどを解決するため、中小企業の投資を後押しする大胆な固定資産税の特例の創設により、中小企業によって取得された先端設備に対する償却資産税に係る固定資産税について、課税標準を減じる特例を実施するとともに、物づくり補助金を初めとする各種補助金により、事業者を支援するものとなっております。

生産性向上特別措置法案の成立、公布は5月中、施行は6月を目指しており、国 が導入促進指針を策定し、その指針をもとに、市町村が導入促進基本計画を策定い たします。

事業者は、先端設備等導入計画を作成し市町村に申請、市町村は、策定した基本計画に沿った導入計画について認定する流れとなっております。事業者は、認定された導入計画に沿った事業についての補助金申請について優先措置され、また、取得した先端設備についての償却資産に係る固定資産税を3年間減免されます。

本市においての導入促進基本計画策定は、法施行後の6月ごろ、国の同意を得られるのが6月以降になる予定となっております。

また、償却資産に係る固定資産税の減免については、特例率を2分の1からゼロ の範囲で市町村の条例で定めることとなっており、国、県からの情報提供をもとに、 条例制定に向けて、税務課におきまして検討するものといたしております。

説明は以上でございます。

- ○三鬼(和)委員長 以上、2件について、合せて説明していただきましたので、 この2件について、御質問ございましたらお願いします。
- ○野地水産商工食のまち課長 一つ補足させていただきます。

本日なんですけれども、実は生産性向上特別措置法に伴う要望というのが尾鷲商 工会議所から市長宛てにきょう出されました。午前中に来られたということで、導 入促進基本計画の策定と、あと、固定資産税の減免という2点についての要望が出 されましたので、追加してお話しさせていただきます。

- ○三鬼(和)委員長 市に対してということですね。
- ○野地水産商工食のまち課長 はい。
- ○三鬼(和)委員長 まだそのことは伺っていなかったのであれですが、2番目のものについては、今国会で今整備されておるということで、6月を目途ということですね。これ、あわせて説明を伺ったということにします。

では、委員の皆さん、いかがですか。

- ○奥田委員 今の生産性向上特別措置法案に係る対応ということで、事業者のほうから申請を市が受けて、国へ申請しますよね。それが国のほうで同意されたら認定されると。それで補助金等が出るということやね、市を通して出るということなのかな。それで、市は固定資産税の減免もするということですけど、この固定資産税の減免、固定資産税、市に入ってくる大きな市税ですので、これを減免することによって、またその減免に対する国からの措置というのは当然あるんですよね。どうなんですか。
- ○三鬼(和)委員長 その辺、ちょっと詳しく。
- ○苫谷水産商工食のまち課係長 先ほど1点、補助金のほうをまずお話しさせていただきますと、市から出る補助金というわけではなくて、これは国からということになります。減収補塡のほうは、現状、説明会の段階なんですけれども、減収補塡のほうはないということを伺っています。
- ○三鬼(和)委員長 なので、商工会議所から市のほうに固定資産を減免するようにという要望が来たということですね。これを受けるために、市はこれを減免するようにということで商工会議所さんから要望が来たということでしょう。
- ○野地水産商工食のまち課長 固定資産税については、減免するということで、 これは3年間というふうな形になりますので、その部分についての要望をいただい ております。
- ○奥田委員 そうすると、国は国で補助金を出すけれども、市もそれに沿って固定資産税を免除するって、そういう形で運営せいよというようなことなのかな。どうなんですか。
- ○三鬼(和)委員長 課長、明確に。

○野地水産商工食のまち課長 そのとおりです。市町村にとってもというふうな、 支援せいよというふうな。

なお、固定資産税の中での償却資産に伴うというふうな形であります。

- ○三鬼(孝)委員 中小企業なんやけれども、この位置づけか、個人経営の場合 は、個人経営でも何人も雇っておる人はおるわな、雇用を。その場合、対象になる の。
- ○苫谷水産商工食のまち課係長 補助金の申請に関しましては、団体、種類等に よるんですけれども、資本金3億以下、1億以下とか、あと、従業員数1,000 名位以下というところが中小企業ということになっていますので、個人事業主……。
- ○三鬼(和)委員長 法人か、個人か。
- ○苫谷水産商工食のまち課係長 はい。というところでも、こちらのほうは……。
- ○三鬼(和)委員長 対象になるということやな。
- ○苫谷水産商工食のまち課係長 使用することは、はい。
- ○三鬼(和)委員長 ええんだな。他にございませんか。
- ○奥田委員 あと、もう一点、資料1のふるさと名物応援宣言ということで、三重県で3番目の宣言だということなんですけど、これをやることによって、また3 0年度の予算とか、そういうのも出てくるという理解でいいんですか。
- ○野地水産商工食のまち課長 これは、市町村は特に宣言のほうで行うということで、それで、実際に予算を伴うことについては、国のほうの補助金とか、そういうふうな優遇制度になりますので、直接30年度の市の予算には特に関係性はございません。
- ○奥田委員 じゃ、予算的には何もないんやけれども、とりあえずこれを宣言しておいたら、国から補助金がある、何かそういうメリットがあるということですか。 その割には三重県で3番目って、ほかの市町はやらんのですね。その辺どう、ちょっとよくわかりにくいんですけど。
- ○野地水産商工食のまち課長 この宣言を市町村が行うことにより、ふるさと名 物応援事業というのが国のまた補助事業でありまして、そちらの優先採択を受けられるというふうなことがまたひもついておるというふうな、こういう状況です。
- ○三鬼(和)委員長 優先ということは、言ったらふるさと名物宣言をしてなかっても、尾鷲市やったら尾鷲市の事業所へ申請したら受けられておるということもあり得るということやろう。

- ○小川委員 先ほどのこの話なんですけど、ほかの補助金を出していただいている事業所でも、これもまた使えるんですか。それともほかの補助金を使っていたらだめとか、そういうのはないんですか。
- ○苫谷水産商工食のまち課係長 このふるさと名物応援事業の補助金なんですけれども、まず、地域資源を活用した事業であるという、地域資源活用事業計画というものをつくっていただいて、それが認定されて、それを使用する地域資源をもとにしたサービスであったり、新商品の開発であったりというところの事業になりますので、新しい事業が一つ、新商品開発であったり、販路の開拓であったりというところで使える補助金となっていますので、同じような補助金は現状、この地域資源を活用するというところの縛りではないように思います。
- ○小川委員 例えばですよ、梶賀のあぶりとかがありますよね。あれもどこかの 補助金を使っていると思うですけど、それがまた新しく新商品を開発する場合には、 これを使えるということなんですか。
- ○苫谷水産商工食のまち課係長 そうですね。地域資源の活用事業計画というの をまた別に立てていただいて、それを認定いただくというのがまず前提条件にある んですけれども、それで認定いただいて、それに沿った事業の補助金申請であれば、 認められれば補助金は取得できるかと思います。
- ○三鬼(和)委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○三鬼(和)委員長 じゃ、続いて、プロジェクトのほう、説明願います。
- ○三鬼水産商工食のまち課主幹兼係長 それでは、資料 3 、市政推進プロジェクト報告についてのうち、①水産事業再生プロジェクトにつきまして御報告させていただきます。

5ページの資料3-1をお願いします。

本プロジェクトの趣旨としましては、水産分野におけるブランド化、高付加価値 化などといった幅広いテーマに対する今後の施策を議論するために、現状と課題に ついての認識を共有し、各地の取り組み事例や補助事業などの調査研究を行うとと もに、意見交換を重ね、今後の基本的な方向性や取り組むべき施策について取りま とめを行いました。

まず、プロジェクト会議において取りまとめた(2)現状と課題についての要点 としましては、魚価の低迷が課題となる中で、ブランド化の取り組みを推進してい く必要がある一方、天然資源の減少による水産物の水揚げ量の減少という現状に直 面しており、ブランディングをして販路拡大を進めていこうとしていますが、量がまとまりにくいという現状があります。さらに、漁業コストの高騰や後継者不足などという課題もあるというふうな内容でございます。

これらの課題を短期的に解消することは困難であり、課題別の短期、中期、長期 の施策が必要であるというプロジェクト会議での意見等を踏まえまして、(3)施 策の展開についてとして、要点などを整理しております。

内容につきましては、次ページの資料 3 - 2、水産事業再生プロジェクト(施策の展開)のフロー図をごらん願います。

図の上から、短期、中期、長期的な施策として取りまとめております。

まず、短期的な施策としまして、ブランド向上、高品質化、情報発信、水産物の加工、特産品化に対する施策であります。この中では、今ある地域資源を活用して、いかに付加価値の向上を図っていくのか。例えば尾鷲の魚はなぜおいしいのか、もっと尾鷲の魚の特色とかよさなどの情報を充実させることができないかということで、そこで、現在、市内で水揚げされる幾つかの魚種につきまして、試験的に脂肪率の測定を行っております。

また、市内の定置網の中には、積極的に活け締めに取り組んでいる漁業者があり、市場での評価もよいことから、さらなる単価向上につながるために県水産研究所や漁業者と連携して、魚の脂肪率や鮮度の評価の数値化を進めデータ活用を図るという技術面や、情報発信などの面で連携サポートを強化していくというふうな必要があるのではないかというふうなまとめになっております。

また、ふるさと名物応援宣言など、関係者の方々が国の補助事業などを活用しや すい環境や条件づくりをサポートする体制づくりを構築していくというふうな内容 となっております。

続きまして、中期的な施策では、漁船漁業、養殖業でのコスト削減への取り組みとしまして、昨年、市内の大型定置網で国の補助事業を活用し新しい船が建造され、操業の効率化などへの取り組みに着手されております。今後、5カ年をかけて実証事業に取り組みため、事業体への支援を継続していくとともに、魚類養殖での飼料の低廉化、生産率の向上などの難しい課題について、大学や県の水産研究所と連携して生産性向上に取り組みということ、また、漁業者の副収入対策として、藻類や二枚貝の養殖普及等に取り組んでいくという施策の方向性でございます。

次に、長期的な施策としまして、沿岸資源を下支えする上で重要な藻場、干潟の 再生と、種苗放流などのつくり育てる漁業により、持続可能な漁業の展開を図り、 それとともに、水揚げ基地となる魚市場などの体制整備を検討、支援していくと。 さらに、これらの取り組みとともに、地域一体、官民一体で漁業後継者対策、担い 手の確保に継続的に取り組む中で、漁村、漁業の再生を図っていくという施策の方 向性でございます。

以上が水産事業再生プロジェクトのこれまでの結果概要でございます。

○民部水産商工食のまち課長補佐兼係長 それでは、観光事業再構築プロジェクトにつきまして報告させていただきます。

7ページをごらんください。

まず、本プロジェクトの趣旨でありますが、高速道路が延伸され、本市へのアクセスがよくなりました。現在、尾鷲北・南インター間の工事が進められており、完成後には熊野市までノンストップで開通することとなります。開通後、尾鷲市が通過点とならずに魅力ある観光地として選ばれ、観光業を本市の経済を牽引する一つとして大きく育てていくため、熊野古道や観光イベント、伝統文化及び伝統芸能など、地域資源の再確認と再構築を行って、それらを生かした観光ルートを策定及び企画立案して、観光入り込み客や市内での観光消費額の増加を目指すことを目的としております。

続きまして、国内、県内、市内の観光業の現状及び考察であります。

まず、国内の動向でありますが、宿泊旅行、日帰り旅行とも、前年比におきまして増加傾向にあります。同行者別で見てみますと、夫婦、カップルが最も多く、全体の約35%です。次いで家族旅行、友人旅行の順となっております。年代別では、60代の男女が旅行市場を牽引しております。目的別には、1位がおいしいものを食べること、2位が温泉に入ること、3位が自然景観を見ること、4番目が文化的な名所を見ることとなっております。

続きまして、県内の動向でありますが、前年度におきまして、1.3%減少しております。同行者別で見てみますと全国で見た場合とは逆で、家族旅行が最も多く、次いで夫婦、カップルとなっております。三重県への旅行者の居住地は、東海や近畿地方が全体の72%を占めております。目的別には、1位が全国の場合と同じく、おいしいものを食べるでありますが、2位、3位が全国の場合と入れかわっており、2位が文化的な名所を見ること、3位が温泉に入ることとなっております。三重県への交通手段は自家用車が50%を占めております。

続きまして、尾鷲市の動向でありますが、観光入り込み客数は、平成28年度が55万7,243人であります。そのうち日帰り客が90%となっております。目

的別に見ますと、夢古道おわせが全体の約26%、熊野古道センターが約20%、 古道客が約11%、海水浴客が約2%、釣り客が約1%となっております。宿泊者 数についてでありますが、熊野市が2万5,574人、紀北町が5万2,981人に 対しまして、尾鷲市は236と圧倒的に少ない数字となっております。

なお、今説明させていただきました国内、県内の動向に関しましては、公益財団 法人日本交通公社発刊の旅行年報2017からの引用、尾鷲市内の動向のうち、宿 泊者数につきましては、地域情報分析システムRESASからによるものでありま す。

続きまして、8ページの(4)をごらんください。

動向から見た考察でありますが、本市では、海洋深層水を活用しました夢古道の湯はあるものの、国内、県内とも旅行目的の上位を占める温泉がありません。それを補うための尾鷲の食や文化的な名所を見ることを観光商品とすることが好ましいと考えております。また、宿泊者数が近隣市町と比べ少ないことから見ましても、長時間の観光を楽しむ人が少ないことがわかります。そのため、食を絡めた宿泊型であったり、もしくは長時間型、滞在型の観光商品をつくること、そして、その核、中心となるものが必要であると考えました。その中心となるものを既存の地域資源や各イベントなどの中から抽出し、それらを中心とした観光商品を立案してまいります。主要ターゲットは国内、県内の動向から見まして、60代の夫婦、各商品によりましては30代から40代の家族連れとしまして、商品ごとにターゲットを設定して、尾鷲市を訪れたいとの動機づけとなるような観光商品イメージをつくり上げていくこととします。

続きまして、3の観光商品についてでありますが、地域資源や各イベントなど中から中心となるものを抽出し、それを大きくしていき、そのほかの数ある地域資源と結びつけ大きな面にしていくことを理想としております。本プロジェクトで抽出しました中心となり得るものが下記の五つであります。

まず、①の漁師町満喫、そして、②昭和の飲み屋街食べ飲み歩き、続きまして、 ③の釣り、④ヘルスケアツーリズム、最後に、⑤熊野古道であります。イメージに つきましては、次ページで説明させていただきます。なお、これらを商品化するに 当たり、市内業者さん及び市民の皆様方の協力が必要不可欠であり、来年度以降、 協力体制等を含めた組織づくりを進めていかなければなりません。

続きまして、4の情報発信でありますが、ターゲット別に設定することが効果的であり、年代によってそれぞれに対応していくことが望ましいと考えます。また、

年代に関係なく、影響力の大きいテレビや旅行会社に対しましては、常に売り込んでいくことが大事だという結論に達しました。情報発信の中身につきましては、各商品を今後つくり込んでいく過程におきまして、何を何で発信するかを追求していくこととしまして、ここでは情報発信の方法のみについて列挙させていただきます。

一つ目がフェイスブック、インスタグラム、ブログ等でのSNS、二つ目がパンフレット、ポスター等の配布、三つ目がユーチューブでの動画配信、四つ目が各メディアへの売り込み、五つ目が企業、旅行会社への売り込み、六つ目が観光大使の活用であります。

続きまして、9ページの資料3-4をごらんください。

こちらが各商品のイメージであります。ページ左上の写真のイメージ①でありますが、メーンテーマが漁師まち満喫、副題としまして、食の店であります。これは、 港周辺での食をテーマとしたイベントをイメージしております。

その右下の写真、イメージ②でありますが、メーンテーマが昭和の飲み屋街食べ飲み歩き、副題としまして、Deepな尾鷲ナイトとしておりまして、食のまち尾鷲での食べ飲み歩きを楽しんでいただくイメージであります。

続きまして、イメージ③でありますが、メーンテーマが家族釣り、副題が浦々の 漁師まちとしまして、各浦々に点在します絶好の釣りポイントでファミリーフィッ シングを楽しんでもらうイメージであります。

続きまして、④のメーンテーマがヘルスケアツーリズム、副題がタラソウオーキングとマリンアクティビティーでありまして、尾鷲の自然を楽しんでもらって健康増進を図ってもらうというイメージであります。

最後、⑤のメーンテーマがいにしえの熊野古道であります。これは、熊野古道の歴史を感じてもらい、その後、市内での町なか探索を楽しんでもらうというイメージであります。

以上です。

○三鬼(和)委員長 以上、二つのプロジェクトについて中間報告をしていただ きました。

これについて御意見、質問ございましたら、お願いします。

○三鬼(孝)委員 ちょっと教えてください。

7ページの下のほうにある宿泊者数なんやけれども、熊野市は2万5,000か、 紀北町は5万3,000弱ですね。尾鷲が2桁違うのかな。この辺を課としては分 析しておるの。宿泊施設が貧弱とか、観光設備に衰えがあるとか、そういう分析は しておるのかな。

- ○野地水産商工食のまち課長 この件、RESAS自体がかなりある程度大規模なものだけを抽出するような形の情報システムになっていますので、小規模のところが多い中でこういうふうな結果になっておりますが、報告については、その辺を精査しまして、別の要素も含めてきちっとしたある程度精度の高い情報になるように、その辺、修正させていただきたいと思っております。
- ○三鬼(和)委員長 この辺は本当に地元の業者に聞いてもそんなに時間がかか る問題じゃないので、その辺、精査するように。
- ○奥田委員 そうですね。今のところ、ちょっと精査してもらって。この236人って、1日1人も泊まっていないということじゃないですかね。こんなのあり得ない話ですし。熊野が2万5,000人で紀北町が5万2,000人って、236人って、これちょっとやっぱり。このRESASって、内閣府のまち・ひと・しごと創生本部が運営しておるみたいですね、このシステム。だから、情報がきちっと上がっていないんじゃないですか。やっぱりもうちょっと尾鷲のほうから情報発信もしてやらないかんのじゃないんですかねと思うんですけど。

それで、この市政推進プロジェクトの観光事業、これに観光物産協会とはどんな かかわりなんですか。

- ○野地水産商工食のまち課長 まずは、今回の庁内のプロジェクトにおいては、 適地はあるんですけれども、まず庁内のほうである程度検討しながら、部分部分で いろんな関係事業所さんにヒアリングをしながらというふうな形になっております ので、そんな形で、こういうふうなことを出口側で進める上で、今後、また十分相 談しながらやっていく形になるかと思います。
- ○奥田委員 観光物産協会の位置づけというのを、僕、市長に聞きたいんやけどね。それと、これを見ていると深層水のことがほとんど触れていないんですよね。夢古道のところでちょっと触れておるけれども、アクアステーションとか、その辺のところは考えていないのかなと。その2点、市長、聞きたいんですけどね。
- ○加藤市長 尾鷲の観光物産協会の存在というのは、要は尾鷲の観光を要するに 市外に発信しながら尾鷲のよさを紹介し、そして、お客様に尾鷲にお越しいただく、 そういう販促機能、来たときに、お越しになった方々にそういう、何ていいますか、 おもてなしというそういう手段を講じる、そういうところを統括しているところだ と。物産においても同じですよね。特に1次産業である水産、林業等々、尾鷲の物 産をどういうふうな形で紹介し、それが収益となると。要は、ヤーヤ便なんかとか

というような話で、そういうお仕事が観光物産協会のお仕事であると。ですから、 尾鷲の今後の活性化のために必要な機能を持った組合であると、そういうふうに考 えています。

それで、おっしゃるとおり、海洋深層水については、今、別途ちょっといろいろと考えている状況で、観光資源云々についてはちょっと一つ欠落しているというのはおっしゃるところだと。これは大変重要な話ですので、これは別途考えていかなきゃならない話ですよ。ちょっとこれがおくれているというのは事実です。

○奥田委員 ぜひ深層水も、市長は負の遺産とかと言われましたけど、継続して やっていくんでしょう。その辺も含めて考えてほしいなと思うんですけど。

それで、観光物産協会ね、今、市長は販促機能やおもてなしをやってもらうところやと言われていましたけど、これはまた予算決算常任委員会で、私、議論させてもらおうと思うんですけど、予算がかなり削っておるんですよね。先ほど補助金の話が出たときに、副市長のほうから500万ぐらい前年度から削ったという話がありましたけど、観光物産協会が200万以上削っておるんですよね。だから、主に観光物産協会を削ったのかなという感じがするんですけど、その辺の整合性、どう考えたらええのかなという、かなり観光物産協会が市の業務をフォローしている部分って結構あると思うんですよね。今、市長言われたように、販促機能とかおもてなしということを言われているにもかかわらず、観光物産協会への予算はばーんと削る。この辺が僕は理解できないんですけど、どうなんですか、これは。

○野地水産商工食のまち課長 観光物産協会、また詳細は予算決算でのお話かとは思いますが、大きな部分としては、ちょっと事業の整理をさせていただいたというところは1点ございます。今まで港まつりを観光物産協会の中の1事業というふうな形でさせていただいていたのを、実行委員会は港まつり自体ございますので、その部分について切り離したというふうなことが1点目。

もう一つは、観光物産協会でヤーヤ便とかふるさと納税、ツアーとかも含めて収益事業をやられているというふうなことがありますので、その部分については、収益が出た場合、補助金に全てがかかっておるもので戻入していただくというふうなことで、事業協同組合としては内部留保はできる仕組みにならないのかというふうな要望もいただいている中で、今回、自主事業を切り離してというふうな形です。そうすると、当然自主事業、収益事業に係る経費、人件費やもろもろの経費については補助金の枠から切り離すというふうな仕組みの中で、このような形になっておるというのが大きなところでございます。

○奥田委員 また予算決算常任委員会で私は議論させてもらおうと思うんですけど、でも、港まつりも除いてでも、それ以上に200万以上減っておるんですよね。減っておるんですよ。それで、楠議員が一般質問でも言っていたように、尾鷲神社の駐車場の使用料10万8,000円、それから、尾鷲神社のトイレ使用料が15万と。25万8,000円、これを新規事業としてあるんやけれども、スルーしていくもんね。観光物産協会へ入ってもそのまま行ってしまうもんで、実質に言うと、これは230万ぐらい前年度に比べたら減っておるんですよね。

それで、これで本当にこんなのでええんかなという気はせんでもないんやけれども、補助金の見直しと言いながら、こういうところをばっさりばっさり切るんだなという。だから、市長の言われている観光やらどうやら産業やらと言われていることと、また逆行するような気もするんやけれども、余りにもちょっと削り過ぎじゃないかなという気もするんやけどね。

あと、神社の、そんなのを出すなんていう話、委員会で聞いていますか。聞いていないですよね。確かに10月のときに、僕ら、神社行ったときに、議会報告会のときには聞きましたよ、そういう要望は。でも、実際こういう予算が観光物産協会を通して補助していくなんていうのは、そういう話は一切ここの委員会でも聞いていませんよ、僕ら。こういう方針なら方針を、補助金を削る削ると言いながら、こういう新たな補助金を出しておるわけですよね。それも隠れみのみたいな形で、観光物産協会を通して、全然報告もなしに。これは楠議員が言われておったように、こういうやり方はええのかと、こういう補助金の出し方自体がということを言われていたけれども、その辺。済みません、委員長、それてしまいましたけれども。

- ○三鬼(和)委員長 うん。ちょっと補助金以外というか、予算決算委員会のは。 ○奥田委員 済みません。
  - ただ、神社への駐車場代とかトイレ使用料、これは別に、この前答弁を聞いておったら、一般質問やったかな、観光物産協会が要請したからつけたんですよということを、野地課長、言われていませんでしたか。はっきり僕は聞いてメモしたんやけれども、でも、理事の人に聞いたら誰一人そんなことを言うていないというふうに言いますよ。理事の方も誰が言うたんやと、そんなこと。これを聞いたの、僕、1月の末に聞いたんですよ、実は。楠議員も一般質問をやっていたけど、1月末に聞いて、資料も1月末に全部もらったんやけれども、市役所、あなた方が出している資料も全部もらいました。でも、これを見てもおかしいぞ、こんな話を僕は聞いていないし、こんなやり方をするのかなというふうに僕も思っていたんやけれども、

どうなんですか。こういうやり方というのは、僕はいかがなものかと思うし、余り にもちょっと、さっきも地域おこし協力隊の話もしたけれども、柴田君という方が 1月末で期限が切れて、1人いなくなったわけですよね。今、4人でやっているわ けで、それもパートの方が中心でね。予算も削ってくる、それで、こういうスルー のものを、観光物産協会から別に依頼したわけでも何にもないのに、依頼したと言 うてこんな予算づけして、何の報告もなしにですよ。これ、楠議員が言わなんだら、 僕も言わなんだら、僕も資料をもらわなんだら、誰も知らずにそういう予算づけを しておるということですよ。じゃないですか。こういう予算が必要なら直接つけた らええ話やないですか。僕らの委員会にも何の報告もせずに、こういう隠れみのみ たいな形で、ないしょのような形でつけてくるという。ここで補助金を減らしまし た、減らしましたと言いながら、新たに追加しておるやないですか。副市長、違い ますか。25万8,000円。減らしました、減らしましたと言いながら新たにつ くって、その辺の、やっぱり楠議員も言われていたように、そういう基準、補助金 の出し方というものが全然整合性がとれていないような気がしてならんのですけど、 ちょっとそれてしまいましたけど、済みません。このやっぱり駐車場とかトイレと いう話は、僕ら、何も聞いていないもん、そんなもんね。どうなんですか、それを •••••

- ○三鬼(和)委員長 補助金自体は、その補助金がどうかというのは予算決算委員会に委ねたいと思いますけど、ただ、観光物産協会とは、こういった形の行政側とあれというのはよくお話しされて、今回の予算措置、補助措置というのか、されたんかという、その辺について、きちっと説明してください。
- ○野地水産商工食のまち課長 きのうの質疑の中でちょっと言葉足らずだったら申しわけないです。観光物産協会とは相談をさせていただいて、その中でこういうふうな形にさせていただいているというのは、そんな形になっています。

市長も就任されて観光プロジェクトもある中で、熊野古道の語り部の方やツアーを企画している方々からの意見の中でも、やっぱり馬越峠をおりてくるところで観光バスをとめるところというのがやっぱり必要だというふうな要望はもう随時ずーっと……。

○三鬼(和)委員長 いやいや、そのことじゃなしに、そういうことは予算委員会でしていただいたいいと思いますので、観光物産協会とこういった今回の支援のあり方とかそれは、納得というのか、そういった形で進めたんですかという、その部分だけ説明してください。

- ○野地水産商工食のまち課長 観光物産協会のほうとは相談させていただく中で、このような形にさせていただいているのはあります。それと、観光物産協会が観光 案内の窓口をしているということで、神社さんにバスをとめたりトイレの利用等についても、大部分が観光物産協会から神社さんへの依頼というふうな形になっておりますので……。
- ○三鬼(和)委員長 いやいや、そんなことじゃなしに全体的な、そのことは予算決算委員会で議論していただいたらいいと思いますけど、全体的にこういったことをするということで、観光物産協会の承知の上で進めたのかということだけです。 それ、事前に話し合いをしてきたわけでしょう。その辺を説明してください。
- ○野地水産商工食のまち課長 この件につきましては、観光物産協会のほうと事務局のほうともお話はさせていただいておりますし、理事会等においても私のほうで出向かせていただいて御説明をさせていただいたところです。
- ○奥田委員 いやいや、御説明した次第ですって、今、課長言われましたけど、でも、私は、きのうも理事の方に確認したんですよ、1人の方ね。これも1月末に僕全部、あなた方が1月16日に出した資料とか、1月16日の理事会の資料、全部僕が1月末にもらっているんですけれども、そのときの話でも、理事の方が言われている、きのうも僕はもう一遍確認したんやけれども、尾鷲神社の駐車場のこととか、トイレの使用のこととか、そういう要請は一切誰もしていないと。誰もしていないし、話も出ていないと言うんですよ、理事会でも、1月16日。

こういう予算のことにしても、御説明をさせてもらいましたって課長は言うけれども、そういう話し合いの場は一切ないと、なかったと。こうしてくださいという一点張りで、上から目線で、こうせいということで来たということで、理事の方は皆さん反発しておるんやと、今、観光物産全体が。

だから、どうなんですか、そういう話し合いの場ってないんですか。今、説明した、説明したと言っているけれども、話し合いの場は一切ないと言っているんですよ。もうこうせいと、そこは決まったからやれというような話しかないと。この神社の話もそうやけれども、だから、さっきも言ったように、この神社のことも入っておるけど、実質230万削られておるんですよね。どうなんですか、委員長、本当に協議したのかと言っています。本当に協議したんですか。それだけ確認させてくださいよ。協議したんですか。

○三鬼(和)委員長 神社のことにこだわらないで全体の、観光物産協会と市の あり方として話を詰めた結果がこうなんですかという。結果が出ておりますけれど も、その辺の過程において、どうなんですかというのだけ説明してください。

- ○野地水産商工食のまち課長 協議を何回も重ねながらやってきたことは確かです。それと、1月16日の日の理事会においても、このことも含めて御説明させていただいていたのは確かなことでございます。
- ○奥田委員 しつこいようやけれども、説明をしたのはわかりますよ、説明した あなたが、こう決まりましたという。協議をしているんですかということですよ、 そういう。観光物産の意向も聞いて話し合いをきちっとしたんですかということを 聞いているんですよ。したんですか、どうなんですか。しているんですか。本当に 説明したというのはわかりますよ。協議を本当にしているんですか、あなた方。
- ○野地水産商工食のまち課長 協議をしております。理事会が終わってからもま たお話もあって、その中でも協議はさせていただいております。
- ○奥田委員 協議しておるということで間違いないですね。僕、もう一遍確認しますけど、皆さんに、理事の方々に。協議しているんですね。皆さん、協議して納得しているということですか、課長。協議しているんですね、じゃ。
- ○野地水産商工食のまち課長 理事会のほうでも説明をして、当然その後、質疑応答とかもございましたし、その後、事務局とまたそれについての議論はありまして、そのような形の中で調えさせていただいております。
- ○奥田委員 それで、調整とかはしたんですか。あなた方が持っていったそれで、 これでやれじゃないんですか。それを通したということじゃないんですか。向こう の意向は聞いたということがありますか。何かあったら言うてくださいよ。それを 協議したと言うんですか。単なる押しつけたんじゃないですか。

## (発言する者あり)

- ○三鬼(和)委員長 理事会でそれで説明して、向こうも理事会ですから、承認 してもらうような形で了解してもらったんですか。市がそれだけしかしないという のはそれまでのことだと思うんですけど、その辺の説明だけちゃんとしていただい たら。
- ○加藤市長 観光物産協会の話につきましては、向こうの理事長、事務局長、私、 それで担当課とも、一応この予算についてのお話はしました。
  - 一つには、私の考え方として向こうに要望したのは、やはり事業組合なわけなんですね。要は事業組合ですから、事業を活性化するためには、やはりもっともっと今の販促ルーツを使いながらもっと売り上げを上げていただきたいと。それを上げることによって地元の出品者がまた上がって、一石二鳥であるというような話をし

ながら、自主事業と、あるいはふるさと納税の委託というようなものについて、ぜ ひとも頑張っていただきたいと。ついては、その辺の収益をプラスすることによっ て、当然のことながら、我々の払う、自主事業だったら向こうの何%かの手数料が あったり、ふるさと納税でしたら、向こうの委託事業の手数料として何%というの は、やっぱりそこはどんどん上がっていくと。そういう事業をやっぱりお互いに切 磋琢磨しながらやりませんかというような話で、その中で、事業にかかわるもの、 委託にかかわるものというのは、担当課のほうできちんと整理しながら、基本的に は固定という分については、さっきおっしゃったような230万ぐらいマイナスに なっているかもわからないけれども、それに対して売り上げが伸びることによって その歩合が要するに上がるということで、それで一生懸命頑張っていただきたいと。 ついては、これは事実だから申し上げるんですけれども、要するに今までの戻入 というものについて、もうかったら返してくれというような制度があったそうなん ですよね。それは僕の考え方からしたらおかしいでしょうと。それはどんどんやっ ぱりそれを使いながら発展していってほしいと。そういう形になれば、我々の出し ている補助金も減っていくと思います。これは次の話なんですが。そういうことで 方向性を私は出しまして、あと、事務局当局と我々の担当課と向こうの観光物産協 会との話し合いになったというのは、そういういきさつであるということでござい ます。

## ○奥田委員 最後にしますね。

今、市長の言われたことも私はわからんでもないんですよ。確かに観光物産協会は事業組合です。民間が一応組合になってやっている、だから、そこで頑張ってもらおう、それはよくわかるんですよ。ただ、先ほど市長言われたように、販促の機能、おもてなしの機能ということで、市の事業をフォローするような形でやってもらっていると。市が本来やらなければいけないこともかなりやってもらっていると、そういう状況もあるわけなんですよ。

それと、民間やで民間でやれと、考え方は、市長、わかるんですよ。市長は民間 出身だから。でも、やっぱり民間自体が今、力がちょっと弱っているというか、風 邪を引いているというか、そういう状態やないですか。そういう中で、風邪を引い ておる人に、おまえ、やれよ、頑張れよと言うたって、やっぱり無理があると思う んですよね。

ですから、このやり方は、本当に予算、人件費なんかもばっさり切って、事務局 長と、あと、パート2人の分は出しますよと。正職員の分はふるさと納税で稼いで、 あんたらはあれせいよという、これが僕は理解できんのですわね。普通は、正職員は補助するけれども、パートとか、そういうものはあなたらで頑張ってあれしてよというのはわかるんやけれども、正職員を自分らで稼いでせいよみたいなのは、いきなりちょっとやり過ぎじゃないかなと、風邪を引いておる人たちに対してですよ。やっぱり風邪を引いておる人は無理すると余計長引くし、やっぱり風邪が治るまではやっぱりある程度治療は必要やと僕は思うんですわね。

市長の考えているのはわかるんですよ、わかるけれども、それは、僕はまだちょっと難しいんですよ、今やるのは。ちょっとやり過ぎてしまうと、無理させると、本当に、これ、死んでしまいますよ。だから、僕は、観光物産協会の位置づけということは冒頭にお聞きしましたけど、先ほど聞きましたけど、もうちょっと考えないと、観光物産協会だって、どこやったかな、阿波踊りをやっているところの観光物産協会とか……。

- ○三鬼(和)委員長 徳島。
- ○奥田委員 徳島、あそこだってもう解散したとか、やっていけんからとか、そういう事態が起こりますよ。そうなってくると、市のやってもらっている事業も全部できなくなってしまうという、えらいことになってしまうということが出てきますから、僕は、これはちょっといかがもの、やり過ぎじゃないかなという気がしてならないんですけど、市長、これでいいという判断なんですよね。ここまでもうばっさりやるということは。
- 〇三鬼(和)委員長 市長、30年度はこの方向で行きたいということなんですか。
- ○加藤市長 はい。私としては行きたいです。

もって、先ほどのふるさと納税の話でもないんですけれども、やっぱり尾鷲市としても、ふるさと納税をこれからどんどんどんどんやっぱり宣伝していきながらその収益を高めたいという方向の中で、彼らに委託事業としてお願いしているわけなんです。数字が伸びれば伸びるほど、その分の手数料とか委託料として彼らのところへ行くわけなんですよね。そういう話なんですよ。それが半分の20%ですから、それぐらいの意気込みでもって、この230万、前年実績から言ったら230万マイナスになるかもわからない、固定費については。要するに、変動でもって250万ぐらい伸びるような、そういう仕組みは我々としてはやっているつもりなんです。

一方、これについて、事業をもっともっと観光事業としてどんどんどんどん観光 物産協会が伸ばしてほしいという思いなんですよね。そのためにもやっぱり事業と して皆さん方に頑張っていただきたいと。そのための一つの方策として、要するに 先ほども申し上げましたように、観光物産協会で事業をやったら収支が残った次期 繰越金というのがあって、それはもう返しなさいという、そういうルールになって いるわけなんだよね、尾鷲の、もうかったら。それは事業じゃないでしょうと。じ ゃ、それをプールしながらどうやって事業の展開をしていくかという、そういうス キームを持ってやりましょうよという話は、私は観光物産協会のほうにそういう話 はしております。そういう形で市としては、要するにお互いに切磋琢磨しながら、 観光事業に対する、あるいは観光物産事業に対するこのものは、お互いに伸ばして いきましょうというような話は一応やっておりますので、当局と担当課のほうとし ては、一応その方向で進めたということでございます。

- ○奥田委員 市長は、それで説明したということですけど、観光物産協会の理事の方に聞いても、皆さん、納得していないような感じなんですけど。でも、市長、先ほども税務課から説明があったように、ふるさと納税って、12月とか1月にたくさんぼーんって上がるんですよね。
- ○三鬼(和)委員長 その辺は、比率は予算決算委員会で。
- ○奥田委員 はい。

ですから、資金繰りの問題もあるわけですよ。ふるさと納税のあれで賄えと言ったって、4月からスタートしてですよ、4、5、6、7、8、9、10、11の、ずーっと不安の中で、12月にぽーんと上がってくれればええけど、そこまでどうなるかわからない不安感もありますよね、資金繰りの問題もあると思うし。

それと、じゃ、赤字になったら補塡してもらえるんですか、そういう、目に見えない、まだわからないような状況で。それは、市長は3億目指すんやと言うても、これもどうなるかわからへんし、その辺の、どうなんですか、その辺ももう赤字になったら死んでいけということですか。切磋琢磨もしろと。でも、できなんだら、死んでいけよと。

- ○加藤市長 そのような思いはありません。先ほども申しました、お互いに切磋 琢磨しましょうというような考え方ですから。
- ○三鬼(和)委員長 また、費用対的なものは比率になっておりますので、予算 決算委員会でお願いします。
- ○奥田委員 ただ、さっきの神社の駐車場の利用料と、神社のトイレ使用料、25万8,000円、この話、僕ら、してもらっていませんよ。これはする気がないんですか。する気がなかったんですか、全然もうする気なしで、課長、もうこのま

まいく予定やったのかな。それとも予算決算常任委員会のときには説明してもらえる予定やったのか。でも、その前に、総務産業常任委員会で説明してもらわなあかんでしょう、ここ、所管なんだから。こういう方向で考えていますと、それは、する気はなかったんですか。

- ○野地水産商工食のまち課長 観光物産協会の中の観光振興事業の一環として御 説明させていただくということで、予算にかかわることというふうな形で考えてお りました。
- ○三鬼(和)委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○三鬼(和)委員長 それでは、もう一件あるんだな。
- ○野地水産商工食のまち課長 追加で資料のほう、今発信させていただきます。

先ほど冒頭でちょっとお話しさせていただいたんですが、階層深層水のアクアステーションの、皆さん、よく御存じかと思うんですけど、タンクがあって下に15メートルの取水ピットがあってと、海のほうに近いところなんですけれども、あそこで地下に潜ると、取水ポンプとだるま状の取水のストレーナーがありまして、それが写真の下のほうに写っている、丸の窓が二つついている部分がストレーナーなんですけれども、これについては2基ありまして、24時間ごとに交互運転をしているというふうな形のものです。その部分の、下の写真を撮ると、ふたの部分、ここにストレーナーというものが埋まっておりまして、次のページをごらんください。

ストレーナー本体が、次のページの2枚があるんですけれども、ここに亀裂が2月27日に入っているのが発見されて、実はここから深層水が噴き出しているような状態となりました。それで、これについては、その後、メーカーのほうも早速来ていただいて、今、当然こういうふうな形になった原因究明と修繕方法、どのぐらいかかるのか、修繕に係る日数、その辺のことについて、今、調査をしておるところです。幸い2台あるということで、今、ナンバー2のポンプとストレーナーは動いておりますので、それで問題なく今動かしておりますので、今、取水、分水については特に問題なくやっておるところです。

ただし、これは交互運転になることによって、ある程度ポンプへの負荷とか、そういうものも軽減される仕組みになっておりますし、いざというときに、どっちかが破損した場合に次のところがまだあるような、そういうふうなバッファ的な役目も果たしておりますので、この対応について、メーカー側と今協議しておるところです。はっきりしましたら、その辺についてはまた今後の定例会等も含めて、予算

議案等も上程させていただきたいというほうで、まずは、一報を御報告させていた だきます。

○三鬼(和)委員長 海洋深層水、取水側にありますポンプストレーナーの故障 ということで今説明していただきました。

これらについて、質問ございましたら。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三鬼(和)委員長 いいですか。先ほどの説明の中では、メーカー等とも協議 してどういった形ということが報告されましたので、調査結果と今後の対応等にあ る程度進捗がございましたら、また委員会のほうに言っていただきましょうかね。 それでいいですか、皆さん。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- ○三鬼(和)委員長 じゃ、そのことでしたいと思います。 ここの部位はわかりますね、皆さん。視察に行かなくて、申しわけない。 手を挙げて聞いてください。
- ○上岡委員 こういう建物というか、器具には保険とかは入っていないんですか。
- ○野地水産商工食のまち課長 そうですね。機器自体は、保険対応で修繕という ふうな形にはちょっと難しいような状態です。
- ○三鬼(和)委員長 それでは、報告していただくということでお願いします。 一応予定された報告事項は以上ですので、終わりたいと思います。また何かあっ たら委員会を招集したいと思いますので、お願いします。

それじゃ、御苦労さまでございました。

(休憩 午後 2時50分)

(再開 午後 2時57分)

○三鬼(和)委員長 それでは、休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

続きまして、木のまち推進課より報告事項がございますので、順次行っていきます。

○内山木のまち推進課長 木のまち推進課です。よろしくお願いします。

今回、報告事項としましては、一つ目、平成29年度市有林主伐事業の結果報告につきましてと、それと、尾鷲ヒノキ販路開発プロジェクトについての報告をさせていただきたいと思います。

それでは、市有林の主伐のほうから担当係長に説明させていただきます。

○千種木のまち推進課係長 それでは、平成29年度の市有林主伐事業について ということで説明させていただきます。

めくってもらいまして、2ページ目なんですけれども、尾鷲市有林の概要図となっております。黄緑の部分が直営造林地で約1,200、黄緑色の斜線が入っている部分が森林研究整備事業センターとの契約地で約1,100と、残りが雑木林となっており、大体全部合わせて5,000ヘクタールとなっております。

続いて、3ページ目、主伐事業の目的としましては、市有林主伐事業を通して、市場に安定的に尾鷲ヒノキを供給することで、木材関連産業への経済普及効果につなげ、成熟した市有林において伐採した木を利用し、また、植えるという林業サイクルを回し、偏った林齢構成の平準化を進め、後世へ価値ある財産を残し、あと、公有林という性格上、市有林は木材生産だけが目的ではなくて、市民の生命、財産を守るという役割を担っており、主伐事業を継続することで、森林の持つ公益的機能も発揮させることになります。

続いて、4ページ目です。

主伐事業の三つの目的です。まず、一つ目、地元林業の活性化、二つ目、林齢構成の平準化、三つ目、公益的機能の確保・維持があります。その中で、5ページ目なんですけれども、地元林業の活性化としまして、まず、一つ目としまして、尾鷲木材市場協同組合において、1回当たりの競り市への参加業者数の増加の効果があります。平成24年度は31業者やったんですけれども、主伐事業を計画的に継続し実施することにより、平成29年度では37業者と増加しました。二つ目としまして、尾鷲木材市場協同組合への直接的効果、三つ目、尾鷲ヒノキというブランドの継承効果、四つ目、木材搬出経費縮減効果、五つ目、架線集材技術の継承効果、六つ目、安定的な森林認証材の供給効果があります。

続きまして、こちらが平成30年1月12日の模様となっております。

続いて、7ページなんですけれども、市有林材の流通先についてであります。

こちらは、平成24年度の主伐開始当初は尾鷲・紀北地区が約5割を占めておりましたが、近年では、和歌山や奈良からも買い付けに来るようになりました。

次のページなんですけれども、同じく、当初は尾鷲・紀北地区が多かったんですけれども、近年では、新規の出材者もふえてきております。

続いて、9ページ目なんですけれども、林齢構成の平準化についてであります。 こちらは、時代背景として、昭和20年から30年にかけて、戦中の供給事業を 終えて戦後の復興期がありまして、木材の需要が急増して、それに伴って国のほうでは拡大造林事業を初め、最初は広葉樹やったんですけれども、やっぱり針葉樹のほうが早いサイクルで回るということで、そちらに変わったと。それで、ちょうどそのころに効率的に収穫できたことから、短伐期も促進されました。しかしながら、その後、木材需要を賄うべく、輸入木材の自由化がスタートしたことによって安価な外材が出回るようになり、国産材の価格が低下し始めました。

このような時代背景から、平成24年度の市有林の林齢構成は、60年生が60 3~クタールと突出しており、また、逆に、10年生以下がゼロへクタールと偏っ た林齢構成になっておりました。そこで、主伐事業により、平成28年度では10 年生以下は29~クタールとなりました。

じゃ、その模様が次のページです。

10ページ目、平成 24年度はこのような形になっていましたけれども、 28年度では、 1年生から 10年生が 29 と。これを続けていくことによって、次のページの 11ページ目なんですけれども、 100年後にはこういった形で、同じ 50、 50、 50 というのが続いて、 100年生以上が 690 と、一応こういう形を目指していきます。

続きまして、3番目、公益的機能の確保・維持としましては、効果としましては、 1番、水を育み洪水を防ぐ効果があります。2番、土砂の流出を防ぐ効果がありま す。3番目、山崩れを防止する効果があります。4番目、地球温暖化を防止する効 果があります。

続いて、13ページ目、これまでの平成24年度から29年度までの主伐事業の 実施となっております。

続きまして、平成29年度の市有林主伐搬出委託のフロー図となっております。

平成29年7月に、搬出業者4社による指名競争入札を行い、契約額1,471万6,000円にて契約しました。それで、平成29年の10月より、尾鷲木材市場に競り市が開始して、平成30年1月29日で完了をしました。

次のページです、15ページ。

その事業結果が以上のとおりです。全部の合計収入額が924万4,000円となりました。

じゃ、次のページです。

今回の結果について、まず、収入については、今年度のヒノキは需要に対応できる材が少なかったことや、また、ヒノキの平均単価が下降傾向にあることが要因の

一つであると考えられます。

続いて、支出の部分については、今年度の伐採箇所は、クチスボ林道の終点部分に当たり、谷筋が深く重なっているところであったため、架線を張る作業が困難となり、搬出に係る経費が例年に比べ高くなり、そのため、落札率が高くなったと考えられます。

それで、今後についてなんですけれども、今回の主伐事業の結果を踏まえた上で、 木材関連業界と連携をとり、新たな対策として、以下のような主伐事業継続に向け た取り組みを実施していきたいと考えております。

1番、尾鷲木材市場と木材需要について情報を共有し、需要に沿った造材を行い 市場へ出材することで、木材価格の向上を図っていきたいと考えております。

2番、経費の削減を図るため、市場と協議を行い、従来からの長木による運搬方法から、今後は、A材は市場において競りにかけ、残りのB材、C材、D材については、チップ原料や木質バイオマス原料などとして、現場での引き取り方法へ変更を検討していきたいと考えております。

以上です。

○三鬼(和)委員長 以上、本年度の市有林主伐事業について経緯、それから、 結果について報告していただきました。今後の展開ということについてもあわせて 報告していただきました。

これらについて、御質問ございましたらお願いします。

- ○奥田委員 14ページ、15ページのところですけど、15ページを見ると、 収入が924万4,000円ですよね、29年度。14ページを見ると、主伐のた めの契約額が1,479万6,000円ということは、差し引きすると、555万2, 000円の赤字という理解でええのかな。ええですか。
- ○内山木のまち推進課長 はい、そのとおりです。
- ○奥田委員 これは想定内なんですか。
- ○内山木のまち推進課長 先ほど係長のほうから説明させていただいたとおり、 想定外です。というのは、まず一つ目としまして、請負率が思ったより高かった。 これまで例年約90%で、大体請負率が推移しておりましたけれども、今回、今説 明させていただいたように、現場の条件が結構厳しかったということで、98%、 99%ぐらいということで、例年よりも高い請負率ということで、その分に余分に 経費がかかったということになっております。

それと、もう一点がヒノキの平均単価、今回、15ページに記載させていただい

ておりますけれども、平均単価が1万1,600円やったということで、市場もヒノキについては平均単価がちょっと下降ぎみでありまして、今回、市有林につきまして、同様な傾向にあったということで、両方の要因でそれぐらいに、550万のマイナスというふうな結果になりました。

- ○奥田委員 じゃ、両方の、ダブルパンチみたいなものですね。収入も、かかった費用もね。でも、何とか最低でもとんとんぐらいには、財政が厳しい中、行けんものですかね。難しいですか。30年度はどうなんですか。
- ○内山木のまち推進課長 市場については、なかなか、私らも結果は、どのような市場平均価格になるかというのをまだつかみにくいんですけれども、先ほど係長、今後においてどういうふうな方法をやっていくのかというふうなことを説明させていただいたんですけれども、今、市場のほうと協議しておりまして、現在、長木のままで現場から市場のほうへ搬出しておりますけれども、今回、30年度はA材というふうに、また、製材で使うような部分、価格の高い部分だけを市場のほうへ競りにかけるというふうなことで、残りのB材、C材と言うたように、先端部分につきましては、現場での取引をしていただいてもらうというふうなことで、そういうふうなことによって経費の縮減を図っていきたいというふうに考えております。
- ○三鬼(和)委員長 課長、その場合、現場での工事代というか、作業代が搬出 業者とセットになるんですか。A材をつくらなくちゃいけない、現場で、山でつく るわけでしょう、A材を。
- ○内山木のまち推進課長 尾鷲木材市場のほうと情報共有をとりながら、市場ではどのような木材が必要なのか、ニーズを求められておるのかというふうな情報を もらいながら、現場のほうで造材のほうを行っていきます。
- ○三鬼(和)委員長 その場合、最初の山から切り出しの、入札額にそれは加味 するんですか。また、切る方は別に行かれるんですか。経費の関係で。
- ○内山木のまち推進課長 これは搬出経費の中に含まれます。
- ○三鬼(和)委員長 委員の皆さん、いいですか。
- ○三鬼 (孝) 委員 課長、参考までにちょっと教えてほしいんやけど、10ページの平準化グラフの齢級別があって、28年の、61年から70年が321ヘクタールか、51年から60年が533ヘクタール、これは今の市場価格にすると幾らぐらいの金額になるか、ざくっとわからんか。全体で。
- ○内山木のまち推進課長 これ、11ページの部分の、齢級によっての単価のことを言われておるんですか。

今、61年生から70年生、これにつきましては、大体三重県下の平均が1万3, 000円から4,000円です。それで、尾鷲木材市場、尾鷲管内でも少し1,00 0円ぐらい差があるぐらいですね。

それでは、若手、70年生、80年生に行きますと、それから、90年生まで行きますと、径も太くなっていきまして、それは枝打ちとかいろんな条件が重なってくるんですけれども、枝打ちをしたほんまによい木で行きますと3万、4万というふうな傾向にあると思っております。

- ○三鬼(和)委員長 ほかに、委員の皆さん、いいですか。 B材、C材、D材をチップ原料や木質バイオマス、これは現場で引き取りという んですけど、価格的にはプラス方向で見込まれるんですか。
- ○内山木のまち推進課長 チップ材としても引き取り価格が6,000円とか7,000円とかありますので、それから、木質バイオマスについても、トン7,500円で引き取ってもらうので、運賃もかかりますけれども、そこら辺も、経費もちゃんと計上はしていきます。
- ○三鬼(和)委員長 それでは、プロジェクトのほうをお願いします。プロジェクトとヒノキの販路開発をあわせて。
- ○内山木のまち推進課長 それでは、尾鷲ヒノキの販路開発プロジェクトについて説明させていただきます。

昨年12月議会でも説明させていただいたので重複しますけれども、再度、目的 のほうから説明させていただきます。

本プロジェクトの目的としましては、市内の木材関係団体と市が連携をして、林 業振興施策を推進するために、尾鷲ヒノキの販路開発プロジェクトチームで三つの 目標を掲げて事業を立てております。

まず、一つ目としまして、尾鷲ヒノキのブランド力の向上、二つ目が尾鷲ヒノキの付加価値の高い商品づくり、三つ目が尾鷲ヒノキの販路拡大でございます。

組織としましては、副市長を座長に、木のまち推進課の私、それから各係長、それと、森林組合おわせ、尾鷲木材協同組合の青年部、尾鷲ひのきプレカット協同組合の代表理事組合長、それと、尾鷲ヒノキ内装材加工協同組合代表理事組合長と、おわせ工芸・木工振興会の会長、それで、最後にオブザーバーとしまして、県の尾鷲農林水産事務所の森林・林業課長という、このようなメンバーになっております。

現在、私ら、このチームにおきましては、三つの目標を掲げまして、それを克服 するために六つの6事業を立ち上げました。それが尾鷲ヒノキの開発のロードマッ プになっております。

それでは、六つの事業について概略のほうを説明させていただきたいと思います。 まず、一つ目としまして、地域独自のサプライチェーンマネジメント事業につい てでございます。

内容としましては、地域の林業関係者を一つのグループ企業と考えグループ化することで、窓口の一元化、個々の在庫数量、生産量の把握などをしていき、安定共有を確保し、販路拡大をするために、地域独自のサプライチェーンマネジメントの構築を目指していくものでございます。

また、林業界全体において、人員的に困難である営業力の強化を図るために、地域おこし協力隊も活用していきたいというふうに、現在、考えております。平成30年度より、まず、研究会、検討会を開催いたしまして、課題の洗い出しや林業サプライチェーンの勉強会などを実施したいと考えております。あわせて、31年度より検討会の結果を踏まえて、地域おこし協力隊を採用し、育成していきたいと考えており、また、あわせて、各事業の生産品の把握に努め、サプライチェーンの構築の準備に進めていきたいと思っています。これがまず一つ目の事業でございます。二つ目としまして、木材販売営業強化事業についてでございます。

内容としましては、営業先に合わせた営業担当者を選出した上で、民、官において協力体制による営業チームをつくりまして、地域における自治体と民間が一丸となって販売に取り組むことで、相手方に安心をしていただき、新規取引先の獲得を目指していくことでございます。

この事業は、平成30年度より販売戦略の実施、営業チームを編成いたしまして、 また、営業スキルの向上のために勉強会を開催していきたいと思っております。あ わせて、販売戦略の検討、消費者のニーズの調査を実施していきます。

三つ目の事業としまして、木工製品の販売事業でございます。

内容としましては、現在つくられている木工製品に使用された木材のトレーサビリティーや、つくり手の思い、人柄などを一連の流れのストーリーを乗せたものとして、消費者が印象に残る商品を提供していくことで、付加価値の高い製品の開発を検討していきたいと思っております。また、木工関係者が協力体制を構築し、伝統技術の継承を行っていき、尾鷲市を職人のまちとしてやっていけるように考えていきたいと思っております。この事業につきましては、平成30年度より、工芸品や木工製品を各地のPRで販売を展開していきたいと考えております。そのためにも、まず、各事業者の商品の把握、ターゲット、販売方法など、研究会、検討会を

行っていきます。

四つ目としまして、商品の施設木材利用促進事業についてでございます。

内容が、伊勢志摩サミットでつながりができた大手企業を活用し、地域企業との連携により尾鷲市ヒノキを使った商業施設向けの商品開発を行い、その開発した商品の販路を拡大していくために補助金などによる支援を行い、営業販売の後押ししていくものでございます。商業施設への営業活動を、平成30年度より実施していきたいと考えておりまして、今、森林組合おわせでは二つの商品が開発済みでございます。その商品からまず手がけていきたいと思っております。また、あわせて、商品の販売における戦略を検討し、つながりのある企業への営業をかけていきたいと思っております。

五つ目としまして、尾鷲ヒノキの育林技術の継承事業についてでございます。

内容としましては、現在、木材市況を鑑みると、尾鷲市ヒノキの特徴である密植による施業はコストがかかるために、伝統ある尾鷲林業システムを継続していくことが厳しい状況でございます。しかしながら、日本農業遺産に認定された尾鷲ヒノキ林業を後世に継承していくためには、日本農業遺産の保全計画に沿って実施していく必要がございます。そのために、補助金やファンドなどの導入を検討していきたいと、この事業の中で考えております。平成30年度には、ファンドなどの勉強会を開催し、造林資金等調達方法の検討を行い、31年度のファンドの導入についての適否を判断し、次の援助につないでいきたいと思っております。

最後に、六つ目、尾鷲ヒノキの商標登録事業についてでございます。

内容としましては、商標登録の役割として、自他商品識別機能、出所表示機能、 品質保証機能、宣伝広告機能がございます。今後、尾鷲ヒノキとほかのヒノキとの 差別化を図り、ブランド力の向上を目指すために、尾鷲ヒノキの商標登録を目指し ていきたいと考えております。

この事業につきましては、平成30年度に尾鷲ヒノキブランド化戦略推進事業により、尾鷲林政推進協議会が事業主体となりまして、尾鷲ヒノキの商標登録に向けて事業を実施していく計画でございます。本プロジェクトもこの事業と連携をしまして、尾鷲ヒノキの商標登録に向けた検討、手続、情報発信等、進めていきたいと思っております。

以上がこのプロジェクトチーム委員らで作成していただいた事業でございます。 この事業につきましては、また今年度最後3月に本部会議がございますけれども、 そのときにまた市長のほうにも報告を上げたいと考えております。

- ○三鬼(和)委員長 以上、報告していただきました。 これらについて、途中経過ということですが、御意見がございましたら。
- ○奥田委員 1点確認したいんですけど、このプロジェクトチーム、先ほど水産のときも聞こうと思って聞き忘れたんですけど、ロードマップがありますよね。さっきも、水産も何かいろいろ、中期や長期やってありましたけど、これと、今の第6次総合計画、後期基本計画がありますよね。それとどういう絡みなんですか。それとまた別なんですかね。どう考えたらいいんですか。どこも同じようなことを書いておる気がするんやけれども、何か違うんですかね。後期基本計画とこのロードマップとか、どういう関係になっているんですか。済みません、もう議論されているかもしれませんけれども。
- ○内山木のまち推進課長 基本的に一番ベースとなるのは、やはり委員さん言われたように、総合計画がベースになっております。そこに、大まかに尾鷲の林業振興についてというふうなことがうたわれております。その中で、今回、特出しでプロジェクトチームをつくりまして、その中で各業界の人と行政が一体となって、今回実質的な事業を組み出していこうというのが、この事業でございます。なので、あくまでもベースにあるのは総合計画で、だけど、総合計画の中のやはり一番核となるもの、尾鷲の林業の振興についてはどのようにやっていくのかというふうなことがうたわれていますので、それの実施的なものですよね。
- ○奥田委員 また改めて説明してもらえるということなので、そのときにまた聞こうと思いますけど、このロードマップ、18ページにある、これが目玉だみたいな、真新しいものとか、何かあるんですか。何があるんですかね。
- ○内山木のまち推進課長 全体で、まず構成委員の方らが出していただいた事業が二十数個ございました。その中で優先順位をつけまして、それで、六つに絞りましたということで、目玉というのは、この六つが目玉というふうに考えていただきたいんですけれども。
- ○三鬼(和)委員長 他にございませんか。
- ○加藤市長 僕は、今回のこのプロジェクトの内容についてはかなり深掘りした 内容であると、私は評価しているんですね。その中で特に、具体的にどういう成果 があらわれるのかということが僕は必要だと思っているんです。そのためには、や っぱり販路開発の中でのいろんな取り組みのプロジェクトというのは、基本的には、 これ、メーンなんですね。私は、理解しているのは、この販路拡大に伴ういろんな 諸施策を実行していくと。ついては、これを深めていきながら、一方では、30年

度からある程度くさびを入れるという、打ち込むというんですか、そういった形で 点々ではありますけれども、いろんなそういう事業者と交渉をしながら、トップセ ールスを担当課と一緒にやっていきたいと、このように考えております。

- ○三鬼(和)委員長 課長、1点。最後のところの商標登録に向けた準備というか、尾鷲ヒノキというそのものは、お隣が登録しておるんじゃないんですか。尾鷲ヒノキという名称自体が。そのほかの名称のことですか。
- ○内山木のまち推進課長 まだ商標登録自体をされていないと思います。
- ○三鬼(和)委員長 ああ、そうなんですか。
- 〇内山木のまち推進課長 はい。

それで、現在、尾鷲市と紀北町、林政推進協議会、そちらのほうで、やはり日本 農業遺産にも認定されたしということもございまして、やはり尾鷲ヒノキの商標登 録は必要ではないかということで、県のほうにも力をかりまして、30年度にやっ ていきたいと思っております。

- ○三鬼(和)委員長 わかりました。
- ○奥田委員 今の、市長、もう一回お伺いしたいんですけれども、販路拡大ということ、これが中心だと言われましたけれども、これを見ると、販売戦略の実行というのがずーっと書いてあって、ニーズ調査とか、地域おこし協力隊を育成したりとか、連携と書かれていますけど、これで終わりじゃないんですよね。これだけだったら何もないでしょう。これをまた具体的にどんどん落とし込んでいく、具体的にいろんな戦術を考えていくということなんですか。そうなってくると、3月末で間に合うの。継続的でやっていくということですか。どういうことなんですかね。3月末までにこのプロジェクトチームの何か、まとめて今後やっていくんだという話やったけれども、これで終わりじゃないですよね。
- ○内山木のまち推進課長 この六つの事業については、これが実施的な運びです。 まず、サプライチェーンマネジメントにつきましては、まず勉強会、研究会を重ね まして、地域おこし協力隊も活用できるなら活用して、その人が起業できるふうな までに5年後には持っていきたいというふうには思っております。それがまず一つ 目の事業です。

また、それぞれの事業につきまして、今説明させていただいたように、それぞれ 官民一体となって、二つ目としましては、一緒に営業をやっていこうと。営業をす るにも私らも営業のノウハウがないもので、そこら辺も勉強してともに売り出しに 行こうというふうなのもこの部分ですね。なので、これが個々に実施の事業と考え てください。

- ○奥田委員 ちょっとよくわからないですよ。僕は、プロジェクトチームというのは、もっと掘り下げたものが出てくるんじゃない。これやったら、別に中学生、高校生でも考えられるようなレベルじゃないですか、このぐらいやったら。ちょっと委員の人に申しわけないけれども、ここからどうしていくかが大事であって、今から勉強していくとか、それはわかりますよ。もっとインパクトある、こういう政策をやるんだという、これをやるという、何か新しい政策が出てくるのかなという期待をしていたんですけど、これで終わりということですか。ということでええのかな。
- ○三鬼(和)委員長 奥田委員、まだ2018年の目標が、販路に関しては課題 の洗い出しとか、課題、まだ出ていないみたいですもんで、それを年度計画だけ載っておるもんで、またこの辺が出たときにもう一度きちっと報告してもらった上で ということで。
- ○加藤市長 本当、具体的にはわかりにくいと思うんですけれども、一応これをベースにしながら、どうやって販路拡大をやって開発をやっていくかということなんですけれども、勉強ばっかりしておってもだめなんですよね。それじゃ、さっき言いましたように、そういうオファーがありそうなところを今当たっております。こつぐらい出てきているんですけれども、今度はそれを、要はくさびを打ち込むんじゃないですが、そこをベースにしながらいろな渉ごとを進めていこうと。そうすると、何らかの回答が出てくるんじゃないかと。1件ほど、まだちょっと具体的にあれしていないんですが、そこを攻めることによって販路の開発というのが大きくなるんじゃないかというところ、今ちょっとそこのところを攻めているんですけれども、具体的にはちょっとまだ申し上げられないんですけれども、1社といろいろと販路開発についての協議を行って、それをどうやって攻めていくのかということを具体的に今動いているというのは事実1件あるわけなので、こういう方法も一つあるんじゃないかなと私は考えておりますので、とりあえず一応くさびを打ち込むということも、この計画以外に必要じゃないかと。もちろんこの計画をベースにしながらの話なんですけれども。
- ○三鬼(和)委員長 プロジェクトと言っても、中期ぐらいまでのスキームやな、 事業の進め方のスキームを報告してくれたということやね。プロジェクトで今スタ ートしたというところかね。

いいですか、奥田委員。

また、具体的に2018年度分がまとまった段階で委員会に報告してもらうよう にしたいと思います。ほかの委員、いいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三鬼(和)委員長 それでは、木のまち推進課にかかわる報告案件が終わりましたので、終わりたいと思います。ここで休憩を10分ばかりとりたいと思います。

(休憩 午後 3時29分)

(再開 午後 3時41分)

- ○三鬼(和)委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。 あとは、建設課、出納室、それから水道部と残っておりますので、皆さん、進行 のほう、御協力よろしくお願いします。
- ○上村建設課長 建設課でございます。よろしくお願いいたします。

建設課からは、三重県が実施しております急傾斜地崩壊対策事業と尾鷲市営住宅 長寿命化計画について報告をさせていただきます。

まず、急傾斜地崩壊対策事業に係る市負担金の増額に伴う補正予算並びに繰越明 許費について御説明いたします。

資料を通知いたします。

補正額及び繰越明許費に係る一覧表と関連する位置図でございます。

資料の一覧表を見ていただきますと、金額欄のうち、左側が当初予算額で、真ん中の欄は最終予算額、右側が最終予算額における年度割りの事業費と負担金となっております。

表の中で、事業箇所を区分するために、地区名の後ろに番号等がついておりますが、説明の中では省略をさせていただきます。なお、この番号と別紙位置図は整合 しておりますので、あわせてごらんください。

では、今回の補正につきましては、最終的に交付金事業箇所は中井浦地区が9,000万円、宮ノ上地区が4,850万円、九鬼地区は150万円となったことにより、合計1億4,000万円となり、市負担金が1,400万となりました。また、県単独事業では、当初枠づけはありませんでしたが、29年6月に落石があった梶賀地区並びに台風21号によりのり面崩落があった九鬼地区3カ所、早田地区2カ所が予算化され、計1億2,000万円、市負担金1,200万円となりました。

以上のことから、総事業費が2億6,000万円となり、市負担金が2,600万円となったことから、当初予算から考えますと700万円の増額となり、今回、補

正をお願いするものでございます。

なお、市負担金の負担割合ですけれども、交付金事業は事業費の10%ですが、 県単独事業は事業費の20%が基本ではありますが、県単災害緊急対策事業として、 災害に関連する事業につきましては県単独事業におきましても負担金は10%となっており、今回は全て10%の負担ということになっております。

次に、繰越明許費について御説明いたします。

繰越明許費につきましては、平成29年度尾鷲市一般会計補正予算書(第5号) 及び予算説明書の6ページに記載されておりますが、お手元の資料の中の表の右側 の欄に記載しておりますので、こちらで説明をさせていただきます。

まず、交付金事業箇所の中井浦地区と宮ノ上地区は、工事発注に伴う前払金相当を今年度事業といたしまして、残事業を次年度に繰り越しとしております。また、 九鬼地区は用地測量を実施し、現地の立ち会い等は終了いたしましたが、図面等の 作業が残っておって業務が完了しておらず、全額繰り越しとなっております。

次に、台風21号に関連する九鬼地区と早田地区の5カ所は、現在、現地の測量設計等がおおむね終了し、これから用地測量等を実施する段階であるため全額繰り越し、梶賀地区は測量設計及び用地立ち会い等が終了し、現在、用地図面等の作成中であるため、既に完了した測量設計分は今年度事業費として、残りは繰り越しとしたものでございます。

以上のことから、表の一番下になりますけれども、総事業費 2 億 6,000万円 のうち、29年度が2,176万3,000円、30年度が2億3,823万7,00 0円となったことから、本市の負担金は、29年度が217万6,000円、30 年度は2,382万4,000円となりました。

最後に、各地区の進捗状況ですけれども、中井浦地区は工事を継続しておりますが、30年度でおおむね完了する見込みであり、宮ノ上地区は昨年度から交付金事業に新規着手した箇所で、今年度から工事に着手したものでございます。また、九鬼地区は今年度から交付金事業に新規着手したもので、今後、本格的に事業が進められることになります。

県単独事業の箇所につきましては、台風21号に関連する九鬼地区、早田地区については、現在の事業費で工事完了まで目指し、梶賀地区につきましては、次年度も継続して事業が実施される見込みでございます。

以上、全9カ所における事業費の増減に伴い、結果的に負担金の増額と繰越明許を計上することになりましたが、地域の安全安心にかかわる事業であることから、

市としても協力すべく今定例会に予算計上させていただいております。何とぞよろ しくお願いいたします。

続きまして、今年度の補正予算により実施させていただいております市営住宅のストック総合活用計画について、国の指針等を踏まえ、尾鷲市営住宅長寿命化計画として取りまとめをしておりますので、総務用地係長の柳田のほうから説明をさせていただきます。

○柳田建設課係長 それでは、通知をいたします。

こちらのほうが、現在取りまとめを行っております長寿命化計画の本冊でございます。

ページをめくっていただきまして、目次をごらんください。

1、公営住宅の状況の把握から、このページでは、長寿命化に関する基本方針、まためくっていただきまして、事業の手法の選定であるとか、点検の実施方針、計画修繕の実施方針、改善の実施方針、建てかえの実施方針、長寿命化のための事業実施の予定一覧、10でライフサイクルコストとその縮減効果の算出までの10項目を取りまとめさせていただいております。

本日は、この要点をまとめました概要版を作成いたしましたので、通知いたしま す。こちらの概要版をもって説明させていただきます。

まず、ページをめくってください。

この計画を作成するに当たっての背景と目的、実施期間でございますが、背景といたしまして、市営住宅の設置目的として、生活に困窮する低所得者に対して良質な住宅の供給を目的としており、現在283戸を管理しておりますが、昭和30年から40年代にかけて建設された241戸は既に耐用年数を経過している状況にございます。本来であれば、順次建てかえを実施するところでございますが、建設は多大なコストを要するとともに、今後もさらに人口減少が進むことで、住宅困窮者も減少するという予測がされることから、将来的な公営住宅の需要を勘案し、計画的に建てかえや用途廃止、修繕が必要であります。

次に、目的でございますが、平成28年度に国から公営住宅等の長寿命化計画策定指針が示され、本市といたしましては、いち早く国の示す公営住宅の活用と長寿命化に向けた計画を策定し、財政負担を軽減、平準化を図ることを目的としております。この策定に重要となってくる将来的な見通しでございますが、公営住宅の需要を算定した上で、団地ごとにあり方の検討や、どのような手法によりライフサイクルコストの縮減が図られるかなどを、30年程度の中期的な見通しに基づき、考

察いたします。なお、具体的な修繕計画であるとか建てかえなどの実施方針に関しましては、平成30年度から10年間をその期間として方向性を示すものでございます。

次のページをごらんください。

次のページでは、現在の市営住宅の位置図をおつけさせていただいております。 旧尾鷲町内には12団地、センター管内には3団地あるということでございます。 次のページをごらんください。

それぞれの団地の面積、構造、棟数などをお示しさせていただいております。光ケ丘団地のように大規模のものもあれば、何枚田団地のように4戸のみの小規模なものもございます。その構造ですが、右の写真にありますように、木造の平家、簡易耐火の平家と2階建て、写真では2階建てでございます。和泉団地と山辺団地の中層耐火の3階建てと4階建てが存在しております。全体では、平成29年11月現在で86棟、283戸を管理し、226戸、337名が居住されております。

次のページをごらんください。

本計画を策定するに当たりまして、市営住宅にお住いの方にアンケートを実施いたしました。これはアンケート結果の抜粋でございます。昨年11月にアンケートを実施いたしまして、回収率は68.7%でございました。回答者の(聴取不能)ですが、高齢化が進んでおり、65歳以上が67.7%で、入居者の約3分の2が高齢者であるという結果でした。また、少人数世帯が多く、居住年数が20年以上が56.3%と、入居期間が長い世帯が半数以上となっております。

次に、市営住宅に対する評価でございますが、アンケートでは、構造体別に比較をいたしました。それぞれの評価と内容は記載のとおりでございますが、その改修の必要性については、下段にありますとおり、47.7%がその改修に必要があると考えられている一方で、建てかえに関しては10.7%でございました。

次に、今後の意向に関しましては、今後も住み続けたいと考えており、その理由 は経済的理由が91.1%でありました。また、住みかえの条件や将来の住宅のあ り方なども経済的な要素が大きいということがわかりました。

このことから、高齢化、少子化が進み、部屋の広さ、部屋数、間取りなどには不安は少ない。内装や設備に不安があり、中層耐火の住宅も含め、安全性、防災性に不安がある。経済的な理由から住み続けたい意向が強く、建てかえても家賃の現状維持を希望しているという結果となりました。これらアンケートは、これ以降でお示しさせていただく方針でも反映させていただきます。

次のページをごらんください。

今後の尾鷲市全体の著しい困窮年収未満の世帯数の推計を掲載いたします。この数値は、建てかえ、改修、廃止の判断に最も重要になってくる数字でございます。本計画の最終年度であります10年後の人口といたしまして、2027年、平成39年をごらんください。

この時点で、本市の総人口は1万4,102名、世帯数は6,565世帯と推計しており、これをもとに著しい困窮年収未満の世帯数を推計した結果、尾鷲市全体で198世帯となりました。なお、下段の注釈にも記載いたしましたが、この世帯数は本市全体の数字であり、県や市の公営住宅及び民間の借家も合わせて補っていくというような困窮世帯数でございます。ですので、198世帯全部が市営住宅で賄わなくてはならないという数字ではないことでございます。

また、2040年では、1万326名、5,004世帯となり、著しい困窮年収未満の世帯は146世帯になると予想しております。なお、国は、30年後の人口を見越して本計画を策定することとしておりますが、プログラム等、人口問題研究所のデータが23年後の2040年までとなっていることから、推計からしてもさらに今後も困窮世帯は減少していくであろうというようなことが明らかでございますので、将来の推計数はこの値を利用することといたします。

これらことから、今後建設する可能性がある住宅は、中層耐火で耐用年数が70年ほどということとなりますので、市営住宅の適切な配置と、今後も利用できる住宅の長寿命化を実施しなくては供給量が過剰になってしまうというような状況になります。

次のページをごらんください。

これらのことから、本計画に関して長寿命化計画の基本方針を取りまとめいたしました。まず、計画的な市営住宅の整備、廃止といたしまして、住民のニーズや民間賃貸住宅市場を踏まえ、真に住宅に困窮する市民に対する住宅を確保する、耐用年数を経過して耐震性能が確認できない住棟については、計画的に建てかえ、または用途廃止を行うこととし、住みかえによる優先的入居や民間賃貸住宅のあっせんなどを行います。

今後の情勢の変化により、本計画の変更が必要と判断された場合においては、その時点において本計画を変更させていただきます。

その他の住棟は継続的に活用するために、適切な整備、修繕を実施します。また、 機能向上のために、個別改善を推進します。 次に、入居者のタイプ等に対応した住宅の提供といたしまして、子育世帯から高齢者世帯まで幅広い世代の需要に対応し、要介護世帯や障害者世帯も安全で安心して住み続けられる住宅の供給に努めます。

居住者が主体となった適正な市営住宅の管理の推進といたしまして、入居者の適 正化、管理の適正化、運営の効率化を図ることとしております。

今後の定期的な点検や修繕の実施、データの管理につきましては、定期的に外観等の目視による日常点検を実施するとともに、その結果に基づいて適正な修繕を実施し、それらの結果に関しましてはデータベース化することで、市営住宅のストックの効率的、効果的な修繕、維持管理に役立ててまいります。

次に、長寿命化及びライフサイクルコストの縮減に関する方針としましては、何かあってからの修繕ではなく、予防保全型の修繕管理を行い、ライフサイクルコストの削減を図かり、良質なストックとして維持管理された公営住宅の確保を図ることとしております。

これらの前提条件や基本方針を踏まえて、事業手法の選定を実施いたします。次のページをごらんください。

事業手法の選定とは、それぞれの団地や住棟ごとに修繕、改善による長寿命化が 適当であるか、建てかえが必要であるか、また、用途廃止が必要であるかなど、国 が示したフローにより本市の住宅の状況を当てはめることで、それぞれの団地や住 棟ごとに仮設定するものでございます。

右のフロー図をごらんください。

青色の枠の部分で1次判定を行い、それを2次判定として赤色の部分で再度判定 をいたします。最終的には、緑色の枠のところで、将来的な市営住宅のストック量、 いわゆる保有戸数等を設定することとしております。

次のページをごらんください。

1次判定の項目とその結果をお示ししております。

団地敷地の立地環境等の評価につきましては、下段の表では、赤く枠で囲まれた、継続するか、その判断を保留するか、いずれかを判断することとしております。その項目といたしましては、需要、効率性、立地の項目により精査をいたしました。その結果、それぞれの項目により、本市の住宅は条件不一致であるということがわかりましたので、本市の市営住宅全てが継続的に管理について判断を保留する団地というカテゴリーに当たることがわかりました。

次に、物理特性による評価につきまして、安全性、避難の安全性、居住性により、

必要性、可能性をこちらも精査をいたしました。これらことにより、維持管理または用途廃止とされたのが山辺団地、改善、建てかえまたは用途廃止であるのが和泉団地、優先的な改善、優先的な建てかえ、または優先的な用途廃止であるのが古戸野、小川、茶地岡、何枚田、倉ノ谷、光ケ丘の簡易耐火平家の住宅で、それ以外の団地で木造簡易耐火2階建てである、賀田、新田、泉、坂場、小川、矢浜、九鬼、倉ノ谷、光ケ丘、三木里は優先的な建てかえ、または優先的な用途廃止であるということがわかりました。

次のページをごらんください。

次に、2次判定を行います。2次判定では、1次判定で継続する団地がございませんでしたので、ライフサイクルコストによる判定は行わず、将来需要だけで判断を行います。さきに説明さしあげましたが、計画の最終年度である2027年の困窮年収未満世帯数は198世帯であると計算されております。これらの需要に対応するものとして、写真にあります、耐震性があり、これからも居住が可能である簡易耐火平家及び中層耐火住宅の戸数は、合計で164戸、県営住宅の戸数が32戸となっており、公営住宅全体が196戸となっております。困窮年収未満世帯の数からしますと2世帯分が不足するということになりますが、全ての世帯を公営住宅だけで賄うのではなく、民間の借家でも生活されることが予想されることと、市営住宅の木造平家の市営住宅も10年後には全て用途廃止するわけではないために、10年後のストック量はこれで十分であるということがわかりました。

さらに、将来推計を考えたときに、それ以降は市営住宅の供給過剰となることが 予想されることから、今後計画的に集約等も考えていく必要があるということが、 この結果でわかっております。

次のページをごらんください。

1次判定で得られた結果、小川、倉ノ谷、光ケ丘の簡易耐火平家は継続管理についての判断を保留する団地の優先的な改善、優先的な建てかえ、または優先的な用途廃止に位置づけられておりましたが、2次判定の結果、将来需要の算定により、10年後まで適正な管理、修繕を行い、長寿命化をさせるべき住棟として、優先的に対応が必要で、改善が可能の部分に位置づけすることとします。

なお、耐久性がない、耐震性がない木造平家及び簡易耐火 2 階建てに関しましては、優先的に対応が必要ではあるものの、改善は不可能、もしくは用途廃止するところに、カテゴリーに位置することとします。

次のページをごらんください。

これらの1次、2次のフローを経て、判定結果を受けて、計画期間における事業 手法である集約、再編の可能性を踏まえた事業手法の再検討をここで行わせていた だきます。人口減少に合せる形で、著しい困窮年収未満の世帯数も今後10年から 30年間で大幅に減少いたしますので、現状の15団地を集約するとともに、必要 とされる住棟も余剰が出ないように管理していくことが必要であります。

まずは、今後10年でどのような集約等の方法があるかを3次判定として、考察いたしました。全体的には、2次判定で優先的に対応が必要で改善が可能とした小川、倉ノ谷、光ケ丘等の今後の方針について検討をさせていただきたいと考えております。

この検討に当たりましては、アの団地単位での効率的な事業の実施に関する検討、 イ、集約・再編に関する可能性の検討、ウ、地域ニーズへの対応の総合的な検討を 行いました。

次のページをごらんください。

これらの事業手法を住宅の一覧に当てはめております。まず、赤い色でお示しさせていただいております構造として、木造平家に関しましては、立地面積や構造などの条件から用途廃止といたします。

次に、黄色の古戸野、茶地岡、何枚田、倉ノ谷の簡易耐火平家に関しましては、耐震性は保たれておりますが、用地が狭いことであったり、人口減少に伴い供給量を減らしていかなければならないということから、当面の間は維持管理を行い長寿命化を図りますが、将来的には用途廃止を行っていくという団地として位置づけをします。

次に、水色の小川、光ケ丘に関しましては、木造平家と簡易耐火2階建てに関しましては、耐震性が保たれていないため、新たな入居は行いません。また、簡易耐火平家に関しましても、長寿命化を実施し、適正に管理していくことといたします。なお、小川・光ケ丘団地は、立地条件がよく、他の事業主体との連携なども考えられることから、将来的に用途廃止ではなく、建てかえの対象として位置づけしたいと考えます。

最後に、緑色の和泉・山辺団地は、適正に予防的修繕を実施することで、良質なストックとして活用してまいります。なお、用途廃止とした団地にも現在も多くの方がお住まいになっておりますので、計画的な移転などについて、入居されている方と今後協議をしてまいりたいと考えております。

次のページをごらんください。

ここからは、具体的な整備手法につきまして説明させていただきます。

まず、点検等の項目でございますが、これまでも皆様からの御連絡や、台風や大雨、強風などの際には、市職員が団地をパトロールするなどをしておりましたが、さらに確実な点検を実施することで壊れてからの修繕ではなく、予防による修繕が実施可能となります。そのシステムにつきましては、スライドの左にありますようなフローに基づきまして、データベースを活用するなどして実施していく予定です。次のページをごらんください。

改善事業の実施方針を説明させていただきます。

改善方針につきましては、こちらにお示しさせていただきました策定方針の修繕 周期に基づきまして試算を行っております。具体的には次ページをごらんください。

まず、前提といたしまして、改善事業を実施し、その施設の活用期間が伸びることによって長寿命化効果が得られる和泉団地及び山辺団地をその実施対象といたします。この改善事業につきましては幾つかの方法がありますが、本計画の策定に当たりまして、私ども市の職員と委託事業者とで全ての団地を訪問し、建物の状況や立地条件などを確認しており、対象の2団地につきましては、長寿命化型及び安全確保型の改善が必要であることが確認できました。

次ページをごらんください。

その改善事業の実施方針でございます。

ライフサイクルコストの計算の結果、和泉団地に関しましては、軒裏、外壁、といなどの長寿命化及び安全性の確保を改善事業として実施することで、効果的に施設の適正な運用が図られるものとし、その実施につきましては、平成31年度から37年度までを目標年度といたします。また、山辺住宅に関しましては、屋上、外壁、といの長寿命化の改善事業を予定し、その目標年度を38年度から39年度と設定いたします。

これらの改善事業を行うことで、市営住宅の長寿命化が図られ、ライフサイクルコストも抑制することができるものと考えております。なお、耐震性が保たれている簡易耐火平家に関しましては、必要な限りの修繕を実施することで、市営住宅を必要とする世帯の需要を満たしていくということといたします。

次のページをごらんください。

建てかえに関しての実施方針です。

これまでの検討の結果を総合的に判断した場合、安全で安心な住宅を供給するために、計画期間の10年以内に24戸の建てかえ事業を実施する計画といたします。

また、その場所の選定でございますが、具体的には2次判定で優先的に対応が必要で改善が可能とした光ケ丘団地、小川団地、倉ノ谷団地の現状を精査した結果、光ケ丘団地は都市計画道路である日尻野線に隣接し、ふれあいバスの停留所もあるなど交通の利便性が高く、現状で108戸の市営住宅が立地しており、仮移転の抑制が図られること、また、敷地面積が最も広いことなどから、その候補地として設定をいたします。

一方で、24戸という戸数につきましては、将来的な著しい困窮年収未満の世帯が中期的には146世帯以下に減少することが予想されており、耐震のとれた住宅の長寿命化を進めることや、適正な修繕、改修を実施することで、過剰な市営住宅の供給が抑制される可能性があることから、まず、その1期として、24戸の建設を目指すということとさせていただいております。

既存の中層耐火である和泉・山辺団地の42戸を適正に管理し、新たに建設する 24戸の中層耐火、現存する耐震性のある簡易耐火平家の48戸、県営住宅の32 戸を合わせると146戸の世帯の需要は公営住宅により賄えるという結果となります。

また、あくまでも計画以降の仮設定ではございますが、本計画終了以降の20カ年にさらに必要戸数を新築することで、長期的な需要と供給、安全性のバランスがとれた住宅のストックが可能であると考えております。

これらのことにより、今後も利用していくこととした簡易耐火平家も用途廃止が 可能となることで、需要と供給のバランスだけでなく、集約による財政的な負担が 軽減されるものと考えております。

以上で説明を終わります。

○三鬼(和)委員長 急傾斜事業と並びにストック計画について、少し走っていただいて説明していただきました。

これらについて、聞いたばかりなのでなかなか、質問等、難しいと思いますが、資料として送らせていただいておったということもありますので、どうですか。

○小川委員 参考までに1点だけ教えてください。

困窮世帯と言われるのは、相対的困窮なのか、それとも絶対的困窮、どんなものなのか、その基準というのがあれば。

○柳田建設課係長 この困窮世帯に関しましては、いわゆる借家を利用するという中で、なおかつ年収が25%以下というような、国が示すプログラムによってはじきだされた実数でございまして、何かをもとにしているというよりは、今後の将

来人口に係数を掛けて求められた数字となっております。

- ○小川委員 ようわからんけど、大体こんなもんというのはわかるんですか。
- ○三鬼(和)委員長 ここで市長のほうは退席します。 あとは、4時を過ぎておりますが、会議を続行しますので、よろしくお願いします。
- ○小川委員 大体わかりませんかね、年収、どのぐらいとか。
- ○柳田建設課係長 これを求めるプログラムの中では、年収の実数は出てきておりません。ただ、一方では、借家の費用であるとかを方程式に当てはめた上で数字を出しておりますので、大体これが年収がどれぐらいかというところまでの数字の判定は出ておりません。
- ○三鬼(和)委員長 その辺について、算定時期に合わせてどれぐらいの年収と か、税金を納めておるかというのもちょっと調べておいてください。いいですか。
- ○上村建設課長 わかりました。
  - 一応今回本冊でも渡させていただいております。先ほど柳田のほうからも説明いたしましたけれども、そのあたり、45ページのほうから国の試算の仕方というのが出てまいります。そこでは金額等は出ておりませんので、中身についてはもう少し詳しく確認いたしまして、また御説明をさせていただきます。
- ○三鬼(和)委員長 そのほかにございませんか。 またこの件につきましては、これからもこれによって市が実施計画等々もやられるんですね。代表的な問題もあろうかと思うんですけど、こういったのが出てくることがあろうかと思いますので、またそのときにも。
- ○奥田委員 市営住宅の用途廃止というのは、もう潰して更地にして売却するという理解でよろしいんですか。
- ○上村建設課長 売却するということもありますし、市として何らかの利活用が 考えられるのであれば、そういうことも考えていこうというところでございます。
- ○奥田委員 利活用ということになればあれですけど、売却となると、以前に申し上げたけれども、地籍調査、測量をきちっとね。ほとんどしていないんでしょう、市営住宅の関係。早目にやられたほうがいいと思いますけどね。それだけお願いしておきます。
- ○上村建設課長 わかりました。

今、こういうような計画が今回立って、これからまだお住まいの方もたくさんお みえになりますので、用途廃止という方向で考えていく団地につきましても、当然 維持修繕もさせていただく部分もありますけれども、最終的な方向性を見据えて、 今おっしゃっていただいたような土地の調査なんかも進めてまいりたいというふう に思います。

○三鬼(和)委員長 他にございませんか。

1点だけちょっと。

都市計画税という基金を積むということなので、市には本来、都市計画マスタープラン、都市マスタープランをまた見直さなだめなんじゃないかなと思うんですけど、建設課としては、そういった作業につきまして、新年度からどうされるかという方針とかは、検討されているんですか。

○上村建設課長 実は、現在、三重県のほうでこの圏域のマスタープランをつく ろうということで進められております。本市はそれを受けて、その内容を踏まえた 市のマスタープランを今後つくっていこうということで、平成32年ごろからにな るかなということで考えておりますけれども、そういうときに都市マスタープラン を見直したいなと思っております。

ただ、都市計画税の充当に絡んで、そこは必要に応じてまた都市マスタープラン への位置づけを32年度までじゃなくて、次年度以降、必要に応じて検討していき たいなというふうに思っております。

○三鬼(和)委員長 それじゃ、御苦労さまでございます。

手短にね。

- (「その他、建設の」と呼ぶ者あり)
- ○奥田委員 手短にちょっと。

〇三鬼(和)委員長

中村山なんですけど、中村山の管理。先週、市長と建設課長が出向かれたということで、かなり見晴らしがいいように木を切っていただいたということで、市民の方がかなり喜んでおられたんですけど、やはり中村山、避難場所にもなっていますし、うっそうとしておるじゃないですか、感じがね。ぜひ今後もそういうふうにきれいに整備していただけるとありがたいなと。ただ、大分切っていただいてよくなったということで喜んでおられたので、その辺は感謝申し上げたいと思いますね。今後ともよろしくお願いしますわ。

○三鬼(和)委員長 この件につきましては、同委員会としましても、副委員長 等々も積極的にボランティアもやられておるようですし、あと、ウオーキングだと か健康的に、北側の民間の方の協力も得ましたら、もっとすっきりしたらかなりの 方が、子供たちが遊ぶのの見回りにもなってもらって活用されるのではないかなと

思っていますので、行政側としても力を入れていただきたいと思います。お願いします。

じゃ、御苦労さまでございました。

(休憩 午後 4時14分)

## (再開 午後 4時16分)

- ○三鬼(和)委員長 それでは、続きまして、出納室です。これは金融機関が変 更になるということで、御報告願いたいと思います。
- ○北村会計管理者兼出納室長 出納室です。よろしくお願いいたします。

進行表に基づき、指定金融機関の交代及び収納代理金融機関1行指定終了の2件 について、あわせて報告を行わせていただきます。

過去からの経緯も含めて、指定金融機関の沿革、交代等につきまして、資料を用 意させていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。

通知をさせていただきます。

昭和の時代からの沿革を表示させていただいておりますが、これら沿革の中で、 一昨年の平成28年12月21日付で中京銀行尾鷲支店が廃止される内容の発表が ございました。中京銀行は、本市の指定金融機関及び収納代理金融機関の一つであ ったことから、これを受けまして、昨年2月に総務産業常任委員会にて廃止等の内 容説明を行わせていただきました。

なお、指定金融機関は、本市の収入と支出の事務を扱っていただき、地方自治法等のもと、議会の議決を経て指定させていただいており、現在の本市輪番指定金融機関は百五銀行、第三銀行、紀北信用金庫の3金融機関でございます。

また、収納代理金融機関は、窓口払いや口座振替など、本市の収入の事務を指定 する複数の金融機関に取り扱っていただいており、現在は第三銀行、紀北信用金庫、 東海労働金庫、伊勢農業協同組合、三重県信用漁業協同組合連合会、ゆうちょ銀行 及び中京銀行の7金融機関でございます。

このような中、2月の委員会に引き続きまして、昨年3月の定例会におきましては、4金融機関から中京銀行を除いた3金融機関の輪番制によって指定金融機関とする議案をお認めいただくとともに、総務産業常任委員会では、中京銀行の収納事務取りまとめ店が尾鷲支店から松阪支店に指定変更すること及び収納事務の取りまとめを行う店舗が市外の店舗になるため、本市にとってほかの収納代理金融機関と同様のタイムスケジュールで収納事務を行えないとのことで、1年間の移行期間を

設けまして、中京銀行を本年3月末をもって収納代理金融機関指定終了とさせていただく旨の御報告を行わせていただきました。

その後、エリアワンセグ、広報おわせ、各通知書等によりまして、中京銀行収納 代理金融機関指定終了について御連絡を行わせていただくとともに、中京銀行にも 御協力いただき、個別通知を行っていただいたり、本市関係各所属におきましても 個別の対応を行ったりしまして、現在では、種別によっては中京銀行引き落としが ゼロになるなど、多くの方に他行の利用に移っていただき、今月末をもって中京銀 行収納代理金融機関の指定終了を迎えますので、御報告をさせていただきます。

まだ中京銀行の口座引き落とし登録をされたままの方もいらっしゃいますが、その方々には今後も各所属が個別対応し、円滑に納付していただけるように対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、指定金融機関につきましては、昨年の議決のとおり、資料にも緑色やオレンジ色で色づけを行っておりますように、現在、指定金融機関の百五銀行が本年6月30日をもって輪番期間の終了を迎え、新たに7月1日から第三銀行が本市の指定金融機関を3年間務めていただくことになっております。

なお、交代による公金の収納、支払事務等指定金融機関としての業務内容は変更 ございません。また、参考に、水道事業及び尾鷲総合病院の出納取り扱い金融機関 の沿革等も資料1ページにお示しさせていただいております。

加えまして、資料1ページ、最下段に記述させていただいておりますが、次期本 市指定金融機関の第三銀行と、本年5月下旬もしくは6月上旬に指定金融機関締結 の調印式を行うよう調整を図っておりますので、御報告させていただきます。

次の資料2ページには、第三銀行の概要及び沿革についてお示しさせていただい ておりますので、ごらんになっていただければと存じます。

なお、第三銀行が三重銀行と統合を目指していると、報道などによりまして聞いております。情報収集は行っておりますが、実際の統合決定の際には、本委員会の御報告や議案上程も必要になってくると思っておりますので、その際にはよろしくお願いいたします。

以上、本市指定金融機関及び収納代理金融機関について、出納室からの御報告と させていただきます。

○三鬼(和)委員長 以上、これまでの経緯と、現在、それから今後の指定金融 機関等について、御報告を願いました。

これらについて、御質問ございましたら。

いいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三鬼(和)委員長 ありがとうございました。

それでは、最後に水道部の報告を受けたいと思います。

(休憩 午後 4時22分)

(再開 午後 4時23分)

- ○三鬼(和)委員長 それでは、会議を再開いたします。
- ○尾上水道部長 水道部です。よろしくお願いします。

水道部からは、報告案件3件でございます。

資料を通知いたします。

まず、来年度の当初予算の資本的支出に係る建設改良費の上水道施設整備費と簡易水道施設整備費の計画箇所を報告いたします。

1ページをごらんください。

来年度は、上水道・簡易水道工事をごらんのとおり予定しております。

2ページをごらんください。

上水道の工事箇所の位置図でございます。

3ページから8ページには、詳細な位置図を掲載しております。上水道分でございます。

- ○三鬼(和)委員長 布設工事をする地区名をちょっとやってください。
- ○尾上水道部長 上水道区域に関しましては、資料にもございますように、倉ノ谷町、大曽根浦、泉町、中川、あと、ポンプ等で泉のほうの加圧ポンプ、矢浜浄水場の地下水ポンプ等がございます。また、簡易水道、9ページから14ページにかかわります簡易水道につきましては位置図がございますが、曽根地内、続きまして、三木浦地内、賀田地内、古江地内になってございます。その地図以外に早田地内の配水管改良工事と、あと、賀田、三木浦の送水ポンプの取りかえもございます。それにつきましては、資料の1ページに掲載してございます。

続きまして、15ページをごらんください。

井戸撤去に伴う条例改正について御報告させていただきます。

上水道の使用水量の過去の実績と今後の本市の人口減少による必要水量の減少を 検討いたしました結果、長年借用しておりました井戸の分の水量が必要ないとの判 断に至りましたので、平成30年度の当初予算に土地返還に伴う現状復帰のための 予算を計上させていただいております。この予算をお認めいただければ新年度に撤去工事に入りまして、三重県に報告後に、条例改正の必要があるため、あらかじめこの場で御報告させていただきます。

まず、現在、五つの井戸から取水しておりますが、借用の赤の部分の色の管を撤去する予定でございます。

16ページをごらんください。

撤去後の本市の上水道事業の取水量はごらんのとおりでございます。現在、総量 1万4,500トンが、撤去後には1万2,280トンとなる予定でございます。

17ページをごらんください。

尾鷲市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の抜粋でございますが、 第2条第2項第1号のイとウの黄色の網かけの部分を来年度、三重県に報告後の直 近の議会で条例改正を行いたいと考えております。

井戸の撤去に伴う説明は、以上でございます。

続きまして、尾鷲市水道事業業務継続計画 (BCP) 南海トラフ地震想定編 (案) について御報告させていただきます。

資料を通知します。

- ○三鬼(和)委員長 資料、来ておるよ。
- ○尾上水道部長 じゃ、1ページをごらんください。

1ページの1、目的につきましては、午前中、総務課が説明したと思いますが、 尾鷲市が定める尾鷲市業務継続計画に基づき、地震発生時における水道事業の円滑 な業務遂行及び機能の早期復旧を目的として策定したものでございます。

2につきましては、管理者不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制となっております。

- (1)の代行順位につきましては、第1位が水道部長、第2位が総務係長、第3順位が工務兼送水場係長となっております。
  - (2)の水道部職員の参集体制につきましては、尾鷲市業務継続計画3の1の (2)の参集体制に準じてございます。
- (3) の水道部職員の配置人員につきましては表のとおりでございますが、これにつきましても尾鷲市業務継続計画3の1の(3) 配置人員基準表に基づいてございます。

2ページをごらんください。

(4) 水道給水対策本部の設置及び編成についてでございます。

警戒体制及び非常体制が発令されたら、直ちに水道給水対策本部を設置するとなっております。この水道給水対策本部の組織図につきましては、後ほど御説明いたします。体制につきましては、応急給水班、応急復旧班、後方支援班となっております。

続きまして、3の電気、水、食料等の確保につきましては、(1)水道部庁舎と しておりまして、水道部庁舎が水道給水対策本部となりますので、ここの機能確保 としまして、表のとおりの部分で体制を整えるということになってございます。

3ページをごらんください。

(2)では、職員用食料等の備蓄ということで、表にございますように、現在、 長期保存水90リッター、10人分、アルファ米100袋、約10人分ということ で、最低限3日分を確保しております。

4の災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保につきましては、以下のと おり、災害時優先電話としまして9回線、防災無線としまして移動系で車両1回線、 IP電話としまして水道部庁舎に1回線ございます。

続きまして、4ページをごらんください。

4ページの5、非常時優先業務につきましては、優先度Aから、5ページの優先度Dまで定めております。優先度Aにつきましては、被害状況の把握、最低人員4名、担当班、応急給水班、応急復旧班、後方支援班ということで、業務内容につきましては、6、被害状況の把握となっておりますが、この業務内容の詳細につきましては、後ほど御説明いたします。

以下のとおり、優先度A、高いものから順に、優先度B、続きまして、5ページの優先度C、優先度Dということで、今回の業務継続計画の核となるものについて、以下のとおり定めております。

6ページをごらんください。

6ページにつきましては優先度E業務ということで、通常業務につきまして、担 当班等、記載しております。

7ページをごらんください。

先ほど優先度のところで御説明しました、4ページであれば優先度Aの業務内容 6、被害状況の把握の実務について、実態について、詳細に記載しております。6、 被害状況の把握につきましては、各担当は応急給水班及び応急復旧に必要となる下 記の情報について、その的確な把握に努めるということとしております。

(1)で応急給水に必要な情報、(2)では応急復旧に必要な情報を得るという

ことで、それぞれの班が担当しております。

同様に、優先度Aでの業務内容7、情報の伝達につきまして定めております。地 震による被害が発生した場合は、水道施設の被害状況、応援要請の有無、水道給水 対策本部の設置について、日本水道協会三重県支部等に連絡するとなっております。 これ以外にも必要なものがあった場合につきましては、順次連絡を行うということ としております。

業務内容の8、広報活動につきましては、ライフラインとしての水道の被害は住民の方に大きな影響を及ぼすということで、混乱を生じさせないような形で、できるだけの情報をいち早くお知らせするというような形で、被災情報及び断水の情報、応急給水の実施状況、復旧の見通し及び通水の見通し等をお知らせするということにしております。

8ページをごらんください。

業務内容の9、経過記録につきましては、大きな災害があった場合に、応援水道 事業体等が来ていただけると思うんですが、その場合に費用負担の算定に係るもの や、被災状況に対応した部分についての詳細な記録をとるということで、以下のよ うな点について定めております。

10、応急給水活動につきましては、第1段階から第4段階までの5段階について、それぞれ詳細に定めております。第1段階のところでは、給水目的及び方法のところをごらんいただいたように、人命にかかわるものを第一優先として、最低限の飲料水確保を目的として応急給水から、徐々に復旧がなされるにつれて、それぞれの段階で対応していくことと定めております。

9ページをごらんください。

応急給水活動の(2)としまして、給水基地となる水道施設について定めております。これにつきましても、後ほど別紙のほうを御説明いたします。

- (3)優先的に給水を行う場所につきましては、尾鷲総合病院と救護所設置箇所としております。応急給水拠点につきましては、尾鷲地域防災計画、資料2の7、指定避難所一覧を基本として、本庁災害対策本部と連絡調整を行い、設置場所を検討、決定し、広報を行うとしております。
- 11の応急復旧につきましては、(1)の給水能力に応じた応急復旧地域の設定ということで、給水能力に応じた応急復旧地域を設定し、まず復旧作業を進めると。
- (2) のところで、復旧に当たっては、幹線管路を最優先として設定しております。また、加えて、医療施設、広域避難所施設、被災者収容施設、福祉施設への給

水について、これらの施設に通じる管路も優先路線として考えてございます。

- (3) 応急復旧の手順としましては、原則として、水源から給水に至るまで、水の流れに沿って復旧するものとしております。また、復旧した地区につきましては一定の区域ごとに管路の修理、復旧を行い、給水区域を線から面的に拡大する方向で行うものと考えております。
  - 10ページをごらんください。
- (4) 用地、資機材の確保につきましては、応急復旧作業を速やかに行うため、 資機材や残土置き場等の用地を確保するということになっておりますが、現在のと ころ、樋ノ口用地を考えてございます。また、資機材の調達に当たっては、必要に 応じて日本水道協会救援本部と連絡調整を図ることとしております。

最後に、12、供給の開始となっておりますが、(1) 水道水の供給開始につきましては、配水管の復旧状況に応じまして、水道水の供給を開始すると同時に、応急給水活動を縮小し、収束させていきます。また、給水が始まりましたらば、利用者、市民への周知ということで、水道水の供給が可能になったときは、止水栓開栓時に給水装置所有者に対してその旨を伝える、また、不在者に対しては、お知らせ票を玄関や門扉等の見やすいところに掲示しまして、給水が可能になったことをお知らせするとしております。

別紙1をごらんください。

別紙1につきましては、2ページのところで水道給水対策本部組織図を立ち上げるとなっておりますが、そのことについて、組織図としてあらわしております。通常の被災の状況におきましては、中央の枠で縁取っております水道給水対策本部米印1ということで、市長を本部長といたしまして、総括指揮担当、水道部長、それぞれの水道部職員によります班において対応することとしておりますが、ある程度の被災となって水道部だけでは対応できないという場合につきまして、この組織図全体という形で運用することとします。

応援部隊としましては、日本水道協会救援本部との連絡調整、また、近隣他市町 の災害対策本部との連絡をとりまして、被災修繕復旧に対して体制を整えていくと いうことにしております。

最後に、先ほど申し上げました別紙 2 につきましては、被害が起こった場合に水道を供給することになるんですが、その場合の施設を表示しております。それぞれの施設名がございまして、この施設と被災地との関係性を捉えまして、極力早く貯水池から断水された地域にどういうふうにすればいち早く水が送れるかということ

を確認するための配水池等の一覧表となっております。

水道部のBCPの説明については以上でございまして、報告案件3件につきましては、以上でございます。

○三鬼(和)委員長 以上、予算にもかかわることなんですが、井戸の撤去であるとか、建設改良費に係る布設替え、それから、水道部における事業継続計画について報告していただきました。

これらについて、御質問ありましたらお願いします。

- ○奥田委員 資料の15、16か、井戸の撤去のところなんですけど、3号と4号を撤去するということですが、これは、以前200万やったやつが250万に結構盛りましたよね。僕も討論した覚えがあるんですけど、二つ取ったかな、あのとき。二つ返したのにかかわらず、二つ残って、家賃じゃないけど借上料が200万が250万に上がったということで、僕、あのとき予算に反対した覚えがあるんですけど、その残った二つということですよね。
- ○尾上水道部長 奥田委員がおっしゃられるとおりです。

一昨年、平成27年までは、今のこの図面では3号井、4号井を撤去とあるんですが、3号井、4号井から延伸しましたところに、実は旧1号井と2号井がそれぞれございました。一昨年にその二つを取りまして、奥田委員がおっしゃられるのは、その当時、4本で200万だった賃料が今250万だよねという部分だと……。

(「(聴取不能)」と呼ぶ者あり)

○尾上水道部長 そういうことでございます。

その250万でこれまで借りていた分の井戸を2本お返しするということでございます。

- ○奥田委員 当時はそれも何とか買い取りできんのかとか、いろんな議論があったと思いますけど。でも、これはもう要らないということであれば撤去したらええ話やし、ちなみに、予算決算常任委員会の話になると思いますけど、撤去費はどのぐらいなんですか。
- ○尾上水道部長 井戸の撤去につきましては、平成30年度予算に1,500万計 上してございます。お認めていただければ、工事のほうということでございます。
- ○奥田委員 そうすると、今250万払っていますから、撤去費1,500万、6年分ということですね。6年分でもうということね。わかりました。
- ○三鬼(和)委員長 ちなみに、これでもう全部水道部の水源になるわけですね。
- ○尾上水道部長 はい。そのとおりでございます。

これで自前の井戸と、上水道区域に至りましては矢浜の伏流水とこの井戸でとい うことになります。

○三鬼(和)委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三鬼(和)委員長 それでは、市長、副市長、執行部の皆さん、御苦労さまで ございます。

それでは、引き続き、付託されました7議案につきまして、採決をとらせていた だきます。

議案第2号、尾鷲市情報公開条例の一部改正について、可決すべきとする者の挙 手をお願いいたします。

(举 手 全 員)

○三鬼(和)委員長 挙手全員でございます。

議案第3号、尾鷲市個人情報保護条例の一部改正について、可決すべきとする者の挙手、お願いいたします。

(挙 手 全 員)

○三鬼(和)委員長 挙手全員でございます。

議案第4号、職員の給与に関する条例の一部改正について、可決すべきとする者 の挙手、願います。

(挙 手 全 員)

○三鬼(和)委員長 挙手全員でございます。

議案第5号、尾鷲市職員退職手当条例等の一部改正について、可決すべきとする 者の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

○三鬼(和)委員長 挙手全員でございます。

議案第12号、尾鷲市消防団条例の一部改正について、可決すべきとする者の挙 手、お願いいたします。

(举 手 全 員)

○三鬼(和)委員長 挙手全員でございます。

議案第13号、尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、可決すべきとする者の挙手、お願いします。

(举 手 全 員)

○三鬼(和)委員長 挙手全員でございます。

議案第27号、尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について、可決すべきとする者の挙手、お願いします。

(举 手 全 員)

○三鬼(和)委員長 挙手全員でございます。

採決は以上のとおりでございますが、この議案7件について、特段申し添えることはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三鬼(和)委員長 ないですね。

それでは、これで採決を終わりました。

本日、報告事項でいただいたことにつきましては、必要に応じて休会中等にもまた委員会で報告いただくということもあろうかと思いますので、その辺をお聞きおきください。

それでは、御苦労さまでございました。これにて総務産業常任委員会を閉じます。

(午後 4時44分 閉会)